

平成30年第1回定例会

長柄町議会会議録

平成30年 3月1日 開会

平成30年 3月14日 閉会

長柄町議会

平成30年長柄町議会第1回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号 (3月1日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○施政方針	11
○一般質問	19
星野一成君	19
三枝新一君	23
鶴岡喜豊君	39
本吉敏子君	50
大岩芳治君	67
○散会の宣告	79

第2号 (3月2日)

○議事日程	81
○出席議員	82
○欠席議員	82
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	82
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	83

○開議の宣告	84
○諸般の報告	84
○一般質問	84
山根義弘君	84
川嶋朗敬君	97
○発議案第1号の上程、説明、採決	111
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
○議案第3号、議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議案第17号の上程、説明、採決	146
○議案第18号～議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第24号～議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託	167
○休会の件	175
○散会の宣告	175

第 3 号 (3月14日)

○議事日程	177
○出席議員	177

○欠席議員	177
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	177
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	178
○開議の宣告	179
○諸般の報告	179
○議案第24号～議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決	179
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	189
○閉議及び閉会の宣告	190
○署名議員	193

平成30年長柄町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成30年1月30日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 平成30年3月1日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

平成30年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成30年3月1日(木曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告(議長の報告)

(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)

日程第4 施政方針

日程第5 一般質問

出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	総務課長	蒔田功君
企画財政課長	白井浩君	税務住民課長	石井正信君
健康福祉課長	小林敬二君	建設環境課長	内藤文雄君
産業振興課長	若菜聖史君	会計管理者	大塚真由美君
教育長	佐川和弘君	学校教育課長 兼給食センター長	石井一好君

生涯学習課長
兼公民館長

松本昌久君

選挙管理
委員長
選挙書
理会長

蒔田功君

農業委員会
事務局
局長

若菜聖史君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

森田孝一

議会書記

安部吉輝

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成30年長柄町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

2番 鶴岡喜豊君

3番 池沢俊雄君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日から14日までの14日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 1 日から14日までの14日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

陳情が2件提出されました。議会運営委員会で協議した結果、いずれも審議保留となりました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書及び定期監査報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

また、去る2月26日に行われました長生郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会において、平成30年度予算が可決されましたので報告いたします。

長柄町議会基本条例策定特別委員会、古坂委員長から、12月1日付で提出されておりました山根委員の委員辞任届について、委員会で審議の結果、許可した旨の報告がございましたので報告いたします。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員であります池沢俊雄君より報告があります。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、池沢俊雄君。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（池沢俊雄君） 改めまして、皆さん、おはようございます。3番池沢でございます。

本日は、悪天候の中にもかかわらず、第1回議会定例会の傍聴に、たくさんの皆さんにお越しいただきましてありがとうございます。

私からは、平成30年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の議会報告をいたします。

平成30年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会は、2月9日に開会し、平成29年度補正予算並びに平成30年度予算など、承認1件と議案21件を審議し、2月26日に閉会をいたしました。

会議に先立ちまして、新議員の紹介がございました。

白子町議会議長の交代によりまして、白子町議会議長職議員として、板倉正道氏が平成29

年12月13日付で広域議員となりました。

また、白子町議会議長の交代によりまして、新議長の選挙がございまして、平成30年第1回議会定例会におきまして、長生村議会議長職議員の阿井市郎氏が組合議会の議長に選出をされました。

以下、審査の結果をご報告いたします。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

内容といたしましては、昨年7月2日に長南町給田地先での消防団車輛が火災現場へ向けて走行中の交通事故の損害賠償額226万8,307円を決定し、和解したことについて承認を求めらるるものでございます。

次に、議案第1号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）でございます。

内容ですけれども、歳入歳出にそれぞれ1億1,175万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ75億8,417万3,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、人件費の精査、過年度分市町村負担金清算金の還付や基金への積み立て、介護認定審査システムのプログラム変更委託の増額、また総務費、衛生費、消防費の見込みによる減額や節の組み替え及び財源更正でございます。

次に、議案第2号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第1号）でございます。

内容でございますけれども、歳入歳出にそれぞれ554万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,400万4,000円とするものでございます。

主な内容は、人件費及び事業費の精査、過年度分の市町村負担金清算金の還付でございます。

次に、議案第3号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

内容ですけれども、業務予定量の年間総給水量1,901万9,000m³を1,917万9,000m³に、1日平均給水量5万2,107m³を5万2,545m³に改めるものでございます。これは、工業用水の増加ということでございます。

収益的収入及び支出では、水道事業収益を3,647万7,000円増額し51億1,440万4,000円、水道事業費用を918万8,000円増額し50億2,464万円とするものです。

資本的収入及び支出では、資本的収入を2,002万3,000円減額し7億7,944万5,000円、資本

的支出は1億1,852万1,000円減額し15億3,720万5,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与を558万4,000円増額し4億3,378万4,000円とするものでございます。

次に、議案第4号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）。

内容といたしましては、業務予定量の年間入院患者数を4,380人減の3万7,230人とするものです。

収益的収入及び支出では、病院事業収益を2億5,049万7,000円減額し34億7,707万6,000円、病院事業費用を3,455万1,000円減額し36億5,717万6,000円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を4,279万4,000円減額し23億2,580万7,000円とするものです。

棚卸資産購入限度額は5億6,273万5,000円を5億9,316万6,000円とするものです。

次に、議案第5号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算でございます。

内容は、歳入歳出予算総額を前年度予算に対し17億8,153万5,000円、23.8%減の57億465万1,000円とするものでございます。

人事異動及び給与改定等に伴う人件費、汚泥再生処理センター長期包括運營業務委託や既存のし尿処理場解体工事、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事や新最終処分場建設事業の開始、また、し尿処理施設債の利子、保健センターや消防施設債の元金償還開始による公債費などが増額となった一方で、汚泥再生処理センターや長生分署建設事業が減額となったことによるものでございます。

次に、議案第6号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算。

内容といたしましては、歳入歳出予算総額を前年度予算に対し1,509万1,000円、10.2%増の1億6,355万5,000円とするものです。

人事異動及び給与改定等による人件費、老朽化が著しい火葬設備の修繕料や工事費の増によるものでございます。

次に、議案第7号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算。

内容ですけれども、業務量の見込みを年間総給水量は前年度と比べ5万1,000 m^3 、0.3%減の1,896万8,000 m^3 、1日平均給水量は5万1,967 m^3 とするものでございます。

水道事業収益は、前年度予算に対し1,240万9,000円、0.2%減の50億6,551万8,000円、水

道事業費用は、前年度予算に対し1,320万5,000円、0.3%減の50億224万7,000円とするものでございます。

資本的収入は、前年度予算に対し6,011万3,000円、7.5%増の8億5,958万1,000円、資本的支出は前年度予算に対し8,579万7,000円、5.2%増の17億4,152万3,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8億8,194万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填をするものでございます。

次に、議案第8号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算でございます。

内容といたしまして、業務量の見込みを年間入院患者数は2,190人、5.3%減の3万9,420人、年間外来患者数は488人、0.5%増の9万280人とするものでございます。

病院事業収益は、前年度予算に対し755万8,000円、0.2%増の37億3,513万1,000円、病院事業費用は、前年度予算に対し3,429万8,000円、0.9%増の37億2,602万5,000円とするものでございます。

資本的収入は、前年度予算に対し1,611万3,000円、7.4%減の2億134万4,000円、資本的支出は、3,431万4,000円、9.1%減の3億4,144万4,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,010万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填をするものでございます。

次に、議案第9号でございます。長生郡市広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容といたしましては、情報の公開に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正をするものでございます。

議案第10号 長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、内容は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議案第11号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、内容といたしましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に鑑み、一般職員の給料表と期末勤勉手当について、これらに準じた改正を行うものでございます。

次に、議案第12号でございます。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、法律の趣旨にのっとった所要の改正をするものでございます。

議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容といたしましては、労働安全衛生法の改正によりまして、産業医の業務が増加したことから現状の1万5,000円を3万円に額の引き上げを行うものでございます。

議案第14号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴いまして、消防手数料の所要の改正をするものでございます。

次に、議案第15号 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容ですけれども、汚泥再生処理センターが完成後、施設の稼働開始に伴い、施設名称を長生郡市広域市町村圏組合環境衛生センターし尿処理場を長生郡市広域市町村圏組合汚泥再生処理センターに改定するものでございます。

次に、議案第16号 長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容でございますけれども、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第8条の規定に基づきまして、消防団員の管理運用体制及び災害時の指揮命令体制の充実強化を図るため組織及び階級等の職名等及び団員報酬を所要の改正をするものでございます。

次に、議案第17号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容といたしましては、千葉県人事委員会勧告に準拠し、病院事業管理者の期末手当を改正するものでございます。

次に、議案第18号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

内容といたしましては、定年退職の医師を特定任期付職員として採用するに当たり、手当等の整備をするため所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第19号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

内容といたしましては、組合選出の監査委員の退任に伴いまして、組合議員の一宮町議会

議長職議員でございます吉野繁徳氏を監査委員に選任するものでございます。

次に、議案第20号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

内容といたしましては、監査委員（識見を有する者）である白井伸夫氏が任期満了となりますので再任をするものでございます。

最後に、議案第21号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

内容といたしましては、教育委員会委員の任期満了によりまして、長生村教育委員会教育長、木島晃一氏を任命するものでございます。

以上、これらの全議案とも原案のとおり承認・可決・同意をされました。

以上で平成30年長生郡市広域市町村圏組合第1回議会定例会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎施政方針

○議長（月岡清孝君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

清田町長より、本定例会に当たり、施政方針を述べたい旨の申し出がありますので、これを許します。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） おはようございます。

議長さんから許可をいただきましたので、長柄町の施政の方針を述べさせていただきます。

平成30年第1回長柄町議会定例会の開会に当たりまして、平成30年度予算案を初め、その他の諸議案の審議をお願いするに当たりまして、私の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町長に就任をさせていただいてから、早くも任期最後の年となりました。

この間、さまざまな行政課題を抱えながら町政運営に取り組み、町政を進めることができましたことは、ひとえに町民の皆様、議員各位のご理解とご協力に支えられた結果であると考えております。心より感謝申し上げます。

我が国は、昨今の緊迫する北朝鮮情勢や先行き不透明感が高まる世界経済、国内において

は、世界に類を見ない急速な少子高齢化、人口減少問題など、さまざまな困難に直面しております。

国政においては、これまで一億総活躍社会、働き方改革を進めてきた中で、今後、生産性革命や人づくり革命など、人材への投資による生産性向上を改革に向けた取り組みの中心に据えるとした骨太の方針2017が、昨年6月に示されました。

また、昨年の衆議院議員総選挙により第4次安倍内閣が発足し、この方針に基づき、各種課題の解決に向け、地方自治体にも大変影響のあるさまざまな施策の実行が加速していくものと考えております。

とりわけ、人口減少問題の克服は、国、地方が総力を挙げて取り組んでいる喫緊の課題でもあり、地方創生の取り組みについては、総合戦略の改訂など、国の動きを注視しつつ、時機を失することなく的確に対応していかなければなりません。

このような中、本町では、第4次総合計画の将来像に、「水が輝き 緑が輝き そして笑顔が輝くヒューマンリゾートながら」を掲げ、町民の皆様が、住んでよかったと、住み続けたいと思える町、ふるさととして、愛着を持つことのでき、誇れる町の、実現に向けた取り組みを進めてきております。

さらに、人口減少の抑制を図り、将来にわたって地域の活力を維持するため、一昨年、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、現在は、その実現に取り組んでいるところであります。中でも重要な取り組みとして、地方創生の推進による好循環の創出に向けて、産学官の包括連携による大学連携型生涯活躍のまちに取り組んでまいりました。

今後、未来に向けて、産学官、それぞれの強みや特性を掛け合わせ、人的・知的交流や地域活性化を図り、町の魅力を開花させてまいり所存であります。

それでは、これより町政の各部門にわたり、第4次総合計画の施策の体系に沿って、町政運営の取り組みについてご説明申し上げます。

初めに、「自然とともに生きる快適なまちづくり」ですが、町民の皆様の生活環境に最も密着した社会資本である道路の整備につきましては、平成30年度も引き続き茂原長柄スマートインターチェンジアクセス道路整備事業及びスマートインターチェンジ周辺道路整備事業等、圏央道とアクセスする関係道路の整備を実施してまいります。

また、国の社会資本整備総合交付金を活用し、橋梁長寿命化修繕事業及び舗装修繕事業等、老朽化した道路ストックの維持に係る事業並びに町道3033号線の道路を改良する事業を進めてまいります。

加えて、スマートインターチェンジの整備・開設を受けて、観光や企業立地など、飛躍的な時間短縮から生まれるさまざまな期待に対し、その受け皿となる道路体系を確立するため、日吉誉田停車場線を初めとした周辺の県道の整備について、関係機関に強く働きかけてまいります。

10カ年の計画で始まった地籍調査事業は、事業開始から7年目を迎えます。

国の予算配分の関係から、現在、若干の遅れが生じているものの、おおむね順調に進捗しており、新年度は、六地蔵・山根地域を中心に、調査の予定となっています。

今後も事業費確保について、国・県に対して積極的に働きかけてまいります。

農業関係では、農業振興地域計画の見直しに取りかかります。

現在の計画は、平成11年に策定したもので、既に18年が経過しており、農地の現況と農振農用地にそごが生じていることから、来年度から2カ年で計画を見直し、策定をするものであります。

そのほか、農地のみならず、昨年、議会からも本町のこれからの土地利用の計画、方向性について、さまざまなご意見を頂戴しているところであり、自然の保全を前提として長期的な視点に立ち、計画的な土地利用を図るべく、今後、各種計画の策定の準備に取りかかる年と考えております。

もう一点、新年度より、新たに路線バス利用者支援として、学生及び65歳以上の方の定期、または回数券の半額助成を行うものであります。

これは、路線バスの利用者拡大を目的とした、いわゆる公共交通を守るという部分と、町民の足の問題に対する利用しやすさ、住みやすさを兼ねた施策となります。

昨年秋に開始いたしました高齢者等外出支援タクシー助成事業との相乗効果により、買い物、通院などの利便性の向上を目的としたものであります。

次に、「人が健康で支えあうまちづくり」では、まず、健康ポイント事業に関しましては、ICTを活用し、健康づくりの取り組みに応じたポイントを付与する制度を昨年秋に試行導入し、健康管理に係る動機づけ、また自発的な取り組みを促進するものであります。

そのシステムにつきましては、千葉大学予防医学センター及びNTTと共同で行っており、学術的な効果検証まで継続して行うなど、さまざまな波及効果を期待しております。

また、今後さらに利用者が増え、広く町民の健康づくりに寄与できるよう、引き続き周知、啓発に取り組んでまいります。

初年度となります昨年は、介護予防推進員の皆様など、130名の方々から試行的に始めさ

せていただきましたが、新年度からは新たに370名分を用意し、合計500名を対象として、事業の拡大を図ってまいります。

なお、たまったポイントは商品券と交換とし、町内の商店でご利用いただけるものとししました。

引き続き、健康づくりと商業等活性化との好循環の創出に取り組んでまいります。

さらに、介護予防事業では、住みなれた地域で自立した生活が継続できるように、介護予防出張教室を初めとする各種サロン活動などの取り組みについて、社会福祉協議会との協働体制のもと、今後も積極的に推進してまいります。

本町の介護予防事業は、他市町村から参考にされるほど充実しているとの評価をいただいていると耳にいたします。

言うまでもなく、介護予防の普及啓発は、その大半が介護予防推進員・サポーター等のボランティアの皆様の善意の支えによって成り立っており、関係する方々の日ごろからの活動に対しまして、この場をおかりし、改めて感謝を申し上げます。また、今後、より一層のご協力をお願い申し上げます。

また、先ほども触れました、昨年秋に試行的に開始した高齢者等外出支援タクシー助成事業につきましても、この春から本格的な事業化となります。まだまだ、広報など、利用可能者への周知が行き届いていないものと思われませんが、既に利用されている方からは、出かけやすくなったとのご意見も頂戴しているところでありまして、今後事業の拡大に努めてまいります。

そのほか、女性の健康サポート事業、特定健診、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等につきましても医療機関と連携を図りながら、妊婦や乳幼児、高齢者まで、町民の健康増進に努めてまいります。

次に、「人が生き生きと輝くまちづくり」では、まず、就学前の子供たちの環境整備として、こども園の園庭の改修を行います。

平成22年に開園したながらこども園は、8年が経過いたしました。多方面から、高く評価をいただいている子育て支援センターとあわせて、子供たちがよりよい環境ですくすくと育つよう、できる限り環境整備を心がけてまいります。

小学校につきましては、日吉小学校特別教室棟避難滑り台の設置、また長柄小学校北側校舎ベランダ及び屋外階段手すりの塗装など、防災と安全対策を最優先に環境整備を行ってまいります。

中学校につきましては、体育館のトイレの洋式化にあわせ、プール更衣室の改修を行います。プール更衣室を体育館と一体とすることにより通年で利用できることとなり、あわせて、万が一の災害時の避難所としても授乳やおむつ交換、また夜泣き対応の部屋としてなど、多目的に利用が可能となるよう、防災面からも配慮し、整備をいたします。

また、小中学校共通の事業といたしまして、ICT環境整備を行います。

国の新学習指導要領に基づき、ICT環境の充実を図るため、タブレットの導入、校務支援システムの導入、ネットワーク環境の整備を行います。

これにより、調べ学習はもとより、本町の子供たちに、主体的・対話的で深い学びの実現を図ってまいります。あわせて、学力向上推進事業として、国際交流、外国語指導助手・教育支援員の増員、学習相談など、継続または増員をしてまいります。加えて、英語や漢字の検定料の補助を新たに始めます。子供たちの学ぶ気持ちや達成感を牽引する一助となればと期待しております。

社会教育・生涯学習につきましては、昨今言われ始めた人生100年に本町も対応すべく、子供から高齢者までが、より充実した時間を過ごせるよう、多様で質の高い学習機会の確保に努めてまいります。

また、公民館の建設につきましては、現在の建物の老朽化、その問題から、できるだけ早く新たな施設建設をと、私の考えに変わりはありません。

新年度におきましては、いま一度、基本設計費を計上しております。改めてよろしく願いいたします。

歴史・文化財等につきましては、まず本町が一番に誇れる歴史的文化遺産である史跡長柄横穴群がございます。

本年中には、都内大手バスツアーが、当史跡をルートの一つに加えていただけると、うれしいニュースも聞いております。

新年度も歩道の整備事業、公衆無線LANの設置事業などの史跡の環境整備を行ってまいります。

ほかの重要文化財もあわせ、生涯学習や観光など、さまざまな分野での活用を図り、特徴を生かした町づくりの推進に努めてまいります。

次に、「人がうるおう美しく安全なまちづくり」では、まず、防災関係では、指定避難所公衆無線LAN設置事業で、災害時の情報収集及び伝達手段の確保を図ることなどから、刑部地先の町民いこいの家に無線LANを設置いたします。

また、住居環境の整備として、町営日吉団地鶉谷住宅の屋根・外壁の塗装事業を行います。この事業は、国の社会資本整備総合交付金を活用し実施するもので、国の予算次第ではありませんが、現状では、鶉谷住宅60戸を2カ年計画で実施するものであります。

一昨年から地方創生関連で取り組みを始めました、いわゆる移住定住推進事業ですが、本年度中に千葉大学から提案される予定の推進プログラムに沿った形で、いよいよ新年度から事業として本格的に動き始めます。

空き家バンク制度のさらなる充実や一定期間本町に移り住むお試し居住、また都市部でのプロモーション活動や情報発信など、県内外のイベントなどにも積極的に参加し、長柄町の魅力を広く多くの方々に発信してまいります。

さらに、新年度から、国の地方創生人材支援制度を活用し、本町に非常勤特別職のタウンアドバイザーを置くこととします。

本制度は、内閣府が地方創生の事業推進を目的として創設したもので、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、国家公務員や大学研究者、民間人材を、地域に応じた処方箋づくりを支援するとしたものであります。

生涯活躍のまち、行動、実行の年に当たり、経験、知見を生かしたアドバイスやマネジメントはもとより、本町の町づくりのコーディネーターとして活躍を期待しております。

次に、「人と自然が創る豊かなまちづくり」では、まず、鳥獣被害防止対策事業ですが、いわゆる有害獣の被害に対しまして、捕獲、防護の両面において国・県の補助制度を活用する中、町の単独事業も加え、積極的に被害防止対策に努めてまいります。

また、昨今、町鳥獣被害防止対策協議会の方々から捕獲後の処理に係る問題提起がなされており、私も喫緊の課題と認識しておりまして、今後、検討してまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、既に実施している幾つかの地区での共同作業が定着してきており、これによって農地の保全や農業用施設の維持補修、ひいては農村環境の保全など、さまざまな面での波及効果をもたらしていることから、引き続き導入地区の拡大、推進に努めてまいります。

次に、「町民が主役となる開かれたまちづくり」では、まず、来年度から、役場の宿日直業務を民間委託いたします。

夜間の宿直業務及び正月三が日の日直業務が業者委託となります。

また、公用車の購入で、町有バスながら号を新たに購入いたします。

平成6年から24年が経過する現在のながら号は、大変長きにわたり活躍してくれたもので

すが、安全性の面などから買いかえるものであります。

そのほか、町のPRなどに大活躍のながラングッズの作成や町の名刺がわりとなる町勢要覧の作成を行い、町の知名度アップを図ります。

続きまして、平成30年度の予算について申し上げます。

平成30年度の一般会計の予算規模は38億6,600万円となり、前年度対比8.9%の増加を見ております。

要因といたしましては、ICT環境整備事業や長柄中学校トイレ・更衣室整備事業などの新規整備が挙げられます。

歳入面では、地方財政計画による地方交付税は、前年比2.0%の減となっており、長柄町においても生産年齢人口の減少が予見され、地方交付税等の一般財源の総量も減少する傾向にあります。固定資産税を初めとした町税は前年度比で増加しております。

歳出面では、性質別に申し上げますと、人件費では、前年度と比較して2,407万6,000円、2.7%の増となります。物件費では、前年度と比較して5,104万5,000円、6.3%の増、普通建設事業費は、前年度と比較し2億4,492万5,000円、83.8%の増でございます。

予算総額は、平成29年度と比較して3億1,600万円の増額となっております。

これらの財源として、各基金からの繰り入れ及び臨時財政対策債並びに町債の借りによる財源措置を行い、新年度予算を編成させていただきました。

なお、さきの公共施設等総合管理計画に示されたとおり、本町の公有財産の維持に向けても多くの財政出動が予想されます。

地方交付税の減少傾向もにらみながら目的基金の積み増し、確保にも意を注いでまいりたいと考えます。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計9億7,600万円、農業集落排水事業特別会計5,400万円、介護保険特別会計7億2,800万円、浄化槽整備事業特別会計6,560万円、後期高齢者医療特別会計8,960万円とし、合計で19億1,320万円といたしました。一般会計、特別会計、合わせて57億7,920万円となっております。

以上、平成30年度の町政運営の方針と予算の大枠について述べさせていただきました。

結びに当たり、本県は首都圏に位置し、同時に東京都市圏という一都三県の一つでもあります。その中で、本町は、千葉県のだ真ん中ということを広くPRさせていただいております。東京都心からの時間的、また距離的優位性が非常に高く、全国で地方と呼ばれる地域からは、まさに羨望されていることと思います。

では、実情はといいますと、地図では、県都千葉市に近く位置しているものの、本町のみならず、半島部である当地区は、若者がどんどん減り、高齢化が進み、外出や買物の不便さは年々増しているのが現状であります。しかし、だからといって発展が厳しい地域なのでしょうか。

首都圏の環状道路である首都圏中央連絡自動車道は、外側の都市と都市をつなぐことはもとより、東京都心と近隣県、また全国を結んでおり、数年後には全線がつながります。そして、本町の新しい玄関口にもなるでありましょうインターチェンジもその前に開設されようとしております。

都会からの来町者の多くが驚く自然の中に町がある。ポテンシャル、潜在的な可能性としての力があります。だからこそ、私たちは未来へ夢を持つてはありませんか。自然と共生という理想を掲げようではありませんか。

幕末期の長州藩士で、思想家でもあり教育者でもあった吉田松陰が残した言葉があります。「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし、故に、夢なき者に成功なし」と。

私は、ここ東京都市圏にあって、夢を持ち、理想を掲げる元気なまち、長柄。この夢と理想を町民の皆様とともに共有してまいりたいと思います。共有することがその実現への第一歩、成功につながると考えております。

そして、そうしたまちを目指すためにも今後も町民の皆様と一体となって、困難な課題にもチャレンジし、人口減少の抑制、そして地域の活性化による好循環を創出し、それを持続する、そういった選ばれる町づくりを進めてまいる所存であります。

町民の皆様、議員各位のご理解と今後のご協力、そしてご支援を改めてお願いいたしまして、整いませんが、結びとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で町長の施政方針を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午前11時といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第5、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、一問一答方式と従来方式の選択制を採用することとし、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一問一答方式を採用する場合は、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 星 野 一 成 君

○議長（月岡清孝君） 11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 皆さん、おはようございます。11番、星野一成です。

傍聴人の皆様、ご苦労さまでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、2点ほど質問させていただきます。

1点目。清田町政1期4年の総括についてどのように考えているのかお伺いいたします。

清田町長におかれましては、1期4年、長柄町行政のかじ取りを担っていただき、その功績は多くの町民が高い評価を認めるどころと信じます。

任期中は、町合併60周年という節目を迎え、記念行事も開催されました。また、第4次総合計画において、本町の目標とする将来像実現のために町政運営の最も基本となる総合的かつ計画的な町づくりに尽力し、さらには効率的な行政運営を進めるとともに、住民の福祉向上を図ってこられました。

私は、個別の施策展開において、清田町長でなければなし得なかった事業は多々あったと確信するところであります。

そこで、清田町長町政1期の総括についてどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目、今後の行政運営に対する清田町長2期目に向けての進退についてお伺いいたします。

物事にはこれでいいということはありませんし、行政運営についても日々進化、改革していかなければなりません。地方自治制度が目的とする地方行政が背負った住民の福祉向上という道のりは終着点がありません。

過去を振り返り、政争による短命町政になった事例を検証するならば、それがために1期4年が空白状態となってしまったらしい歴史があります。

よって、清田町長町政1期4年の実績を評価しつつ、さらに伸び代を引き出してくれる期待があればこそ、継続性の観点からも引き続き2期8年目に向けて行政運営を担うべきと考えるが、いかがかお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、私は、平成26年9月にこの職に就任させていただきました。それ以来、3年半が過ぎようかとしております。長いようで短かった任期も残りわずかとなってまいりました。

今、まだ1期目を全うした時期でもなく、総括というには幾分早いかというふうに思いますが、現在思うところを申し述べさせていただきます。

私は、就任当初から、先ほども申し上げました、目指す6本の柱を掲げ、ふるさと長柄の再生に向けた取り組みを進めてまいりました。

町政運営の現場であります役場と、それを動かす原動力である職員には、これらの6つの柱と、さらに27の課題について、それらの実現に向け、微力ではありますが、全力で取り組んでまいりました。

例えば、子育て支援では子育てスタート支援金開始と、こども医療対策事業では高校3年生までを無料にしてあげようと、子育て支援でやってあげようと。高齢者支援では、遅ればせながらタクシーチケットを何とかしようと、やはり高齢化に対応していこうというようなこと。健康づくりでは、皆様方のボランティアのご協力をいただきながら、元気で長寿命化をあれして一人一人が幸せな、やはり人生を送るべきだというようなことで、長寿命化の延伸も図っております、健康ポイントの事業を開始しております。

教育環境の整備では、本当に今の夏の暑さというのはどうしようもないくらい暑い。子供

たちがああいう劣悪な環境の中で、本当に学習ができるのかどうか。朝から晩まで、あそこに行ってみればよくわかると思います。教室の中で、大変です。よく体が健康がむしばまれなくてよかったというふうに思っております。エアコンを設置いたしました。

そして、議員さんからご指摘を受けた、和式のトイレも必要だけれども、どうなんだい、洋式のトイレも必要じゃないのというようなことで、やはりいろんな子供たちがいらっやいますので、そういったことにも取り組んでまいりました。

農業振興については、イノシシの被害がかなり出ております。町独自の助成制度を創設させていただきましたけれども、なかなかそれだけではおさまりません。

これらの政策を実行するために、私は、町民の皆様、また議会の皆様方に絶大なご理解とご協力を賜りましたことをこの3年半をもってこの場をおかりして、まずは御礼申し上げたいというふうに思うところであります。

さて、課題解決に向けたさまざまな取り組みの中でも、先ほどの施政方針でも触れましたが、現在進めております生涯活躍のまち構想は、健康寿命の延伸や地方への人の流れの推進のみならず、我が町は千葉大学との連携によって、これからのこの町の産業振興だとか、地域活動の町民の皆様の参加だとか、地域医療と連携をとって、そして皆様方の健康に対しての手当だとか、また、本町の主産業であります農業を通した生きがいの創出提供など、町の諸課題はまだまだたくさんあり、しかもこれがほとんど連動しております。

そういった中で、私は地域再生事業と総合的な対峙をしてこれからまいりたい、総合的に解決していきたい、そういう願いはあります。そういった意味で、本年度はまだ一步を踏み出したところであり、その足がかりが、まずは築けたかというふうに思います。

そういった中で、私、本年は最後の仕上げの年であり、そのようなことから一昨年春、策定したまち・ひと・しごと地方創生総合戦略が絵に描いた餅に終わることのないよう、町民の皆様と英知を結集し、生涯活躍のまち事業を包含した総合戦略の各種施策を確実に実行していくことが皆様方から信託を受けた町長である私に課せられた責務であると考えております。

一方、着実に進んでいる実感はあるものの、やり残しているもの、またそれ以上に取り組まなくてはならない課題もあります。

例えば、公民館事業につきましては、就任間もなく長柄町公民館建設検討委員会を立ち上げ、重要施策として位置づけ、スピード感を持って取り組んだところではございますが、結果といたしまして、大変残念ながら、この任期中に町民の皆様に対して完成の姿をお示しす

ることができませんでした。本当に申しわけなく、おわび申し上げます次第でございます。

これまでも申し上げてきたとおり、公民館は待ったなしの状況でございます。一日も早く町民にそのあり方、方向性をお示しできるよう、議会と相談をしながら事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

また、魅力あるまちは、文化、音楽、スポーツの力で生まれると言われております。

幸いにも本町にはリソル生命の森というすばらしいキャンプ候補地があり、2020年オリンピック・パラリンピックを契機にした町のスポーツ振興、また海外選手と一体となったお祭りやイベントの開催を通しての新しい価値の創出など、二度とないこの機会を捉え、子供たちに夢をとの思いから、一昨年よりリソルと強い協力関係のもと、積極的に関係国等に対し働きかけをしてまいりました。

結果としては、現在は誘致に至っておりませんが、今後も誘致国獲得に向け、千葉県、関係市及びリソルとともに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、2点目として、2期目に向けての私の進退はとのご質問をいただいたところありますが、ただいま申し上げましたとおり、事業のほか、健康寿命延伸にかかわる関連事業や企業誘致など、引き続き取り組みを進めていかなければならない項目も数多く残されております。

町長の任期も残すところ半年足らずとなった今、まだまだ私としては道半ばであると強く感じているところでございます。

もとより浅学非才の身であることは承知しておりますが、町民の皆様を初め、議員の皆様方のご支援を賜りますれば、引き続き皆様方の期待に沿うべく一身をなげうち、長柄町発展のため引き続き町政を担当させていただきたいと思っております。

皆様方の絶大なるご支持とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、星野議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 1期4年での総括については、先ほどの答弁で十二分わかりました。

志を成就させるためには土台が大事であり、1期4年の取り組みの中で基礎固めができたということで、引き続き長柄町のかじ取りを担うための続投の決意をお聞きいたしましたので、第5次総合計画に、その意思を反映していただきたいと思っております。

答弁は不要でございます。

以上で一般質問、終わります。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（月岡清孝君） 続きますして、4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） こんにちは。4番、三枝新一でございます。

足元の悪い中、お集まりいただき、ありがとうございます。このような大勢な傍聴の皆様の前に少々緊張しておりますが、何とぞよろしく願いいたします。

先般、お隣の韓国の平昌では、2月9日から25日まで冬季オリンピックが開催され、3月9日から18日までパラリンピック開催が予定されております。

オリンピックでは、日本選手の活躍が日々報道され、冬季オリンピックでは最高の13個のメダルを獲得しました。

特にフィギュアスケートの羽生選手。足元のけがで3カ月間試合に出られず、復帰後のオリンピックで金、前回ソチと合わせ2連覇、それも66年ぶりの連覇の快挙でございました。また、宇野選手の銀と、日本選手が1位、2位とダブル授賞で日本中が沸き、なお、スピードスケート500メートルでは、小平選手がオリンピック記録で金を獲得。

また、女子団体追い抜き、俗に言うパシュートでございますが、では、スケート王国のオランダ相手に高木菜那、美帆姉妹及び佐藤選手、3人がオリンピック記録で金を獲得しました。朝日新聞によりますと、準決勝の菊池選手、もともとメンバーの押切さんとの5人のチームワークで勝ち取ったという報道がなされておりました。

そして、最終日前日の24日には、今回からオリンピック競技となったマススタートで高木菜那選手が金を獲得し、初代チャンピオンになりました。なお、同日、女子カーリングでは銅メダルを獲得。男女を通し、初めてのメダルを獲得しました。

号外新聞が3回出るなど、日本選手が大活躍したオリンピックでございました。

なお、国内では、年明け早々、日本列島に強烈な寒波が到来し、降雪が多く、北陸の富山では車1,500台余りが立ち往生し、解消に3日余りを要し、市民生活に影響が出ました。

また、将棋の世界では、中学生棋士の藤井五段が史上初の永世七冠で国民栄誉賞授賞の羽生竜王に勝ち、朝日杯に優勝し、1カ月の2段階昇段の六段になる快挙を達成しました。

羽生選手、藤井五段の出来事は、奇遇にも2月17日と同日の出来事であり、記憶に新しいところであります。

この2カ月間、いろいろなことが起きましたが、本年1年間、平穏な年でありますようお願いしつつ、議長の許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

1項目め、長柄町副町長不在についてであります。

昨年の第1回の定例会において、副町長選任の案件が提出され、否決されました。それから、ちょうど1年が経過しようとしていますが、副町長不在について、町政への影響と今後について伺います。

次に、2項目め、長柄町福祉センターについてであります。

本センターは、今から20年前の1998年5月に、地域住民の福祉活動の拠点として開設された福祉センターでございます。

本センターには、社会福祉協議会兼センター事務所を初め、5つの部屋並びに七、八十畳近い施設つきの大広間、そして、玄関先の談話ロビー、談話ロビー左奥に日帰り入浴施設があります。

入浴施設のお湯は、俗に言う黒湯という炭酸水素系の天然温泉で弱アルカリ性のため、肌によいと言われております。地元の方並びにビジターから評判であることであります。

そこで、1点目、現在、利用者の町内外の内訳を伺います。

2点目、今後の運営方針はどのように考えているのか伺います。

次に、3項目め、保健センターの利用についてであります。

本センターは、簡易保険、郵便年金積立金資金を受け、昭和30年施工され、築30年以上経過しておりますが、耐震基準のI S値はクリアされており、十分使用できる施設でございます。ところが、現在、私の見る範囲ですと、あまり活用されていないように考えます。

よって、今後、この保健センターをどのようにするのか伺います。

以上で壇上を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの副町長不在に関し、その影響と今後についてのご質問でございますが、副町長の職務は、町長を補佐し、町長の命を受けて政策企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督することです。

当然、補佐役としての副町長がいないわけでありますので、少なからず影響があることは否定できないと思います。

しかしながら、行政に停滞は許されませんので、ここにおります管理職を初め、みずから指揮監督し、各種施策及び事務事業を進めているところでございます。

今後につきましては、議会の皆様方のご理解がいただけるのであれば、冒頭、施政方針で述べさせていただきました施策を一層力強く進めるためにも副町長を選任してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の長柄町福祉センターについてお答えします。

1点目の、現在、利用者の町内外の内訳でございますが、本施設の利用者数は、平成29年1月から12月までの1年間で、温泉利用者のうち町内の方が1万7,406人、町外の方が1万5,779人で、町内、町外、合わせますと3万3,185人と、町内の利用者のほうが1,627人ほど多く利用しています。また、温泉利用者以外で会議室等を使用する方は4,247人で、1年間の入館者数につきましては、全体で3万7,432人となっており、年々増加傾向にあります。

次に、今後の運営方針でございますが、本施設は平成10年5月に竣工し、現在20年目を迎えており、利用者から浴場が狭い、マナーが悪い入館者がいる、飲食施設がない等の苦情も増えております。反面、何もないからいい、入館料やカラオケの使用料が安くて魅力的といった意見もあるので、寄せられた多くの意見を精査し、今後の運営について参考にさせていただきたいと考えております。

また、本センターは、福祉活動の拠点施設であり、高齢者福祉を目的に建設された本来の趣旨を踏まえ、会議室等の使用についても自主的な活動を支援する場とし、オープンに利用できるような方策も検討し、将来的に活動団体とセンター利用者がつながり、新たなボランティアなどが協働による地域福祉活動の可能性が生まれるよう工夫していきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、3項目目の保健センターの利用についてお答えいたします。

まず、保健センターの現状でございますが、本施設は、昭和60年2月に着工し、現在33年目を迎えております。

町民の健康づくりを推進するため、関係機関と連携を深めながら、保健センターを拠点とした保健サービスの充実を図っており、乳幼児相談や幼児健診、また食生活改善健康づくり推進委員研修会や大腸がん検診等を実施しております。年間約50回、延べ1,700名が利用しており、乳児から高齢者まで、町民の健康の保持増進、疾病予防の向上を図るため、各種事業を行っております。

今後の保健センターのあり方としては、町民の健康の保持増進等に継続して努めるとも

に、健康づくりの支援と現在実施している各種事業を拡充しつつ、町民一人一人の健康寿命を延伸していきたいと考えていますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして、三枝議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

本題に入る前で、何点かちょっと私のほうからお聞きしたいと思います。

先ほど町長おっしゃっていましたが、副町長の件なんです、地方自治法の第161条1項に、都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことはできると。また、2項に、副知事及び副市町村長の定数は条例で定めるとあります。

よって、本町は、地方自治法の1項の条例で置かないことができるという条例を定めていないと思います。ということは置くという解釈がとれると思います。

次に、2項の定数は、本町の例規集の副町長の定数を定める条例で1人とうたわれおります。副町長を1人、平成29年4月1日から置いているということになりますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） そのとおりでございます、本来であれば置かなくてはならない部分があります。条例があります。

ただ、議会で去年の3月、第1回定例議会で否決されましたので、その後、そういうことの対応でしております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

当然、こういうふうな地方自治法で決まっておるわけですので、ちょっと現在いないという事で、町長のほうから説明があったとおりだと思いますので。

次に、地方自治法167条の1項に、副町長の職務についてうたっております。副市町村長は、市町村長を補佐し、先ほど町長おっしゃいました、市町村長の命を受けて政策、企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督するとあり、2項に、市町村長の権限に属する事務のうち、委任を受けたものについて執行すると規定されています。

そこで、1項の中の市町村長の命を受けて政策、企画をつかさどるとありますが、具体的にどのようなものがあるか、また2項の委任を受けたものについて執行するとありますが、

今までにどのようなものがあったかお教え願います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 職員の指導監督をきちっとしながら町の行政の目標に向かって、また進めていくということは間違いございません。

昨年、29年度につきまして、まだ終わっておりませんが、副町長がいまませんでした。その分、それが、私が、ある面では兼任という形になるかもしれませんが、先ほど答弁申し上げました、そのとおりでございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

それでは、副町長の件について、町長からいろいろなお話があって、お聞きできたんですけども、単刀直入に言っちゃいますと、1年近く副町長がおられないという形で、その職務を、町長おっしゃいましたけれども、代行するような形だということでございますので、当然ながら、町長の仕事が増えてくるわけですが、例えばどのような問題が町長の仕事の増量になっているか、もしこの場でおしゃべりいただけるんでしたらお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 例えば庁内であれば、企画立案、管理職会議等で、本来であれば私と副町長で、また幹部職員とで打ち合わせた、またその業務内容の幹部とも打ち合わせたことを例えば管理職会議で詰めていくわけでございますが、それが、やはり私が中心となって、その幹部の皆様方と調整を図りながら管理職会議、そして職員のほうに周知していくという形になります。

それから、対外的には、例えば、町長は、私やってみて、非常に忙しい職なんだと本当にあります。私が行かなくてはならない職責はいっぱいあります。それは重なることもあります。それは行けません。しょうがないです。

だから、例えば総務課長だとか、企画課長だとか、建設課長だとかに行ってもらったこともあります。それでも用が足りないときあります。その場合には、どちらかを端折って、事前に報告して許していただく中で、一方のほうに出ると、そういうことは当然起きてまいります。

これは、もう去年の3月の議会で否決された分で、これはもう本町だけじゃなくて、そう

いう否決された、いわゆる市町村で副町長が存在しないところの悩みというのはほとんど共通しております、そういうことと重なる部分があります。

以上。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

副町長という要職の方がおられないということは、当然、町長のほうに負担がかかってくると、これは誰が見てもわかるわけですけれども、その間、例えば、もう1年近くたっておるんですが、議会のほうに、そういう副町長が必要ですよというふうなお話が今までなかったと思うんですけれども、それについてお聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 先ほどの答弁でも述べました、施政方針を力強く進めていくためにはどうしたらいいかという観点での一つの考え方、それと、もう一つは、町民のためのポジションでもあります。

その施策をやると、結果的には、結果的にということは、町民の皆様のために行政があるわけですから、そこへ返るわけですね。

したがって、先ほど施政方針を述べさせていただきましたけれども、この施策を力強く進めていくためには、先ほど答弁させていただきましたように、当然これから考えていることは事実でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今町長おっしゃったことは私と全く同等だと思います、考えていることは。

ただし、いなくなったから、1年間何も話がないということは……

〔「ちょっと今」と呼ぶ者あり〕

○4番（三枝新一君） 1年間、議会のほうに副町長を必要とするというお話が上がってこなかったわけですね。

〔発言する者あり〕

○4番（三枝新一君） いやいや、そうじゃなくて、そういう話があってもいいんじゃないかなということなんです、私としましては。

[発言する者あり]

○4番(三枝新一君) だから、それは、なぜそういうことを言いますかという、当然、今おっしゃってますように、町長は仕事量が増えて、町長が困ってるんだと。困っているんだらどうするんだと。私としては、副町長は要ると当初から思っています。

ですので、町長の仕事が増えて困るのであれば、副町長、否決になったという理由もありますけれども、早目に手を打って、本来の町政の仕方に戻してもよかったんじゃないかなというふうに考えます。

○議長(月岡清孝君) 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長(清田勝利君) 私もそのように思います。

ただ、人事案件が否決されるということはどういうことであるか、それをおもんばかってください。そこのところから、議会、町民と行政とはどういう関係なのか、そこのところをまず解決しなくて、いないから、相談がないから、そういう問題じゃないと思いますね。

私どもも、町民のための町政ですから、町民を先にした町政をしっかりとやっていかなくちやならないということで、私は幹部職員に対して、否決されたので、申しわけないけれども、私が先になって、皆様方の協力を得てやっていきますと、よろしくお願ひしたいということで平成29年、11カ月行政を行ってまいりました。

ただ、先ほども、繰り返しになりますが、いわゆる施政方針をさせていただいた、これからの4年間というものは、施政方針で述べさせていた施策を力強く進めるためにはという今度は・・・ます。そういった中から、物事、人事を考えていきたいということであります。

先ほど私はちょっと弱音吐きました。いや、大変ですということは確かにあります。これは言っちゃいけないことかもしれなかったんですが、確かにあります。だからといって、皆様にご賛同を得ない、そういう役はつけられないということであります。

そのことについて、30年度の行政を進めていく中では、これからどういうふうに行っていくかというようなことは私どもまた考えていきたいというふうに思います。

以上。

○議長(月岡清孝君) 4番、三枝新一君。

○4番(三枝新一君) ありがとうございます。

ちょっといろいろとマンツーマンでやっちゃって申しわけないですけども、本県には、平成29年11月現在、37市16町1村、計54市町村がございます。その中で、現在、副町長がい

ないところ、まず八千代市、それから一宮町、本町と、3市町がございます。

その中の一宮町については、オリンピック関係で、去年の9月の定例議会に、これ名前言っちゃっていいのかな、志田議員という方がそれを一般質問しました。

そのときに、オリンピックが来て忙しくなるために、町長の答弁ですと、置く方針で考えているんだと。その中に、副町長をどうするかという問題については、一応県からの推薦等もあるんだよという考え方を出示されております。

〔「一宮」と呼ぶ者あり〕

○4番（三枝新一君） 一宮町です。

ですので、本町も、これはどうかわかりませんが、町内外で考えるのか、こういう推薦方式を考えるのか、現在、町長の考えどうなっているかわかりませんが、そういう方向性もあるということをお話しして、町長としてはそのことに対してどういう方向性で、もし考えがあるのであればお聞かせ願います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 先ほども申し上げましたように、平成30年度の施策について、力強く進めていくためにどういう方が適任であるかということをお考えしております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

当然、結論は、町長は副町長が必要だという結論で、私は理解します。

ですので、今後、先ほどもありました次期の町長選、これに出馬するという方針を、これを打ち出されましたので、ぜひその方向に向かっていただいて、その節には、早目に副町長の件も解決していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2項目め、長柄町福祉センターについての1点目、2点目の質問でございますが、町長にもありましたように、センターの入場者数については、ちょっと私、手元に、町長もご存じだと思うんですけども、持っております。それにのっとり、ちょっと質問したいと思っておりますけれども、確かに、おっしゃったように、去年は3万3,000人強入場しております。これを、私、手元にあるデータですと、5年前からのデータがあるんですが、ちょっと読ませていただきますと、25年に約2万2,400人、それから26年2万4,800人、27年2万8,385名か、それから28年度が2万9,692人と、右肩上がりです上がってきております。

それで、私なりに、これをもとにしまして、ちょっと分析させていただいたんですけど

も、そうしますと、平成29年の116人というものをもとにして考えますと、大体1時間当たり14.5人ぐらいになるんです、入館する方が。当然、男女ありますので、2つに分けていいかどうかわかりませんが、7人強というふうにあると思うんですが、これに対して、先ほど町長は施政で言っていましたけれども、お風呂の問題等、お話ししておったんですが、これは、その人数に対して現状のお風呂の広さが適当かどうか、それ辺ちょっとお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、小林敬二君。

○健康福祉課長（小林敬二君） 三枝議員の質問にお答えいたします。

先ほどの1日当たりの人数14.5人というお言葉ですけれども、男女ございます。こちらにつきましてもやはり7名程度の人数割りになるかと思っておりますけれども、現在の福祉センターの温泉施設といたしましては、七、八名程度の1回に入る入浴は可能かと思っております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 妥当だというお話ですけれども、実際、私が現地を見させていただいたときには、ちょっと狭いのかなというふうな感じを受けておるんですが、もし仮に、今お話ししましたように、年々入館者が増えていったとした場合、将来的にどういう方向に持っていこうかという、そういう考えはございますかね。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 三枝議員の質問にお答えします。

将来的に人数が増えた場合どうされるかということでございますけれども、現在につきましては、温泉施設、七、八名程度が一度に入れる人数でございます。もし人数増えたにいたしましても、施設といたしましてロビーと談話室でございますので、そちらの談話室、または大広間等でございますので、そちらで、高齢者の方とかが多いかと思っておりますけれども、こちらのほうで談話しながら、あいた時間を見繕っての入浴等も考えられるかと存じますので、その辺よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 私の考えと小林課長の考え方とちょっとずれがあるんですが、ということは、要は、お風呂はそのまま、人数が増えた場合はあいているとか、そういうのはあれかもしれませんが、ほかの部屋でお持ちいただくと、それからまた、当然、出てく

ればかわりに入っていくというふうな考え方でございますよね。

そうしますと、私の考えと違うんですが、一応利用が増えるということは、町に対しても収入が増えるわけですよね。当然、これ無料じゃないわけですので、お金をとっておるわけですね。町内の方は200円、町外の方は500円というふうなお金を徴収しておるわけなんですけれども、それが、私は、増えれば当然町も潤ってくるんじゃないかと。大した潤いじゃないかもしれませんが、そういう計算をさせました。

そこで、現在、28年について、お金のことをちょっと言わせていただきますと、入館数が、先ほど町長言われていますけれども、町内で1万7,406人、これに200円を掛けますと348万円強、町外が1万5,779人掛ける500円、789万5,000円、トータルで1,370万円強の収入となるわけなんですけれども、こういうお金が、当然、利用が増えることによって増してくるわけですね、町に入るお金が。これを使って浴槽等を大きくするんだという発想はないですかね。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 三枝議員の質問にお答えいたします。

浴槽を大きくする計画ということでございますけれども、今現在のところは、そういう計画は持っておりません。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） そうしますと、あくまでも現状のままで、これが将来どの程度の増員になるかわかりませんが、増えてもお風呂はその大きさでいくんだよと、特に広げるとかという考えはないという形ですよね。そうですね。ごめんなさい。それはそれで結構だと思います。私がどうこう言う問題じゃないと思いますね。

できれば、1,000万円近いお金が入ってくるのであれば、それを少し使って、現状、現地、見ますと、狭い、裏の空き地が狭いかもしれませんが、何間か増築して広くするというふうにしてもらって、受けの方を広くしておいていただければ、入ってきたことに対して、イコールというか、イコールしませんけれども、狭いところに入ってくるよりは、いろいろ受けとめ方が違うのかなというふうに思いますので、人の話を聞きますと、長柄町に温泉があって、入るとすごく気持ちいいんだよというふうにおっしゃって、その方が友達を連れてくるとかという話も聞いてございます。自分が行ったからいいというふうに判断して、リピーターとして入ってくる方からも聞いておりますので、その辺も重々考えていただきたいなというふうに思います。

次に、それでは、さっきも言いましたけれども、ここにあるデータからいいますと、データと平面図があるんですけれども、この中に、各部屋の利用頻度というんですか、から見ますと、まず、ちょっと気になった点が2つございます。

まず1点は、「ボラ」と書いてあります、多分ボランティアの部屋だと思うんですけれども、ボランティアの部屋は、人数云々は避けますけれども、1月からずっと12月まで、ほぼ何人かの方が利用している数字になると思うんですけれども、これ間違いですかね。利用しますよね。そうですね。

それはいいとしまして、あと、一番私、問題、思ったのは、大広間は、これが昨年の結果を見ますと、1月から3月までほとんど動いていないですね。誰も使っていないということになるんですね。

その後、月に大体1日か2日ぐらい、人数的にいうと30か40名の方が使われているんですというふうになって、私、当然、考えましたのは、毎月何かの形で動いているんじゃないかと思ったんですけれども、4月からこういうふうに動くということは、それ動いた団体さんというのはどういう方が多いですかね。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 三枝議員の質問にお答えいたします。

4月、3月まで使用しないということなんですけれども、こちらについては、大広間等の会議室等につきましては、使用承認申請書を各団体等に出していただいて、人数の把握をしております。

この間、1月、3月、何もないということがございますけれども、何もないということじゃなくて、一般の入館者につきましては、大広間等を使用しております。カラオケ等もございますので、こちらで使用しているのが現状でございます。4月以降の何人か、30名、40名の使用者がいるということがございますけれども、こちらにつきましては、各種イベントで使われている方が多いでございます。

一部、ちょっと申しますと、介護予防教室、はつらつ教室でございますけれども、こちらにつきましては、使用承認申請書を出していただきまして、約40名近くの教室に参加している方が、こちらは月2回ほどでございますけれども、使用してございます。あと、そのほかに、イベントとして、2地区、長柄地区社協と、あと日吉・水上地区社協のイベント関係とか、あと学童の映画鑑賞会とか、あとミニデイサービスと、あと小学校の交流事業等で使用して

いるものが主なものでございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

先ほど私がちょっと解釈、間違ったかもしれませんが、ただ、課長おっしゃったのはわかるんですけども、数字が出てこないのが、それを提出しないから出てこないとかということではなくて、実際、この数字だけ見れば、私は素人ですけども、ゼロがずっと並んでいるということは使われていないというような解釈しちゃうんですけども、とりあえず何かの形で使っているんですよということだと思んですけども、1つ提案があるんですけども、あれだけ広いところの部屋を利用している、今おっしゃっていました、お風呂に入ってきた方の、そこに休んでいるんだよというお話がありましたが、実際、全体を使用してお風呂入った方がいるわけじゃないと思うんですね。

ですので、まずお部屋をもうちょっと使い勝手よくして、例えばお風呂の方がそこで休憩するんでしたら休憩するなりのスペースというものが、あれだけ私は必要ないと思います。ですので、そういうスペースをつくって、それで、そのスペースを入浴者専用のリラクゼーションの部屋にする、寝そべるソファもありますので、現状、そういうところも使いながらやっていったらというふうに思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 三枝議員の質問にお答えいたします。

確かに大広間につきましては、かなり広い面積を確保してございます。

介護予防教室につきましても、全場所を使うというようなことはほとんどなかろうかと思っておりますけれども、1年に一、二回ほどは、全員集まった場合の使用をする場合はございますけれども、一部につきましては、それこそリラクゼーション施設というか休憩施設、椅子を置いての休憩施設ということですかね。そういう場所をほかというか、町外の浴場とかを見ましても、かなりそういう施設等ございますので、そちらについては、またちょっと参考にさせていただいて、どうするかということをもた検討させていただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。前向きな姿勢のご答弁、ありがとうございます。

次は、ロビーですが、今のロビー、ソファがあって、券を買ったりとか、長椅子置いて

あるんですけれども、まず、先ほど言いましたけれども、お弁当持ち込みはオーケーですよと、さつき町長も話していましたけれども、ただ、そこに行ってお風呂入るだけの人もいるかもしれませんけれども、ちょこっとした、ロビーに軽食販売のコーナーを設けるとか、おにぎりとかサンドイッチとか、そんな大げさなものじゃないといいと思うんですけれども、あるいは、お弁当等のメニューを置いて、注文をとって配達すると、時間的な制限もあるかもしれませんけれども、そういうことをやったり、また、今町の木が梅の木というふうに、私ちょっと知ったんですけれども、梅の二次製品、梅酒とか梅シロップ、梅干し等、その辺も季節限定で販売するとか、そういうお考えないでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 三枝議員の質問にお答えいたします。

それこそ先ほど三枝議員のほうからいろいろ意見等ございます。こちらにつきましてもちよっと参考にさせていただいて、また協議のほうさせていただきたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

ぜひ、細かいことで、何だこれはという考えを持つという人もいますけれども、まずは小さいことから始めてみて、その傾向をつかみながら前に進めていくということで、やらないからそのままいいんだよということには当てはまらないと思います。

現状の利用者が当然増えれば、先ほど私、言いましたけれども、町も潤うわけですので、それなりの体制をとっていただきたいなというふうに思います。

次に、まず、お風呂のネーミングについてちょっとお伺いします。

ながら温泉というネーミングで、非常に単刀直入で、誰が聞いてもわかる、町民もわかるし、よその方にもわかると思います。

それで、現在、庁舎前にバス停をつくっておるんですけれども、このバス停のネーミングはもう決まったのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 待合所のネーミングについては、まだ決まっておりません。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでしたら、ぜひ、ながら温泉という言葉が入るようなものにして

いけたらありがたいなというふうに思いますね。それとか、その裏側にもながら温泉があるわけですので、そこに一番近い停留所ということで私は考えますので、その辺検討のほうはいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） バス事業者のほうと、間もなくですので、その辺も含めましてご意見として伺った上で検討させていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。ぜひ前向きに考えていただければありがたいと思います。

最後になりますが、センター入り口に置かれていますながら温泉の看板、非常に小さいです。と私は思うんですよ、私なりの考えですけどもね。執行部のほうはどう考えるかわかりませんが、だったらもうちょっと大きくして、大々的にPRする、そういうことも必要じゃないかなというふうに思います。ぜひその辺も考えていただけないでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 三枝議員の質問にお答えいたします。

それこそ福祉センター入り口に、ながら温泉というようなちょっとした看板が、確かにちょっと小さいんですけども、立ってございます。

こちらにつきましても、また再度検討させていただきまして、見やすい方向でしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） あっちいたりこっちいたり、質問して申しわけありませんけれども、とりあえず集客を集めて長柄町を潤い多くするというふうに考えれば、私は当然そういうものも必要なかと。

それから、もう一点、現状、パソコンのホームページなんかには結構載っております。

それで、あるところの、さっき言いました旅行会社等のホームページもながら温泉のこともうたってございます。それだけのことを町としてやっておるわけですので、ただ、言いたいことは、パソコンを使えない、我々ぐらいの年代の方も結構おるわけですので、若い人にはいいかもしれません。ただ、若い人は多分来ないと思うんですけども、その辺を重々考

えながら、いろんなPRの仕方を考えていただいて、できるだけながら温泉に来てもらう。

それから、企画課長も言いましたけれども、バス停の名前考えてない、そういうふうなお考えですが、あそこにバス停があるということは、バスに乗ってこられる方も利用できるはずですよ。ですので、ここ何か月か、町の広報で、小湊バスの利用をしてくださいよというふうに広報でうたってございますので、それも踏まえながら、あるいは小湊バスを使ってきた方では、例えば5回入ったら1回サービスしますよとかというふうな柔らかい言葉も必要かなど、集客のためには考えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ご意見として、また参考とさせていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ぜひお願いします、課長。

それでは、次に、3項目めの保健センターの利用についてですが、先ほど町長いろいろお話していただきました。

それで、いろんな受診、あるいはもろもろに使っているんだらうというふうにおっしゃったんですが、いかんせん私、余り仕事以外で役場に来たことないのでわかりませんが、私の主観から言いますと、使っていないという主観になっちゃうんですが、そこで、どういうふうにしたらいいのかなというふうに私考えまして、何点かの案をお持ちしました。

それで、まず1点は、1階にカフェをつくると。喫茶店、とっぴな意見ですよ、これ。

ただし、これは今、はやっていますよね。あるところに、いろんなカフェ、できていますよね。おいしいまずいかはあるかと思いますが、なぜこういうことを言うかといいますと、町の庁舎の中にも140人近い人がいます。今言いましたけれども、お風呂にも毎日約20人近い人が来るわけですね。こういう方を対象として、カフェ等をつくって見たらどうなのかというふうに思いました。

現在、庁舎には、自動販売機がいっぱいございます。至るところにございます。ですけれども、ちょっとお昼休み、息を抜く、そういう休憩室あるかもしれませんけれども、こういうちょっと発想を変えて見たらおもしろいかなというふうに一つ思います。

それから、2点目。よろしいですか。

2点目。民間に貸し出すと。公共のものでありますから難しい点もあるかもしれませんが、民間に貸し出し、例えば、町内業者の方の事務所等に利用できないのか。町外でもいいと思いま

す。そういうふうにも思いました。

3点目。これちょっときわめつきだと思うんですけれども、現在、日吉小学校の学童が使用しています学童施設、旧保育園ですよ。この跡が、使用しているところが、ちょっと私、小耳に挟んだんですけれども、聞くところによると、雨漏りがするんだよというような話を聞きました。ですので、日吉小にも近いですし、本センターを改修し、学童の教室とする、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 三枝議員の質問にお答えいたします。

1点目のカフェとか、あと職員の休憩室というような提案でございますけれども、ちょっと保健センターの目的といたしましては、健康相談とか、あと健康診断の住民の健康増進を図るための施設という目的で建てられた施設でございます。

こちらにつきまして、利用日数については、各種、それぞれ住民の健康増進にかかわる事業がメインで、年間を通して1,700名程度、事業数にしては50回程度の事業を行っております。こちらについて、事業を行っておる関係で、ちょっと1点目のカフェとか、休憩所というのはいかなものかなという考えはしております。

あと、2点目、やはり民間業者に貸し出しということでございますけれども、こちらについても目的といたしましての保健センターである限りは、そちらもちょっとどうかなという感じはしておるところでございます。

あと、3点目の学童クラブに施設ということでございますけれども、こちらにつきましても一時的に使用する分にはよろしいかと思っておりますけれども、これをもう学童の施設ということで使うことにつきましても保健センターという目的使用でございますので、そちらの面でもやはりちょっと使用が難しいかなというような感じでおります。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 課長、保健センターという名前は、この建物がある以上はどうしてもついて回る問題なんですか。しょうがないということですね、建物がある以上は。ですよ。はい、わかりました。

それでは、ちょっと私、ない頭をひねりながら3案考えてきたんですけれども、ちょっと理解・・・申しわけございません。

それで、とりあえず、あと5分しかないんですが、いろんな施設等が町にはございます。

表現は悪いかもしれませんが、遊んでいるということもあると思います。ですので、できるだけ、公共物は町民の財産ですよ。当然、税金で建てられておるわけですのでね。その辺も重々考えていただいて、稼働ができるように、ぜひ考えてやっていただきたいと。

ですので、締めになりますけれども、遊ばせておく、表現悪いですね、非常に言葉がね。申しわけないです。絶対遊ばせておいたらだめです。ですので、ない知恵を絞りながら、それで、できるだけ活用するという気構えだけでも持っていただければ、机上で考えていてもはじまらないと思います。とにかく行動しましょう。そして、いい方向に持っていくというふうをお願いしまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（月岡清孝君） 以上で三枝新一君の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午後12時11分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鶴岡喜豊君

○議長（月岡清孝君） 次に、2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡喜豊です。よろしくお願いします。

傍聴人の皆さん、議会の傍聴に足を運んでいただき、ご苦労さまです。

私は議会議員として、質問、または提案をして執行部を見てまいりましたが、最近、私が思うことは、同じ清田町政なのに執行部の対応になぜ大きな差があるのか不思議でなりません。清田町長の指導力不足なのか、職員の資質の問題なのかわかりませんが、できるものはすぐに対応する、できないものは無理強いはしないので、できない理由を説明していただきたいと言っているのに実現されません。

例えば、去年の3月議会において、空き家バンク登録促進事業で、長柄町の情報交換のために法人の宅地建物取引業界など、バンク登録の仲介をお願いする協定を締結できないかと

質問しました。

答弁は、業界等の協定については、記事が出たばかりで、まだ勉強不足で、今後検討していくという執行部の答えでしたが、平成29年11月22日に、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会九十九里支部、または公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部との間で、空き家バンク実施に伴う媒介等の協定を締結して、すぐに実行し、長柄町の空き家情報の交換等に努力しています。

また、同じ道の駅の建て替えについての質問に対しても相手方に回答文書を送付し、要望書に署名した私にも回答書の写しが届き、内容がわかりました。

このように、一般質問をして1年も経過しないうちに直ちに対応する反面、全然進展しない、回答すらない案件もあります。

今日は、そのような中の案件の一つ、鶯谷の道路のことについて質問します。

また、執行部におかれましては、4月から新年度を迎え、予算執行に当たり、町民のためにより一層の尽力をお願いしたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1、鶯谷地先の町道2140号線について、①、この道路の計画は4.0メートルの舗装幅員で、舗装部の嵩上げを見込んで肩・肩5.3メートルで道路改良工事を実施したはずですが、現況は3.0メートルの舗装幅員です。なぜ1メートルも狭くしたのか理由を伺います。

②、3.0メートルの舗装幅員であれば、道路改良の前は2メートルの道路であったので、用地買収の幅員は2.0メートルの幅でよかったですと思います。用地買収幅を3.0メートル行い、5メートルの道路改良を行い、1メートルも余分に買収し、土地の有効利用ができておらず、町の事業に協力していただき、貴重な財産の土地を提供していただいた地権者に対してどのように考えているのか伺います。

③、また、②で説明した理由により、余分に買収した部分の土地代金、また余分に買収した部分の工事代金など、血税の無駄遣いではないかと私は考えますが、執行部の考えを伺います。

④、まさか今の執行部が実行した舗装工事じゃないから関係ない、知らないと考えていないと思いますが、二度と現場でこのようなことが起こらないためにも、なぜこのように、道路改良時の計画と道路舗装時の実施で舗装幅員が違ったのか。設計を組む前に現地を確認する、道路改良の図面を確認するなど、当たり前のこと、少しのことができていなかったのではないかと考えますが、執行部の考えを伺います。

⑤、平成28年9月議会で、鵜谷のSさんの用地買収は各法令に抵触していると私は指摘いたしました。執行部は、間違いは間違いと認め、現在考えている企業誘致など、解決案を実現していきたいと答弁をいただきました。

今になって間違っていたから土地を買い戻してもらおうべきだと、そこまで私も言いません。私の指摘したことをどのように理解しているのか、今後の処理をどのように考えているのか、執行部の考えを聞いたかったわけです。そして、土地の管理を土地の所有者である長柄町にお願いしたわけです。

そこで、この町道2140号線はこのままにしておくのか、今後どのようにするのか、執行部の考えを伺います。

2、3%の地域手当支給について、①、地域手当とは、その地域にある民間企業で受ける賃金水準に地方公務員の賃金水準を合わせるために支給するものです。

当然、地域ごとに賃金水準は異なっており、特に賃金水準が高い地域の場合は、地方公務員の賃金が不当に低くならないように是正するために処置されます。千葉市、市原市に隣接しているから、千葉市に勤務している町民がいるからとの理由は、私には理解できません。

執行部は、都合のよいときだけ近隣の町村の動向を見て検討していく、近隣町村は実施していないから本町も実施しないなど、そういう理由をたまに耳にしますが、長生郡内の町村は地域手当を支給しているのか伺います。また、本町が地域手当を支給する理由を伺います。

②、私は、役場に在籍のとき、役場は給料をたくさんもらうから役場の職員は何もしないのに給料もらいすぎだと町民の声を耳にしました。今の職員は、このような声を聞かないなら本当に幸せだと思います。

また、私が長生広域に出向しているとき、平成18年度から給料5%、ボーナス0.7カ月、管理職手当20%を茂原市ではカットし、今でも、そこまでカットしていないようですが、茂原市は給料のカットを実施していると聞いています。民間企業と比較して退職金も多すぎると、退職金も下げたはずです。

私は、長柄町の企業と賃金格差があるならば役場のほうが賃金が高いのではないかと考えています。地域手当3%、年額1,000万円強の予算を廃止し、平成30年度の新事業である学力向上推進事業、小中学校整備事業などに事業費を回す考えがないか伺います。

以上で、一括の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

1 項目めの町道2140号線の道路改良工事についてのご質問でございますが、本事業は、昭和57年度に用地取得が行われ、その後、工事が実施され、既に35年が経過しております。

当時の事業内容について、潰れ地調書などはあったものの、ご質問にかかわる経緯等の詳細な資料までたどり着くことが残念ながらできませんでした。

その当時の執行部において、事業を実施するために、経済性や事業効果を総合的に判断し、道路整備事業を実施したものと思料いたします。

現在までご質問の路線にかかわる地域からの問い合わせや要望はございませんでしたが、地域からの要望などが把握できれば対応してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、2 項目めの3%の地域手当の支給についてお答えします。

まず、1 点目のご質問でございますが、長生郡内の町村では、長柄町以外、地域手当は支給されていません。

また、本町における地域手当の支給の理由でございますが、本町に関しましては、平成26年度の国の地域手当支給基準の見直しにより、新たに地域手当3%の支給地域となりました。

その理由でございますが、地域手当につきましては、公務員給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して定めることが基本となっています。

具体的には、地域における民間賃金の把握が可能な地域を単位とする観点から、人口5万人以上の市のみを対象に賃金指数を算出し、賃金指数93以上の地域を1級地から7級地まで指定しています。支給割合につきましては20%から3%となっています。

この際、5万人未満の地域も含め、労働力市場としての一体性を確保する観点から、地域の一体性を考慮した支給地域への補正を行うため、賃金指数の基準を満たす中核的な市へ通勤者率の高い地域について6級地及び7級地に指定されています。支給割合につきましては6%及び3%であります。

本町におきましては、中核市であります千葉市への通勤者率が一定の割合に達していることから、7級地、地域手当3%の支給地域に指定されているところであります。

2 点目の本町における地域手当の廃止についてでございますが、平成30年度におきましては、国における地域手当の支給基準を尊重し、3%の地域手当を計上し、提案させていただいたところであります。

しかしながら、地域手当につきましては、将来の財政状況などを総合的に勘案し、平成30

年度については執行しないことといたします。

今後も地域手当につきましては、弾力的な運用に努めたいと存じますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上、鶴岡議員への答弁といたします。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ちょっと鶉谷の道路のことでお聞きしたいんですけども、要望があれば道路を直していただける、そのように解釈していいんでしょうか。

今3メートルの舗装ですから4メートルの舗装幅員にしてくださいという、そういう要望書を執行部といいますか、町のほうに出せば4メートルの幅員舗装、施工していただけるんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 鶴岡議員のただいまのご質問でございますけれども、町長の答弁にありましたとおり、今まで要望等がなかったということで、新たにそういう客観的な要望があれば、そういうものに実施計画に位置づけたり、そういう計画を立てながら実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ちょっとその辺の考えに私と開きがあるんですけども、要望がないからやらない云々じゃないというのが私の考えなんです。間違っただけは直す、当たり前なことだと思うんですけどもね。いかがですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

先ほど町長答弁したとおり、実際問題として、35年から40年前の話ということで、詳細については、工事等の資料もないこともあり、その当時のいきさつ、間違っただけか間違っていないのか、その辺についても明確にはこの場ではお答えすることができないので、新たな要望、ニーズがあれば、それに対応していくということでもあります。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 一問一答だから本当にいいんですけれども、間違っているかどうか確認できないと、5メートルの幅があって路肩が1メートルもあって舗装幅員が3メートルだと、内藤課長だっておかしいと思いませんか。普通、路肩50センチじゃないんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今議員さんがおっしゃられたのが基本であると私も認識しておりますが、鶴岡議員の前の道路の幅員より若干落として、支線になりますので、その辺を実施した可能性も全く捨てることはできないのかなという認識でございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） だって、下層路盤は4メートル30でとってあるんですよ。それで、上層路盤になって3メートル30にしちゃったんですよ。それで、舗装3メートルにしちゃったんですよ。おかしいと思いませんか。

現場に行って、石の幅が4メートル30あると、それを何でわざわざ、また、一問一答だから、次、言おうかと思っていたんですけれども、何でわざわざ1メートルも狭めちゃうんですか。それを間違っているかどうかわからないと、そういう答弁は、私は納得できませんよ。

普通の人、土木やった人、舗装の設計組んだ人、云々並んでいますけれども、誰が思ったってそう思いませんか。

改良で4メートル30の石を敷いてあるんですよ。それを3メートル30の上層路盤にしちゃって3メートルの舗装にしちゃったと、15センチ15センチ、意味わかりますよね、言っている意味ね。言っている意味がわからなければ質問したって無駄なんですけれどもね。わかりますよね、言っていることね。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

議員さんおっしゃられているのが基本なことだとは考えてございますが、先ほど町長の答弁でも申し上げたとおり、資料がないということと、当時、経済性や事業効果などを総合的に判断したという部分もございまして、その辺につきましては、とにかく今の現段階では、

当時の資料がないのでわからないということでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 昭和57年に用地買収をしてつくった道路だということがわかりましたけれども、鶺谷の人、私の多くの人、優しいんですよ。それだけの用地買収、協力したのに、そういうことででき上がってしまったと。

普通、都会というか、私、長生広域、行っていましたけれども、都会だったらすぐ文句が来ますよ。何だこの道路はと。

長柄町の私の鶺谷の人、優しいから、57年からその後何もなかったけれども、私、内藤さんにも言いましたよね、おかしいだろうと、1年か2年前ごろに。副町長がいたときにも言ったはずなんですよ。

それで、何も全然進展しないから、最初、前振りで話したように、今回質問しますよということで質問してるんですけども、間違いを認められないって、どういう事業効果があったかどうか、そういうものをひっくるめてその当時のことはわからない云々と答弁していませんけれども、明らかにもう間違いじゃないんですか。何で間違いだと認められないんですか。

鶺谷の買収の際は、法令に抵触していると指摘したとき、確かに抵触しているおそれがあるということで、否認ないということで答弁いただいて、ただ、その分については、企業誘致とか云々を頑張って進めていくと、そういう答弁。私は、そういう前向きな話、そういうことを答弁でもらいたいんですよ。

57年にやったから、間違いをずっと本当に今まで我慢していたんですよ。私も議員にならなければ、何言ったって無駄でしょう。一町民で云々と言ったって何も、聞き耳も立ててくれないですよ。議員になってこういう質問をしているから答弁してくれるんであって、違いますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 先ほども何回も繰り返しのようになってしまいますけれども、35年間、そういう地域からのご指摘とか要望が今までなかったということで現在に至っていることだと思いますが、何度も繰り返しのようになって申しわけございませんが、新たにそういうご要望があれば実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私の考えは言ったとおり、要望があるなし、間違いを直すというのが私の考えですけれども、今の執行部は、そういう間違いを直すという気がないようですので、私も諦めます。

ただ、要望書を出せば4メートルの幅員にしてくれるんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 質問にお答えします。

要望書は、議員さんもお存じかもしれませんが、私の一存というわけではなくて、要望書につきましては、今総務課のほうで受け付けをして、部内で協議をして、自治会長さんなり、出された方に回答しているような状況でございます。そういう段階を経まして、必要であれば実施計画なり町の計画にのせていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） よろしくお願ひしたいと思います。要望書を、じゃ、近いうちにいたしますので。

それでは、同じ道路、道路改良と道路舗装工事で、計画性がなく、道路舗装幅員が違う工事を行ってしまうなど、私には考えられないことなんですけれども、私は現役のとき、一度実施設計の起案で構造物を課長に直されたことがあります。

ここにいる課長さん、全員に質問しますが、課員が起案を回して訂正した案件、あるでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

起案書につきましては、担当から、担当の係長、補佐、課長、副町長、町長という決裁になっています。当然、その中に誤りなどがあれば、そこで直させるというのは皆同じだと思いますので、同じです。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ほかの課長さんがお答えする前に、今蒔田課長が言ったようにじゃなくて、間違いがあれば直させる云々じゃなくて、実例を教えてくださいよ、こういうものを直

させたと、だめでしょうか。こういうのが回ってきましたけれども、これは違うだろうと、こうだよと。

私は、構造物直されるってどんなことがわかりますか、実施設計もあってできた後に、お金まではじいた後に、数量が全部変わっちゃうんですよ。本当に嫌な思いするんですけども、課長命令だからしょうがなくやるんですけども、実例を教えてください、私、実例を挙げたじゃないですか、構造物を直されたと。

ここにいる課長さん、実例を挙げて、間違いを直すのは、それこそ当たり前なことなんですよ。よろしくお願いします。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

鶴岡議員のおっしゃるとおり、間違い直すのは当たり前で、当たり前のことは当たり前に行っているとおっしゃるしかないので、

〔「実例ないのか。こういうのが回ってきたけれどもこういうふうには直させたと」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（蒔田 功君） 幸いといたしますか、私、事業系に行ったことないので、そういう設計を直すような立場にはいたことがないんですけども、当然、起案文書については、細かく見まして、実例といっても今、何が何というふうには思い出せませんが、日々それは当然チェックはしています。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（月岡清孝君） それでは、小林課長のほうから。

○健康福祉課長（小林敬二君） 鶴岡議員の質問なんですけれども、とりあえず起案文書につきましては、各担当が起案を起こしまして、その内容を各係、あと係長を経由して補佐、課長等を回っていく経緯の中で、各担当とか係長クラスでも直しを指導するところがございます。

それに伴って、課長クラス、私のところ辺りに来た段階では、もうかなりちゃんとしたものになっているとは思いますが、その中でも若干私のほうでも指導した経緯はありますけれども、今どうということかと言われてもちょっとあれなんですけれども、とりあえずそういう経緯で個々に直すことは確かにございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 同じような答弁になりそうなので、次に、以前に私、道路占用のときにお聞きしたんですけれども、完了検査は現場に行っていないという内藤課長の答弁をいただきましたけれども、写真検査をしているということですから、例えば工事の請け負いの現場、それは当然現場に行っていると思うんですけれども、大加場の視線誘導標、私、以前、もう反射鏡がなくて、ポール撤去したらいかがですかと質問して、工事はやっていただいたんですけれども、いまだにポールが1本残っているんですよ。

私は、そういうのが本当、A型で気になるんですけれども、現場行かないんですか。現場行って、そういうポールがまだ残っていると、そういうのを今の執行部は目につかないんですかね。それを私は聞きたいですよ。何を見ているのか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

前段の写真の検査によるというのは、前回の議会の質問の答弁だったと思われませんが、そのことにつきましては、占用工事などの、例えば水道部の漏水工事など、施工した案件につきましては、その所管で検査を実施しているため、写真でうちのほうは占用の検査をしていると申し上げたところで、当然、町の発注しているものについては現場で検査を実施しています。

また、大加場の視線誘導標でございますが、議員さんおっしゃるとおり、1本残っているのではないかとということでございましたので、恐らく、それについてはもう撤去は済んでいると思われまして、これにつきましては、遅れたことについては大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 前の災害の養生と一緒に、いつ撤去したんですか。

私がこの質問のやつ出したから現場を大急ぎで見に行って、大急ぎで撤去したんですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 日にちは、ちょっと今直ちには覚えていませんけれども、そういう事実でありましたので、恐らく今はないはずでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 次に、ちょっとまたお聞きしたいと思いますけれども、よく地元業者

育成ですか、そういう言葉も私、耳にしますけれども、今の鵜谷の道路なんですけれども、現場で4メートル30の下層路盤があって、設計が3メートル30の上層路盤だからと、そのまま施工しちゃう、幅員、下層路盤が4メートル30あって、3メートル30、おかしいじゃないかと、そういう業者の現場監督、そういう人たちも自主性、役場に物を言う、そういう姿勢というのは全然とれていないということですよ。

役場オンリーで、役場のお上仕事で、役場が言ったことはそのまま、それじゃ業者育成に全然ならないんじゃないんですか。その辺、業者育成についてどう思っていますでしょうか。私は、それじゃいけないと思っていますけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

ちょっと質問があれこれしているので、ちょっとかぶっちゃうかもしれませんが、先ほど言われた35年前の請負業者との関係については、当時のことはちょっと私もわかりませんが、現在では、公共工事にかかわる契約上も発注者と請負者、対等の関係でありまして、後々の責任などのトラブルにつながることも多数発生しております。

そういうことから、現在では、協議事項、全て文書でやりとりして、書面に残すようになっておりますので、後々問題が、そういうトラブルが発生しないようなシステムに現在のところなっております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 書面に残されて、それ実行されているんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） それは、当然、協議簿という形で残りますので、責任の所在がはっきりするということで書面に残してございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

今後とも、業者とフィフティー・フィフティーで対等にやっていってほしいと思います。役場、お上仕事云々だったら業者はそれこそ育たないと思いますので、その辺はよろし

くお願いします。

地域手当について、次、質問しようと思いましたが、町長のご英断で平成30年度は執行しないというお言葉をいただきましたので、一問一答でこれからの質問、もういいです。よくご英断していただけたと思います。ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 以上をもちまして、鶴岡喜豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後1時45分といたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時45分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 一般質問を続けます。

次に、5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 皆さん、こんにちは。本吉敏子でございます。よろしくお願いいたします。

冬の祭典、韓国平昌オリンピックは、25日、17日間の熱戦に日本中の皆さんが元気と勇気をいただきました。日本は金が4つ、銀が5つ、銅が4つの計13のメダルを獲得し、1998年長野オリンピックの10を超え、冬季最多となる躍進を果たされました。

日本選手団主将の小平奈緒選手が、主将として自分なりの目標として掲げた百花繚乱を挙げていましたが、たくさんの競技できれいな花を咲かせることができました。2年半後の東京オリンピックに向けての大きな励みとスタートが切れたと確信しております。

私自身も町民の皆様が長柄町に住んでよかった、女性の目線で、生活者の目線で安心して暮らせる長柄町に全力で取り組んでまいります。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、2項目、一問一答方式で質問をさせてい

たきます。

初めに、1項目め、消防団員確保の推進についてお伺いいたします。

近年、日本各地において地震、台風等の災害が発生し、多大なる人的や物的な被害が報道されております。

また、近い将来起こるであろうと予想されている東方沖地震等の大規模災害が発生した場合、消防機関に課せられる役割は、消火、救助、救急のみならず、発災初期の被災者、避難住民への対応等、多岐にわたることが予想され、常備消防だけの消防力だけでは不十分です。

そのため、地域密着性、人的動員力、そして即時対応力を持つ地域防災で重要な役割を果たす消防団員は欠かすことのできない存在です。消防団の皆様には心より感謝申し上げます。

地域住民の安心安全のため尽力される消防団員の充足率は年々低下し、団員の減少、高齢化が全国的な課題になっており、団員数の減少のみならず、昼間における活動団員の確保も大きな課題であります。

以前にも、広域市町村組合に対する機能別消防団、特に女性消防団員制度の導入について質問をさせていただきました。

その際、町長からの答弁では、女性消防団員は、消防団組織の活性化や地域防災の向上に大きな成果を上げており、機能別消防団制度の導入については、その処遇にかかわる財政措置も必要となることから、今後、県内市町村等の状況を調査するとともに、構成市町村で検討してまいりたいとのご回答をいただきました。

女性を含むこの機能別消防団の概略は、それぞれの能力やメリットを生かしながら特定の消防団活動や時間の許す範囲で活動する制度です。

例えばOB団員には、消防団を引退した方が、その豊富な経験を生かして消防団の活動に携わることができる、また、体力の問題や仕事の都合で訓練など、参加ができなくなってしまっても無理のない範囲で活動できる、また、火災予防広報団員は、予防団員として住宅防火訪問、高齢者訪問や救命救急講習の実施を中心に活動したり、広報団員とし消防の諸行事や町主催のイベント等に消防団をPRする活動をする、また、バイク隊は、震災時の情報収集など、バイクの機動力を生かした場所で活躍するバイク隊もあります。中でも女性のみで結成される女性消防団、主に防火広報活動や女性などでは、きめ細やかな対応やソフトな感性を生かした火災予防活動や応急手当普及活動の幅が広がっています。このように、機能別消防団員は、多様なニーズに合わせたようなさまざまな活動が可能になります。

千葉県内の消防団員数は、平成5年の3万1,425人から平成29年の2万5,884人と5,000人

以上減少する中で、千葉県内の女性消防団員数は、平成5年の102人から平成29年には約5.8倍の589人まで増えています。全国で、平成29年現在には2万4,947人です。

消防庁も全国の消防団員を100万人、うち女性消防団員を1割の10万人にまでする目標を掲げております。

女性消防団員は、千葉県内に32の市町村で採用されております。近隣町村では、いすみ市、東金市、大網白里市、山武市、鋸南町です。

そこでお伺いいたします。

消防団員の確保のためにも、長生郡市広域市町村で機能別消防団制度の早期導入を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

2点目に、現在、少子高齢化に伴う人口減少や地域コミュニティーの弱体化、住民意識の変化などを反映して、地域においては総合的な防災力の向上に新たな課題も生じています。こうした課題の解決を図るには、将来の地域防災を担う人材の育成が必要です。

そこで、若年層に特化した少年消防クラブ活動の活性化を図ることが必要不可欠であると思えます。

さらに、この活動は、青少年にとって貴重な人生経験の機会となることも期待されております。

我が国の少年消防クラブは、昭和25年、現総務省消防庁の通知によって全国的にスタートされました。その通知では、少年消防クラブの設置の目的は、あくまで火災予防の普及徹底に尽きるとされていましたが、その後の消防活動の発展とともに、活動内容は火災のみではなく、防災全体にかかわりを持つものへと充実されました。

現在では、防火・防災思想の普及を図ることを目的とした少年少女のための自主的な防災組織で、平成29年5月1日現在、全国で約4,647団体の少年消防クラブがあり、約42万人のクラブ員と指導者約1万4,000人が活動をしております。

クラブ員は、日ごろから防火・防災に関するさまざまな訓練の実施、講習会等への参加、火災予防ポスターの作成、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会の実施などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。

このクラブ活動は、各自治体によっても違うところがありますが、おおむね小学校高学年の団員が中心で、クラブ活動は原則として月1回ぐらいで、年間行事に基づいた活動のほか、市町村のイベントなどに参加し、火災予防に関する啓発活動を行います。月1日の活動は、テーマを決めて、消防、救急、救助、予防など、多岐にわたる内容となっています。

夏休み期間には、消防署にて1泊の宿泊学習を行い、さまざまな訓練とともに、夜はダンボールなど、寝床を確保するなど、避難所生活を疑似体験することで、団体生活環境下における相互協力の重要性について考えるきっかけづくりをしています。そして、活動を通じて、クラブ員一人一人に自覚が芽生え、仲間とのきずなを深め、チームワークや組織力が高まるようです。

一人一人の力は小さくても、仲間と力を合わせて地域を守る気持ちを持ってみんなで楽しく、子供の頃から防火・防災に関するさまざまな知識や技術を身につけ、生命と暮らしを守ることの大切さを学び、将来の地域防災の担い手となる人材育成をするためにも少年少女防災クラブを結成し、年間を通じてさまざまな活動を行っていったらと思います。

そこでお伺いいたします。

将来の地域防災を支える人づくりとして、地域防災を担う一人として、将来の地域防災を支える存在として元気に活躍してもらいたい、本町でもこのような少年消防クラブ活動の提案をいたしますが、考えをお伺いいたします。

次に、2項目め、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。

本町では、長柄町鳥獣被害防止計画に基づき、被害防止対策に向け取り組まれています。イノシシを初めとする野生鳥獣は、個体数の増加とともに生息域を拡大しており、農作物の食害、・・・被害などの農業被害に加え、出会い頭の事故や市街地への出没等の生活被害も多く聞かれます。

私もわな免許を取得したものの何もお役に立てていないのが現状ですが、被害防止対策についてお伺いいたします。

また、県内の有害鳥獣の加工施設は、君津市の2カ所と勝浦市、大多喜町、鴨川市の5カ所のみで、近くに加工施設がなく、捕獲した人からは、もう埋める土地がない、穴を掘るのはつらいといった悲痛な声が出ているのが現状です。

そこでお伺いいたします。

平成27年から、国に対し、侵入防止柵の設置として電気柵を要望していますが、国の補助要件を満たさない地区については、県の獣害と戦う農村集落づくり事業を要望し、さらに、補助事業が活用できない地域の助成についての補助制度はなかったと思います。

そこで、1点目、今まで国県の要件の見直し等の要望をどのようにされてこられたのかお伺いいたします。

2点目、平成24年の法改正により、わな免許を所持していない方でも補助者として従事で

きるようになりましたが、その概要と本町では何名ぐらいの補助員がいるのかお伺いいたします。

また、農作物を食べ荒らす有害鳥獣として捕獲したイノシシなどの処理に現場が困っていますが、3点目として、有害駆除で捕獲したイノシシ等の解体処理後の処分は、現在までどのようにされているのかお伺いいたします。

次、4点目は、有害鳥獣の道路等、事故後の処理はどのようにされているのかお伺いいたします。

また、県では、ジビエ料理への有効活用に力を入れていますが、県内で捕獲されたイノシシが食用になるのは1%程度で、原発事故を受けた検査や解体までの30分ルールという大きな壁があります。

今回、富津市は、全国の自治体で初めて有害鳥獣を乾燥処理して粉末化する実証実験がされました。

私も富津市にて視察をさせていただきましたが、捕獲した2頭のイノシシを圧力容器で加水分解して処理すると2時間で体重の約40%になり、工程で蒸気は出ますが、煙や排水はなく、将来的には肥料や飼料に有効活用したいと話されていました。

そこで、5点目として、増え続ける捕獲量に対し、資源として有効活用することについて、本町はどのように考えているのかお伺いいたします。

6点目に、近隣自治体で共同施設と連絡協議会を立ち上げ、協議検討していくことを提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

最後、7点目は、処理手続などを簡素化などの本町独自の何か考えているのかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終了とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

1項目めの消防団員確保の推進についてお答えします。

まず、1点目の機能別消防団制度の早期導入についてであります。長生郡市広域市町村圏組合消防団の団員数は現在、定数1,491名に対し1,459人です。自衛消防隊が1隊組織されております。機能別消防団は組織されておられません。

現在、千葉県内の機能別消防団につきましては、女性消防団が多く各市町村で採用されて

いて、消防団組織の活性化や地域防災の向上に大きな成果を上げております。

長生郡市広域市町村圏組合消防団といたしましては、当面の対策として、平成30年度から現行の消防団組織の強化を図ることとしております。

機能別消防団制度の導入については、その処遇にかかわる財政措置も必要なこととなることから、今後、県内市町村等の状況を調査するとともに、構成市町村で検討してまいりたいとのことでございますので、ご理解、まず賜りたいと思います。

2点目の少年消防クラブにつきましても、将来の消防職団員の人材育成及び防災意識高揚のため、その重要性は認識しているものの、機能別消防団同様、今後、構成市町村で検討してまいりたいとのことでありますので、ご理解賜りたいと思います。

2項目めの有害鳥獣対策についてお答えいたします。

1点目の電気柵設置に関する採択要件について国や県に対しどのように要望したかとのことでございますが、国に対しましては、毎年、農林水産省関東農政局千葉支局から国予算に関する説明を受けております。その際に、予算確保を含め要望しております。

また、県に対しましては、千葉県町村会及び千葉県中南部地域市町村野生鳥獣対策会議、これは市原市及び長生郡市以南の自治体で構成される協議会ではありますが、この会議を通じ要望を行っているところであり、加えまして、昨年、千葉県副知事、部局長との意見交換の場でも有害鳥獣対策について要望を行ったところでもあります。

2点目の捕獲従事にかかわる補助者の概要及びその人数についてでございますが、その概要は、有害鳥獣捕獲の許可を申請する法人の従事者については、わな免許を持たない者であっても一定の要件のもとでわな等による有害鳥獣捕獲の補助ができることとなりました。

しかしながら、本町においては法人の従事者はおりませんので、補助者についても現在はおりません。

3点目の捕獲したイノシシ等の解体処理後の処分についてでございますが、埋設、もしくは一般廃棄物として焼却処分をお願いしています。

4点目の有害鳥獣の道路等の事故後の処理については、小動物のアライグマやハクビシンについてはそのまま一般廃棄物として処理しておりますが、大型のイノシシについては従事者にご協力をいただき、解体した上で処理しております。

5点目の資源としての有効活用についてでございますが、最近、特にジビエでの活用が取り沙汰されております。放射能の全頭検査や、いわゆる30分ルールなどにより捕獲頭数に対する流通量は極めて少ないのが現状であります。このことから、現時点では、ジビエでの

積極的な活用は難しいものと考えます。

しかしながら、別の有効活用がないか情報収集と研究は引き続き行ってまいりたいと存じます。

6点目の近隣市町村と連絡協議会を立ち上げるとのご提案ですが、先ほども紹介申し上げました千葉県中南部地域市町村野生鳥獣対策会議や昨年2月に長生管内における有害鳥獣対策に係る意見交換を立ち上げ、既に3回の会議が行われております。

なお、施設整備につきましては、千葉県中南部地域市町村野生鳥獣対策会議や千葉県町村会を通じ、焼却施設の整備について県に要望を行っております。引き続き要望してまいりたいと存じます。

7点目の処理手続の簡素化についてですが、国の補助金を活用していますので、国の定めるルールにより行う必要があります。本町での従事者の方々は、適切に事務処理を行っていただいておりますので、特に問題はないと認識しております。

以上、本吉議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、自席より再質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、機能別消防団についてということで、消防団員確保の推進についてということでお伺いしたいと思います。

先ほどの長生郡市の機能別消防団ということで、今はなく、また、財政措置も必要であるということでありましたので、また検討していただければというふうに思います。

少年少女の消防クラブについてなんですけれども、今現在なんです、小中学校では避難訓練のほかにどんな取り組みをされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 本吉議員のご質問にお答えします。

現在、小中学校では、特に避難訓練、不審者対応等の避難訓練も実施しております。あと、地震、火災等、そういった避難訓練を実施しております。

それ以外につきましても、中学校ではAEDの、中学2年生が救命救急、そちらのほうの講習をしております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 今答弁がありました、避難訓練のほかには不審者対応等、また地震の火災だとか、また中学生はAEDの救命ということで訓練をされているというふうにお話がありました。

小学校でもやっぱりAEDを、先生がいらっしゃると思いますけれども、小学生のときからしっかりと訓練をするということはとても大事なのかなというふうに思いますので、また、何ができるのかということもまたしっかりと考えてやっていただきたいなというふうに思います。

町のいろいろなイベントがありますけれども、町の防災訓練のときに消防署からも参加していただいておりますので、そのときに一緒に何かできることなどがあるのではないかなと思います。ぜひ時間をつくっていただいて、また活動ができるような、前向きに考えていただきたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 各学校、小中学校において、教育課程の中に安全教育を位置づけまして、また前向きに時間をとるということで検討していきたいというふうに思います。

先ほどのご質問、ちょっと漏れたものが2点ほどございます。

1点が、小学生3年生で近隣の消防署等の見学がございます。社会科のほうで、消防関係について、防災、またそちらのほうの活動等についての見学会を実施しております。

それと、小中ともにですが、防火ポスターコンクール、そちらのほうに各小中学校、皆参加して、防災意識を高めておるところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 今もお話がありましたけれども、防火・防災ポスターということで、夏休み等、児童の皆さんは挑戦をしながらされていると思いますけれども、先ほど私も一番初めにお話をしたように、小さいときから防災、また防火ということで、意識を高めるためにも貴重な時間、また忙しい時間かもしれませんが、時間をとっていただきながら、小さいときからその思いというか、それを認識できるような体制をつくれたらと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

これは要望なんですけれども、全体的に大規模災害団員の導入というのは、災害時の消防

団の役割が多様化する中で、今後発生する大規模災害において通常の基本団員だけでは十分に対応できない事態に備えるためにも出動を限定した消防団員は既に2005年に機能別消防団員制度として設けられておりますので、大規模災害時だけに限らず、また昼夜、また夜間のみ消防活動や広報活動、また女性の高齢者の独居世帯への訪問活動など、女性の目線を生かした防災対策、女性が持ち味を生かして力を発揮できるように長柄町から、ぜひ女性消防団の早期導入と希望者を広く、まず募集するところから始めてもいいんじゃないかなと。

広域で、先程も町長からの答弁もありましたけれども、これから広域で、また近隣市町村との皆さんで話し合いをというふうにありましたけれども、長柄町独自というのはいかないかもしれませんけれども、まず募集をして、できるところからやっていけるようにしていったらいいのかなというふうに思いますので、これは強く、またぜひ町長、一言、答弁いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 大変貴重な意見をいただきましてありがとうございます。

ご案内のとおり、いつ発災するかわからない、事故という、いわゆる災害というものはそういうものでございまして、24時間、いつ起こるかわからない。

特に、24時間のうち、我が町で、仮に昼間起こったとすると、高校生、みんな外に出ていますよね。男性の方、先ほど言いましたように、市原市に3割以上は勤めています。本町に住んでるのは小学生、中学生、おじいちゃん、おばあちゃんなんていうとちょっと失礼ですが、女性の方、多いですよ。発災の時間によっても当然かわります。

じゃ、これ、茂原市と比べてどうだと、地域差というのはそこで出てきまして、茂原市は県立高校が3つ、4つあります。やはり高校生、中学生の力がああります。もうそうなってきたら子供だとか云々と言っていないで。

私のほうも東北に行って、そういうちょっと学習をさせていただきましたけれども、本当、小学生といえども、例えば水を運んだり後方支援したりというような、発災の場合にはやるんだというようなことが実は言われております。

ですから、非常にある面では、災害が、特に地震ですが、いつ起こるかということについては、やはり非常に微妙な問題で、やはり避難弱者、それから、全体としての時期、24時間のうちにいつできるのか、皆さんが留守のときあったときどうするんだ、いろんな考えが出ると、そういったことを含めて、これからやはり長生郡市の消防団増員を含めて、そのもの

の災害の起きたときにどういうふうに予防、準備していくかということは大事だというふうに思います。

ただ、それもあわせて、やはり広域としては予算等かかります。昨日、消防長決裁に参りました。この4月1日からの消防団員が約150名、新しい消防団あります。その方々の衣服だとか帽子だとか云々やると4万円以上かかるんです、1人が。実際問題として、そういう問題もかかわりますので、いろんな面クリアして、やはり人の命が大事だと、最優先だということに進めてまいりたいと、そういう観点で我が町も少し考えを深めていきたいということでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ前向きな思いでお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、質問を有害鳥獣のほうの再質問に行きたいと思います。

先ほど町長は施政方針の中で、「人と自然が創る豊かなまちづくり」という中でもお話がありました。

鳥獣被害防止対策事業ですがということで、いわゆる有害鳥獣の災害に対しましては、捕獲、保護の両面において、国県の補助制度を活用する中、町の単独補助事業も加え、積極的に被害防止対策に努めてまいりますということで、また、昨今、鳥獣被害防止対策協議会の方々から捕獲後の処理にかかわる問題提起がなされており、私も喫緊の課題と認識しておりますということで、今後検討してまいりたいという、先ほどもありましたけれども、その中で幾つか質問をさせていただきたいと思います。

近隣市町村で、先ほども処分の状況ということで一般廃棄物として出しているというようなお話がありましたけれども、各市町村の処分の状況だとか、また事故後、今、長柄町におきましては、役場に連絡が来ましたらその後に従事者の方に連絡をして、ハクビシンだとか小さなものは一般廃棄物として出したりなんかしていると思いますけれども、事故後の処分だとか、そのときにはどういうふうな対処をされているのか、各市町村の状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、処分の状況でございますけれども、管内の処分においては、睦沢町、それから長南

町、こちらにつきましては、職員立ち会いの上、処分を行っているということでございます。そのほか、捕獲があります茂原市、一宮町、本町の場合につきましては、従事者さんの写真管理の上、処分を行っていただいております。

また、道路上の事故にかかわる件でございますけれども、こちらにつきましては、当然発見者なり当事者のご連絡をいただいて、建設部局のほうに一報が入ります。本町の場合ですと、建設環境課が対応して、現場を確認の上、それが、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、イノシシの場合ですと従事者にご協力いただきまして、解体して処分をしていると。

よその自治体の場合ですけれども、やはり同様の手法をとっているようでございます。

ただ、一宮町につきましては、大課制ということもありまして、道路部局も産業部局も同じ課がやっているということで、一般的には、道路管理者がどの部局になるかということによりますけれども、事業課というくくりの中で自分たちで処理をしていると。イノシシにつきましては、本町のように、同様な形で処分を行うということを伺っております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） あと、埋設処分というので、先ほどもお話をさせていただきましたが、結局、自分の土地にちょっと埋めたりとかというようなことも今まではあったと思います。

もう限界で、猟友会や捕獲従事者の方は、とても困っている方もいらっしゃいます。現実的な対応を急がなくてはならないというふうに思いますけれども、本町独自で1カ所でも、またちょっと埋設できる場所を確保するという考えだとかはないのかお伺いしたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

埋設場所の提供につきましては、過去においてもご要望があったと伺っております。

しかしながら、衛生面や利便性などの問題から適当な土地がなく、断念してきたということでもあります。

よその市町村におきましても埋設を主体に処分してきた自治体におかれましては、今お話がありましたように、埋設場所がなくなっているというようなことから、本町が主体にしております解体して処分していただいているというような方向にかえてきているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） もしそういうふうには、埋設をするということもやっているところもまだあると、限界もあると思いますけれども、そういうされている方に、重機でやらないと、手ではちょっと大変ですから、重機の補助金だとか、そういうことというのは、町としては考えていないのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） お答えいたします。

重機を貸与とか、交付するとなりますと、なかなか費用もかさみます。その辺を含めた中で、やはり従事者に対する報償金、これをある程度手厚く、その手間に見合うような形でお支払いすることで何とかご理解を賜りたいというふうには考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） これからもそういうことも多々あると思いますので、しっかりとまた検討していただきたいというふうに思っております。

次に、現在も銃による3町合同捕獲事業でも捕獲活動を推進しておりますけれども、千葉県、あるいは長生郡市等の連携の捕獲活動がよいのか、また3町合同捕獲がよいのか、さらに、処分場の増設の検討を行うべきであると考えますが、その見解もお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

3町合同の件でございますけれども、こちらにつきましては、平成19年ごろから、茂原市、睦沢町、長南町、長柄町の1市3町で猟友会の方々を中心に行ってきたというふうに伺っております。途中、茂原市さんが離脱したため、3町合同有害獣駆除事業と呼んでおります。

現在は、各町で猟友会委員を自治体として任命し、活動を行っておりますので、名称につきましては、あくまで便宜上使用しているというところがございますけれども、銃を使用した駆除につきましては一定の効果があるというような評価もいただいております。引き続き続けてまいりたいというふうには考えております。

処分場所の件でございますけれども、先ほど議員のご質問にもありました、富津市で行わ

れております実証実験等も拝見させていただきましたが、こちらにつきましては、やはり富津市さんの場合ですと、鹿、イノシシを含めまして5,000頭以上の捕獲があるというような中で、その施設を整備すると。本町の場合は、約400を超えるぐらいの捕獲頭数ということでございますので、単純な比較にはならないかというふうに考えております。

それを含めまして、先ほど町長の答弁にありましたように、できれば焼却処分場をとというのが所管する私どもの考えでありますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 先日も大多喜町で処分の解体の仕方ということでありました。

新聞にも載ってございましたけれども、処分場ということの増設というか、解体処分、市原市も大多喜町に持っていったりとか、ジビエということでも言っておりますけれども、長柄町、先ほども頭数の件では、富津市から考えてみましたら全然もうその1割程度ぐらいだと思っておりますけれども、これは広域で考えていったほうがいいのか、その辺はしっかりと、町だけではちょっと大変な金額になってしまうと思っておりますので、できれば広域で、ちょっと町長みずから先頭を切っていただいて、声かけをしていただきながら、処分場の建設だとかということもぜひお願いしたいなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 電気柵やったおかげかどうかわかりませんが、平成28年度は、今課長が言ったように400頭、本年度、やっぱり電気柵等が広がってきて、散らすことはできてきていると思っております。

そんなことで、29年の実績はどうだったと、恐らく29年度、この3月末をもっても400超えるんじゃないかという話が来てます。

したがいまして、今までかかっていた場所が移動している、イノシシが。これ電気柵のおかげなのかな。じゃ、それでいいのかということになりますと、私は、根本の解決にならない、実は、大事なことは個体数を減らすことであります。捕まえることです。それが一番の有効だと思います。

ほかの町村が一番処分が困っているのは、捕まえる人と処分する人も同じなんですね。これ別働隊にしたらどうでしょう。捕まえる人、処分隊員、処分をする人たち。

この町は、いや、捕まえたら俺行って処分してやるよと、とめ刺しからみんなやってあげますよと。あれもう血を抜いて、生きているやつを、やっぱり怖いですよ、目の前でやると、わあと来ますから。私も議員の先生にやるのを見せていただいて、やはりそういうの見

ておこなきゃいけませんので、やっぱりどんと刺す、血が流れる。

ですから、やはり非常に厳しい作業になりますが、それを1人の人がやるという、しかも高齢の方であったらこれは追いつきません。電気やるといってもなかなかいけません。現場では、生きたイノシシを本当に目の前にすると、やっぱりひるみますよ。

ですから、それはそれとして、別働隊のたけた人がそれを捕まえて、その人たちが処分に入るという形をとったらどうかということで、今、提案してるところです。

課長さんが、今、頭痛めてくれているのはそこのところでありまして、そういったことで、10キロ単位に小分けすれば広域の焼却場も可能だということもありますので、その辺のところは、先ほど私、施政のほうで申し上げましたように、何とか知恵を出して、そして、うまくおさまるように、多少金かかりますけれども、施設等も考えていただいて、農業後継者や農業をやっている方々のやはりバックアップはしなくちゃいけないというつもりでおります。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ありがとうございます。ぜひ前向きにお願いしたいなと思います。

今回、平成30年度の長柄町鳥獣被害防止計画に、新たに計画検討を追加した事項があれば、まだ作成している段階であると思えますけれども、教えていただきたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご紹介いただきました鳥獣被害防止計画でございますけれども、こちらにつきましては、その被害の品目に昨年からタケノコを追加させていただいております。

その関係だというふうに分析しておりますけれども、やはり被害面積が大きいことありまして、被害額の算出額がはね上がっております。そういった点をまず変更点として計上させていただいております。また、捕獲するための施設の追加、これは数量的なものでございますけれども、これらを変更してございます。それから、平成28年度に鳥獣被害対策実施隊を任命させていただいておりますので、こちらを被害計画の中の捕獲体制という部分に掲載させていただいております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、今回、市原市では、有害鳥獣の被害対策を地域ぐるみで進めようということで、捕獲体制の整備と強化の要点をまとめた初めての手引ということで、

「町会対策 虎の巻」が1月に発行されました。

この中を見ますと、捕獲に携わる町会に効果的かつ持続可能な取り組みをしてもらいたい、被害の拡大防止を目指す取り組みをしているわけなんですけれども、本町でもぜひ取り組んでみたらどうかと思いますけれども、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ご紹介のありました「町会対策 虎の巻」につきましては、有害鳥獣に対する住民の意識向上の一助になるということをご理解いたします。

本町と市原市では、協議会や自治体などの体制や地域性なども違いがありますので、必ずしも当てはまるというものではないと思います。

本町では、広報ながらによる注意喚起等を行っておりますので、さらに充実を図れるようこれらを参考にして研究してまいりたいというふうに存じております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） この手引書では、町会での対策を被害時の共助の考え方に当てはめて、町会に対策チームを設置し、住民全体で高い意識を持つことが重要と指摘されております。捕獲に特化せず、防護柵の設置や被害を生まないための環境整備を同時に進めることの大切さ、また情報交換の場を持つような提案があったり、意識の向上にもよいというようなことが書かれております。

この中で、私もためになるというか、これは、従事者の方は一生懸命、本当にやっていたいて感謝するところなんですけれども、共助という中で、町の対策も、鳥獣のイノシシなどということで、自然災害の一つとして考えるということで、自分の農地は自分で守る自助努力ももちろん大事ですけれども、広域に移動し集落全体に被害を及ぼす害獣の対策では、とにかく共助対策として町の対策、体制の整備が必要ということで、いろいろな、ちょっとすぐできるようなところとか参考になるようなことがありました。

その中で、私は、ぜひ、これもちょっと小冊子みたいな形でつくって、誰でもできる獣害対策を伝えるということであるんですけれども、柿やクリなどを落下したままにしないでとか、また生ごみは決められた日、時間に出す、また被害や目撃情報をみんなに知らせていくんだということだとか、あと、イノシシの餌箱というのをまちのいろいろな町会のところに

置いてありまして、箱わな捕獲で利用するための米ぬかの回収用の容器を備えつけて、町会の誰もが回収に協力できるような体制をしましょうということだとかが載っているんです。こういうこともしっかりと協力をしてもらいながらやっていくということもとても大事ではないかと思えます。

あと、活動も捕獲や会合の報告だとかも回覧板で、写真入りだとなおさらいいと書いてあるんですけども、その情報の提供だとか、また餌、米ぬかなどの提供も依頼すると集めやすくなる。米ぬかもいろいろな、皆さん、従事者さんの方は餌やりということが一番すごく大変なことだと思うんですけども、こういうことにも協力をしていただきながら、町全体で、皆さんで協力しながら取り組んでいくということはとても大事なことだと思いますので、ぜひ長柄町版ということで前向きに考えていただきたいなというふうに思いますので、どうでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問でございますけれども、大変手前みそにはなってしまうんですが、この中身を拝見させていただきますと、抜粋というような形ではなってしまうんですけども、本町の広報にもこのような趣旨の、例えば、要らなくなった果樹はとっちゃいましょうとか、野菜くずはその辺に捨てないようにしましょうとか、そういったことについては載せさせていただいております。

市原市さんの場合は、従事者を何人か求めて、町会を中心にやっているという経緯が長らくございますので、非常にこの冊子というのが効果が出ていると思えます。

ただ、本町の場合ですと、多くの地域で、ランダムとっては失礼なんですけど、被害が出てきたときに、多くの方々にご協力をいただいて従事者になっていただいております。また、本町以外からも従事者としてご協力いただいている方がいらっしゃいますので、従事者を主体とした冊子、このまま使うということは当然ならないかとは思いますが。

ですので、先ほど申し上げたように、これらに記載されていることが本町にリンクするといえますか、活用できる部分は、今後も広報とかを通じて、できれば掲載し、周知してきて、それで機運が高まってくれば、またそのときに、やはりこれは住民の方々の気持ちがないとなかなか前に進まないかというふうに考えますので、そのときにまた再考してもいいのかなというふうには考えるところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 広報に掲載をされているということで、私もしっかりと読ませていただいております。広報を読まれていない方もたくさんいらっしゃると思います。そういう方たちにはどのようにされていくのかということもしっかりと考えながら対策を練っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、以前、愛媛県の新居浜市では、集団登校中だった小学生の列にイノシシが突進し、児童3人がけがを負うという事故が発生しております。このような事態が起こらないためにも対処方法など、小中学校ではどのような対策、また指導されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 今のご質問にお答えいたします。

各小中学校では、イノシシに遭遇した場合、構うな、手を出すな、投石するなというようなことで、安全第一に、イノシシとの距離を保ちながら目を合わせず、その場から逃げるといったような指導をしております。そして、発見したら大人の方に連絡をする。また、中学校では、教員に連絡をし、また各家庭に連絡メールを入れて、不要の外出を避けるようにというような指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 何かあってからでは遅いと思いますので、また十分注意をしていただきながら安全安心に生活できるように指導、また対策をお願いしたいと思います。

最後に、要望なんですけれども、鳥獣被害につきましては、町内だけではなく、近隣自治体、あるいは圏域での問題でもあり、また鳥獣駆除の問題は、市町村を越えた広域的な取り組み、先ほども町長もお話がありました。

また、県が広域的な取り組みの主体となることや県施設として焼却施設の設置等の推進を要望していただいたり、また処理加工施設を広域連携のもとに検討する、また、町民生活に対する被害防止対策も重要であると思いますので、これらを踏まえて、また鳥獣被害防止対策の策定をしていただきますよう強く要望し、終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 以上で、本吉敏子君の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午後2時50分といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

◇ 大 岩 芳 治 君

○議長（月岡清孝君） それでは、本日最後の一般質問になります。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

通告順に従い、これより一般質問をいたします。

私も前ぶれでオリンピックのことをいろいろ書いてきたんですけども、本吉さんと三枝さんに長くやられたので、私はその辺をはしょって言いたいと思いますけれども、本当に今回のオリンピックでは、日本人が大活躍した大会でございました。

ただ、今回のオリンピックはメダルだけじゃなく、今回のオリンピックほど拍手し、涙し、そして歓喜した大会は、そして国民を感動させた大会は、今までなかったのではないかなというふうにも感じております。

私なぜこのオリンピックの話をするかという、皆さん承知のとおり、カーリング女子チーム、金メダルも4つ、いろいろとった人もいますけれども、私は、銅メダルではありましたが、カーリングの女子チームL S北見は、国民に本当に感動を与えたなというふうに考えております。5人全員が北海道の小さな地方都市の何か北見市の出身だそうであります。

特に、スケートの競技では、世界の先進国でありますオランダやカナダなどが大きな役割を果たしていたことに私は驚愕をいたしました。羽生選手はカナダを練習拠点にして、外国人コーチの指導を受け、女子500メートルの小平選手はオランダに独自で留学して金メダルをとったと。また、カーリングの女子チームはカナダ人コーチを招聘し、最先端の技術指導

を受け銅メダルを獲得しましたということです。

メダルを逃した人たちも日ごろの厳しい練習の成果によって五輪に出場できたことに自信と誇りを持って、次のオリンピックに向かって歩み続けてほしいなというふうに思います。

そして、私がただいま申し上げましたように、一流の選手やチームをつくる、もちろん町づくりも同じだと思うんですけれども、一流のコーチや監督、指導者などの人材を招聘することだと確信しております。町づくりも共通したことが言えるんじゃないかなというふうに考えます。

町づくりは人材であります。特色のある町づくりは人づくりから。

人、例えば職員は、民間企業に派遣するとか、民間企業人を町に招聘して、職員の感性やスキルアップを図るなど、多くの市町村は県に派遣しているようではございますけれども、町村の職員も県の職員も、まことに申しわけないんですけれども、知識や感性に大きな差はないというふうに私は思っておりますので、県への派遣での町づくりは、どの町村と遜色なく、金太郎あめではないかというふうな感がいたします。

特色のある、活力ある町では、健康で豊かさを感じていただく町民をつくることはできないんじゃないかというふうな私は考えを持っております。

それで、質問に入りますけれども、私は、大項目の1点だけ質問いたします。

町長が日ごろ、常々言われている人口については、喫緊の課題であると言われ続けております。

そこで、人口減少対策を中心に、町づくりについて伺いたいと思います。

特色のある町づくりと若者の定住対策及び人口減少対策についてを伺います。

まず、特色のある町づくりについて、どのような、これまでグランドデザインを計画し、実行してきたのか、その進捗状況は何%ぐらいなのかを伺います。

そして、若者の定住対策に行政がどのようにかかわってきたのか、そして、その効果はどのような形で出ているのか伺います。

人口減少対策としてどのような対策をこれまでとってきたのか、そして、その効果は出ているのか、また、町長は、10年後の人口、そして20年後の町の人口を何人ぐらいに想定しているのか伺いたいと思います。

以上です。

簡潔な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） それでは、平昌オリンピックが出ていますから、少し時間をいただいて、私もそこらでちょっと簡潔に述べさせていただきますが、本当に平昌のオリンピックはすばらしいものがありました。

今議員のお話がありましたように、本当に我が国の国民として本当にいいものを見た、じゃ、その裏は一体何だったんだろうか。そこなんですね。そのところやっぱり吟味、これが教育の課題として大きく残ります。

そういった意味で、一つやはり考えておかななくてはならないのは、オリンピックというのは勝者だけのものではないということ。敗者もいるんだとかと。そこに、やはり大切な問題があるんですね。そのところをやはりおもんぱかってみる我が国民が立派なんです。

そこには、言い知れない努力と謙虚さと我が国民の正しさと誠実さと、そういうものがそこに見え隠れするんです。そのことについて、良心のあるものは心を打たれ、感動するんです。私はそう思います。

したがって、非常に子供たちにとって、メダルだけではなくて、そういうフォローをしていくことが、これからのやはり子供を育てる大きなテーマになるんじゃないかという感じがいたします。ちょっと生意気なこと言いました。

それでは、大岩議員のご質問にお答えいたします。

日本の人口は、2008年のピークから一転、減少の時代を迎え、今まさに人口減少社会の真ただ中にあり、しかもその減少幅は年々拡大しております。

現場である我々地方公共団体においては、議員のご質問のとおり、人が減るということは、言いかえると、町の活力がどんどん失われていくことであり、市町村にとっては大変大きな最重要問題であることは間違いありません。

しかし、残念ながら、この問題については、我が町だけでしょうか。九十何%のこの国の市町村が、その憂き目に遭っているということは国難であります。国が災難に遭っている状況であります。

そういった中で、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2060年に、平成70年度ですが、計算でいくと本町の人口は3,276人という、私、目を疑いました、本当かと。本当に驚き、驚くべき推計値が示されていたことは事実であります。

ご承知のとおり、この推計値をどうにかしなくてはという思いは、恐らく私だけではないのも当然であります。

したがいまして、一昨年計画をいたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略であります。その中で、本町は、将来の人口減少は避けられないものの、大幅な減少をいかに食い止め、歯どめをするかと。いかに町の地域資源を生かして、町外からの移住者を拡大することが大幅な減少を少しでも食い止めることが必要であると、それができると、そういう思いで長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想を今進めているところでございます。

これは、首都圏の元気な中高年齢者の移住を促進し、人口減少を緩和しつつ、地域内で新たな産業振興と雇用創出を目指すものですが、それにより、同時に若者の雇用を生むことも期待され、町の活性化による好循環を創出し、アクティブシニアだけでなく、若者、子育て世代など、幅広い年齢層を呼び込むことが期待されているところであります。

さらに、千葉大学と連携し、移住者の健康維持や健康寿命延伸につながるプログラム、移住定住プログラム、生涯学習プログラムを提供し、リソル生命の森を中心としたエリア型生涯活躍のまちと従来からの地域との接続によって、健康でアクティブに暮らせる長柄町という町づくりを進めていくものであります。

加えて、町内の医療機関と連携しつつ、かつ地域包括ケアと連携することで、安心して生き生きと暮らしていける地域づくり、コミュニティづくりを行い、さらなる移住者の受け入れ体制を整えること、そして進化させることを狙いとしております。

1点目のご質問のランドデザインでございますが、言葉の意味を長期にわたって遂行される大規模な計画、またはビジョンとゴールを合わせたものと捉えさせていただくならば、ただいま申し上げました内容が、まさにそのお答えとなるものと考えております。

これに伴う進捗状況であります。まだまだその一步を踏み出したところでありまして、数字でお答えできる段階ではございません。何とぞご理解賜りたくお願い申し上げます。

次に、2点目の若者の定住対策についてお答えいたします。

先ほどの1点目と一連となりますが、首都、または千葉都市圏に比較的近い位置にありながら、この豊かな自然や日本の原風景とも言える景観を多く残す本町の魅力を生かし、地域の担い手となる若者など、移住定住を図ることを目的に、その取り組みを始めました。

取り組みの具体的な内容といたしまして、一つとして、空き家バンク事業等の充実であります。

空き家の売買及び賃貸を希望する者と定住等を目的として空き家の利用を希望する者のマッチングを行うもので、事業としては平成25年度から開始していたものの、実績としては、27年度が最初の1名、28年度が1件で2名、そして本年度は、現在、契約手続中のものを加

えると5件で9名となっており、少しずつですが増加してきております。このうち3件、7名が、子供を含む20代及び30代の、いわゆる若い世代の方々に、大変ありがたいと思っております。

昨年11月に、千葉県宅建協会九十九里支部及び全国不動産協会千葉県本部と物件の仲介に関する協定の締結を行いました。これにより、移住希望者と所有者が不動産売買、または賃貸という専門的な契約事項に関して、ともに安心して相談できる体制が整いました。行政といたしましては、今後一層、そのつなぎ役として注力してまいります。

もう一つ、そのような中で、今年度、移住希望者の多様なニーズに応えるため、空き家、空き施設等の有効活用、情報発信、移住相談窓口、相談会、お試し居住、体験交流会等、移住定住にかかわる専門的かつ総合的な窓口となる組織並びにコーディネーターの発掘育成を行う移住定住推進プログラムを千葉大学に委託しており、新年度から実行したいと考えております。これにより、ただいま申しあげました現在の空き家バンク事業をもう一度進化させ、若者の定住促進を推進してまいります。

なお、子育て世代の経済的負担の軽減や支援、こども園、小中学校等の学びの環境充実など、今後も施設を連動させ、充実を図ってまいります。

人口減対策についてのご質問でございますが、1、2点の答弁で包含されているものと考え次第であります。

また、10年後、20年後、本町の人口を何人と想定しているかというご質問でございますが、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2025年で6,661人、2035年で5,681人と推計されております。これは、私たちの想定をはるかに超える大変残念な数値であります。一方、客観的な指標であり、ゆえに、お答えの想定値と言えるものと認識しております。

冒頭にも触れましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、この数値のとおりとならないように施策を講じ、歯どめをかけるべく、目標や戦略プロジェクト、そしてその具体的な施策、事業等を掲げたもので、本町の未来に向けて大変重要な位置づけの計画であります。

したがって、今後、時代の趨勢を見きわめ、見直すべきところは随時見直しを図りつつ、同戦略を継続することが肝要と認識しております。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、大岩議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

ただいま町長のほうから一括答弁のような形になっておりますので、重複した質問や、あるいは答弁を聞き漏らした面があるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいま町長のほうから、るる答弁がありましたけれども、平成26年の9月に町長が就任したときに、本吉議員の人口の問題で答弁されておりますが、何とかして人口減少に歯どめをかけなくてはなりませんという、強い決意で答弁しておりますけれども、それから3年半、平成9年の8,958人、町長が就任したときは7,542人でした。今何人ですか。8,100人前後じゃないかと思うんですよ。

[発言する者あり]

○9番(大岩芳治君) ごめんなさい、ごめんなさい7,100人。

約400人ぐらい、3年半のうちに減少しております。

私は、成嶋町長時代から、横山町長から、第3次、あるいは第4次の総合計画という形で出ておりますけれども、常に、「水が輝き 緑が輝き そして笑顔が輝くヒューマンリゾートながら」を掲げている。

しかし、何をどういうふうにするんだということですね。結果が私は全然出ていないと思うんですよ。やりました、やりましたといったって、全然結果、先ほど町長が言いましたね、これまち・ひと・しごと創生、このときだって2027年に8,589人、何もしなければ32年には、これはさっき言った社人研の統計によりますと、何もしなければ平成32年に7,134人になっているんですよ。ところが、30年で既に7,100人になっているんですよ。この統計以上に人口は減少してるんですね。

町長、施策は、私はよくわかりますけれども、しかし、着眼点違うんじゃないかと思うんですよ。例えば、人口の減少というのは、長柄町の晩婚化、未婚、非婚化、これが大きくかかわっている。今、長柄町も結婚相談所とかやって何人か決めておりますけれども、これも長柄町の大きな課題ですね。

しかし、もっと課題なのは、安定した雇用の確保がないということですよ。町がどのように雇用にかかわってきたのか、前回も言いましたけれども、この辺の見方が全くできていないんですね。

就職がないから、雇用がないから結婚できないと、こういうふうに言っているんですよ。就労の確保ができれば結婚したい、これがもう6割いるんですね。この現状を認識してないくちやならないです。

確かによそからももちろんそうなんですけれども、これが、就業の場がないということですね。例えば、町内だけじゃなくてですよ、町外にも就職をあっせんするんだ、仕事場を探してあげるんだという、そういう思いを行政でそういう窓口をぜひつくっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） まさにそのとおりで、まず2つあると思います。

人口減の問題と、人口が減っているじゃないかと。それと、もう一つは、雇用の問題というふうに捉えましたが、よろしいでしょうか。

この統計でいきますと、平成22年度から平成28年度までの出生が、生まれた子供ですよ、長柄町、32人です、平均が。死亡した方、平成22年から28年のお亡くなりになった方が平均約107名ぐらいですね。それから、我が町にほかの地域から入ってこられた方、大体150名前後、我が町から出ていった方々が大体235から40前後ですね。

これを計算してみると、平成28年度は156人の減、平成27年度は82人の減、平成26年は162人の減、平成25は147、その下は157、131と、安定した数字で人口が減っています、残念ながら。これが1点。これは一つの我が国の社会現象であるかもしれませんが、人口減というのは。

ただ、そこで、私が先ほど申し上げ、また施政の中で言わせていただいたのは、県と千葉市から近いと、そういう地の利を生かすこと。それから、圏央道ができて、茂原長柄S I Cができてくる。そのことによって、企業立地が可能になってくる可能性が出てきます。これは将来です、残念ながら。

したがって、先ほどもちょっと申し上げました、我が町から千葉市へ働いている方は3割以上いるんです、就業者の。したがって、先ほど冒頭にも申し上げました、鶴岡議員から質問がありました、3%をどうするんだと、そういう人事院勧告の規定等もあるわけです。

本町に住んではおるけれども、千葉市に勤めております。そういった意味含めて、やはりこの地の利を生かした、いわゆる五井に勤めたり、千葉市に勤めたいという、そのことも私はこの町に住んで有効な内容だというふうに思っております。

人口減は、先ほど言ったように、残念ながら安定して下がっていることは自然減、自然増を含めて、そこから来ていますから、そういったことを含めて、あと雇用の問題で、なかなかそういった部分で我が町は雇用の会社が少ないということは、これ事実であります。

そういった形で、私も中学で子供たちを指導しておりましたが、やはり就職は我が町よりもほかへ出て行きます。残念ながら、そういった現象があるものですから、その辺のところはひとつご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それでは、伺いますけれども、長柄町の特殊出生率は、たしか1.30だと思っんですよ。千葉県の平均、そして全国の平均よりも低いということをお覚しておりますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） それは、絶対数ですか、それとも出生率、それは出生可能性のある人たちですか、そんな規定がわかりません。何歳から何歳までとか、そういうことがあるんですか。教えてください。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 合計特殊出生率というのは、住民課、いますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 申しわけございません。すぐ答えられなかったもので。

まち・ひと・しごとの戦略の中にも数字がございまして、議員のおっしゃるとおり、千葉県よりも、平成20年から24年の数値でよろしければ、千葉県が1.33、長柄町はその下の1.31ということで、おっしゃるとおり低いと。全国は1.38ということですので、なお低いという形になろうかと思っいます。ほかの平成15年から19年等々、このまち・ひと・しごとの中にはございましてけれども、同様に低いかと思っいます。

平成10年から14年ぐらいに戻りますと、長柄町のほうがちょっと高いという数字もあろうかと思っいます。よろしくお願ひいたします。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それでは、伺います。

そういうことを町長が認識しているかどうかわかりませんが、出生率の高い町村に、町長は視察行ったことがございましてか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 国のほうで定められて、高いところへ行っただかという、どこが高いかというのはちょっとわかりません。東京は低いと思いますが、その辺はわかりません。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 私も少しだけ調査してきましたけれども、全国の出生率ランキングってございまして、今1,700ちょっとですか、全国の市町村数は。その中で、一番高い鹿児島県の伊仙町というんですか、2.81ですね。これ長柄町と同じような規模です。6,362人。出生率2.81です。以下、とんとんとんといって100位の大分県中津市、これが1.82人いるんですよ。ですから、1,700の中の100市町村は1.8以上なんですよ。これ1.82までしか出ていない、1.80まで見ればきつともっと下も出てくるかもわかりませんけれども。

こういうふうには、出生率の高い市町村、日本全国幾らでもあるんですよ、悪いけれども、なぜそういうところに行って、その状況とか、行政のあり方とか、住民サービスだとか、子育てとか、どうしてそういう調査をしてこなかったんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） なぜそういう高いところ行ってこなかったかという話がありますが、我々、この町で踏みとどまって、我が町の、いわゆる人口減をいかに減らすことを食いとめるかと、そちらの方をより考えておりましたので、物理的なところで、若い人が、そういう出生率が高いところを見て、例えば行政的にこういう工夫しているよというようなことは、いろんな資料では見たことありますけれども、実は視察は行っていません。その間は、私は、ここに踏みとどまって、長柄町の人口減に対していかに抑制を図るか、それに頭を痛めておりました。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 町長、踏みとどまったって、流れを見て、町長就任してからもう3年半ですよ。一定に下がり続けているんですよ。

出生率の高いところには何かしらの知恵があるんですよ、知恵と情熱が。私に言わせると、申しわけないけれども、トップ以下、議員も職員も、やはり情熱と能力の欠如なんです。結果が全てなんです。そう、町長、思いませんか。

100の市町村が1.8幾つの出生率を出しているんですよ。どうしてそういう先進市の視察を、職員に見に行かせたり派遣したりさせないんですか。そこが、ちょっと私には理解できない

ですね。いいところに、新しい発想というのはできませんよ。

ですから、先進市を視察して、そのいいところ取りじゃないけれども、そういうのを吸収して、子育てに使った、あるいは、きっと出生祝いに幾らか出しているんじゃないとか、あるいは入学資金で幾らか出しているんじゃないとか、いろんな住民サービス、あるいは子育てサービスがあるんじゃないかという特別変わったことをきっとやっているはずなんですよ。そういう知恵をね、私だってわからないでしょう、ほかを見なければ。百聞は一見にしかずですよ。ぜひ、そういうところに職員を派遣させてみてください。いかがですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 人口減をとめるということで今議論していたというふうに思いますが、話が出生のほうになってまいりましたから、そのことについては、少し矛先を変えます。

これは、当然生まれたら30万円をあげるとか、話がある。これは千葉県でもありました。町はやめました。意味がないということで、町民の皆様からかなりご批判を受けて、町長、大英断だと思って私も見ていました。出生に対してのご褒美という形でやった、それは邪道だというような意見があったということでやめました。

ただ、子育て支援、子育てをやりやすいという環境は、これとはまた違います。

例えばこども園であったりとか、生まれた子供たちにどういう手当ををすとか、子供たちをどうやって育てていくのに、例えば医療費の軽減を町村が行うとか、これは出生だけのことではなくて、出生から、いわゆる彼らが成人するまでの考え方でありますから、その辺のところをきちっと分けて議論していかないところとちょっとあれかなと。

それで、今、すみません、議員のほうから質問がありました。そういう特殊な、特殊と言ったら失礼ですね、そういう先進的な市町村があれば、私は参考にしていきたい、どういう内容で出生率を高くなるのかというような勉強をしていきたいと私自身も思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） だから私は言っているんですよ。

私もそれだけの知恵はないし、町長もないんだから、町長はいいと思ってやってきたって人口は減っているし出生率は減っているんだから、これじゃだめだなというふうに早く気がつかないといけない。

私は一つの例として出生祝いにあげたら、そういうのがあるんじゃないかなとたまたま言

ただけあって、もっともっとびっくり、目からうろこの出るようなことが、ほかの市町村やっているといますよ。我々に知恵がないからですよ。町長、そうでしょう。だから、私がやってきた、やってきたって結果が出ていないんだから。

千葉県、1.30しかないんですよ。ほかは1.8も出ているんですよ。ということは、よっぽど子育てとか、その環境がいいということですよ。まねしていきましょうよ、町長、ほかへ派遣してくださいよ。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 先ほど申し上げましたように、若い人の移住で27年度が1人、28年度が云々、本年度は9人ということでありました。本当にありがたいことだというふうに思います。

そういったことで、数字も少しずつ増えてきています。ということは、施策がきいてきたかなと、はっきり言って思います。

これは、一長一短にいきません。そんな簡単に、花火を上げるように、施策は効果が出るものではありません。やはり、少しのスパン、時間がかかります。徐々に徐々にきいてきます。

今、2年前、去年、今年と施策を打ってきた中で、どうやってこの町のそういった施策の内容が変化しているのか。これは、これからの注視することで、先ほども冒頭で申し上げました。そういったことをぜひご理解いただきたいといます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 残念ながら無理だと思いますよ、今の状況であれば。町長、もう3年半やってきたんですよ。それで、成嶋町長を継承するんだという、そういう熱い信念のもとで出てきて3年半たっているんですから。

本来は、減っても低減とか、そういう形で推移するような、今からやるんだ、今からやるんだって、やっぱり結果が出ないとやったことにならないんですよ。

もっと、私が、これは質問以外にはなってしまうのであまり言いたくないんですけども、それでは、移住定住対策について伺います。

今言ったように、ほかの町村、周りで見ると、空き家バンク、あるいは提携、みんなやっていますよね。中学3年までのやつもほかの町村でもやっているところありますよ。

でも、それだって、この近隣で1.80の出生率とか、定住で人口が増えているところは少な

いんですよ。

一宮町は確かに少ない、これは環境もいいかもわかりませんが、それなりの施策をやっていると思いますけれども、もっともっと変わった、びっくりしたようなことをやらなければ定住移住ありませんよ、言っておきますけれども。

今きいているといったって、私は3年後、5年後も同じあれですよ、この総合戦略にも書いてありますけれども、私は、あまり変わらないというふうに考えております。

ですから、我々も知恵を出さなくちゃいけない。行政も知恵を出して、お互いに一つの方向を持って、人口が減少すれば商工産業はともかく、活気がなくなる、人口が減って活気のある町というのは世界広しもどこもないんですから。人口の減少ほど地域を疲弊させる・・・ではないんですよ。ということを私は強く思っていたきたいというふうに思います。

早く終わりにしたいんですよけれども、それから、これ提案なんですけれども、先ほど町長の中で、とりあえず長柄町へ住んで、長柄町の環境とか、畑をやって、なんて言いましたっけね。

〔「お試し」と呼ぶ者あり〕

○9番（大岩芳治君） お試し、これを、つくば市かな、なんかでは、町営住宅を建てて、そこに畑をつくって、お試し住宅をつくって、環境がよければそこへ住むんだという、そういうのも一つの方策だと思いますけれども、そこももうちょっと勉強し、先進地を見て研究していただきたいなと思いますけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 我が町のよさを知っていただくということは、ようやくホームページができました。その前に、私はこの3年半、交流人口を増やすために、町のイベントを大きく打ってまいりました。お金はかかります。しかしながら、そういうことをやりながら、長柄町ってこういういいところがある。来てみなきゃわかりません、これは。

そして、その中で、例えば生産組合がある、道の駅がある、いろんな組合がある、そういうことを知っていただく中で、総合的にこの町に魅力があるということを理解していただきながら、今度はそれを一歩進んで、1週間なり3日なり、例えば住んでみてどうだったですかと。いきなり住んでくださいというよりも、そういう機会を捉えてやった方がいいんじゃないかというふうに思います。

いずれにしても、人口減の抑制を何とかしなきゃいけないという気持ちだけのご理解いただきたい。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 答弁は結構なんですけれども、最後になりますけれども、この国立社会保障・人口問題研究所の、この総合戦略の中で、人口の推計パターンというのが出ておりますよね。

何もしなければ平成32年には7,134と書いてある。もうこれを既に割っているんですよ。何もしない、いかに人口減っているということを肝に銘じて政治に取り組んでいただきたい、町長、以下職員の皆さんに心からお願いいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 以上で、大岩芳治君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日2日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時31分

平成30年長柄町議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成30年3月2日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 発議案第1号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書
- 日程第 4 議案第 1号 長柄町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 長柄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 長柄町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 長柄町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 病虫害防除機械設置および管理に関する条例を廃止する条例の制定について

- 日程第 17 議案第 15 号 財産の取得について
- 日程第 18 議案第 16 号 町道路線の廃止について
- 日程第 19 議案第 17 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 20 議案第 18 号 平成 29 年度長柄町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 議案第 19 号 平成 29 年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 20 号 平成 29 年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 21 号 平成 29 年度長柄町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 22 号 平成 29 年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 23 号 平成 29 年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 議案第 24 号 平成 30 年度長柄町一般会計予算
- 議案第 25 号 平成 30 年度長柄町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 30 年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 30 年度長柄町介護保険特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 30 年度長柄町浄化槽事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 30 年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 休会の件

出席議員 (12 名)

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 川 嶋 朗 敬 君 | 2 番 | 鶴 岡 喜 豊 君 |
| 3 番 | 池 沢 俊 雄 君 | 4 番 | 三 枝 新 一 君 |
| 5 番 | 本 吉 敏 子 君 | 6 番 | 山 根 義 弘 君 |
| 7 番 | 古 坂 勇 人 君 | 8 番 | 関 民之輔 君 |
| 9 番 | 大 岩 芳 治 君 | 10 番 | 神 崎 好 功 君 |
| 11 番 | 星 野 一 成 君 | 12 番 | 月 岡 清 孝 君 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 清 田 勝 利 君 総 務 課 長 蒔 田 功 君

企画財政課長	白井 浩 君	税務住民課長	石井 正信 君
健康福祉課長	小林 敬二 君	建設環境課長	内藤 文雄 君
産業振興課長	若菜 聖史 君	会計管理者	大塚 真由美 君
教 育 長	佐川 和弘 君	学校教育課長 兼給食センター長	石井 一好 君
生涯学習課長 兼公民館長	松本 昌久 君	選挙管理委員会 書記	蒔田 功 君
農業委員会 事務局 会長	若菜 聖史 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田 孝一	議会書記	安部 吉輝
--------	-------	------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第2、一般質問を行います。

先日からの一般質問を続けます。

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。よろしく願いいたします。

先般2月7日に、千葉県の主催で、千葉県野生鳥獣肉処理衛生管理講習会が大多喜町の中央公民館で開催されました。本講習会は、食品衛生法に基づきまして、野生鳥獣肉処理衛生管理者の資格の取得を目的として開催されたもので、野生鳥獣肉処理施設の設置に不可欠な資格を取得することができました。参加者はざっと250名近くおられたと思うんですが、主催者側のほうも予定外の人数に非常に驚いていたということでした。我が町からも数名の有志が受講されまして、その関心の強さに改めて問題の深刻さを痛感した次第であります、逆にピンチをチャンスに変えようとする方々の熱い思いも感じた次第でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3項目ほど質問させていただきます。

1項目めでございます。

犬猫の去勢及び避妊手術費用の助成についてでございます。これについては、先般ある自治会の方々とお話し合いをする機会がございまして、そこの自治会の皆様方のほうから、野生といいましょうか、野良犬なんですが、野良犬は少なくなっているようだけれども、依然野良猫は減っていないということから、良好な生活環境に問題が出ていると。よって、むやみに餌を与えないことなどはもちろんのこと、避妊・去勢手術により少しでも減少させていかなければならないとのことで、町からの手術費用の負担制度についてご相談をいただきました。

ある地方自治体のホームページにこのような掲載がなされておりました。「犬や猫を愛する皆さんへ。動物が社会の中で人と共存できる存在として受け入れられるためには、犬猫など動物の飼い主がルールを守り、マナーを心得て飼うことが重要です。愛情と責任を持って終生飼いましょう」と掲載されておりました。

平成21年度に、千葉県の健康福祉部衛生指導課が県内における犬猫の飼養実態調査を行っています。この調査目的は、犬猫の飼養実態を把握することにより、今後の狂犬病及び動物愛護管理に関する施策の基礎資料とするためとしています。それによりますと、犬の飼養頭数は45万頭、猫は64万頭のうち17万頭が野良猫と推計しております。

現在の、おおむねなんですけれども、犬の去勢手術費用は約2万円、避妊手術は約5万円、猫の去勢手術費用は約1万5,000円、避妊は約2万円程度必要とのことでございます。県内の犬猫の去勢及び避妊手術の助成を行っている市町村は、野良犬、野良猫で11団体、4,000円から1万円の助成でございます。そして、飼い犬、飼い猫で5団体、3,000円から5,000円の助成をしております。

長生郡市内での助成事例というものはありません。ありませんが、千葉県動物の愛護及び

管理に関する条例が平成27年度に施行されておりました、そのうちの第10条から第13条にかけて動物の適正な取り扱いとして規定されております。本条例を遵守し、愛玩動物の適正な管理と町民の良好な生活環境を守るために、犬猫の去勢及び避妊手術費用の助成について提案いたしますが、いかがお考えかお聞きいたします。

続きまして、2項目めでございますけれども、災害弱者の福祉避難所の設置についてでございます。

災害時に自宅に住めなくなった住民が臨時に生活する宿泊可能な施設を避難所と呼びます。その避難所の中でも、高齢者、障害者、妊産婦など、避難所の生活において特別な配慮が必要な方とそのご家族を受け入れる避難所を福祉避難所と言います。災害対策基本法施行令第20条の6第5号において、以下のように規定されています。主として高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について、内閣府令で定める基準に適合するものであることとあります。また、千葉県の災害時における福祉避難所運営の手引では、市町村は小学校区に1カ所程度の割合で福祉避難所を指定することが望ましいとしております。

県内での福祉避難所の指定あるいは協定状況でございますけれども、公共施設と民間施設を合わせて、上位5団体でございます。一番上位につきましては、芝山町が1,100%、九十九里町が368%、館山市が350%、南房総市が313%、大網白里市が286%でございます。逆に、下位5団体は、低いほうから一宮町が0%、白井市が11%、野田市が15%、富津市が18%、東庄町が20%となっております、県平均では115%であり、各団体において地域性に関係なく取り組み意識に大きな差が生じております。

長生郡市内では、茂原市が86%、一宮町が先ほど言いましたとおり0%、睦沢町が100%、長生村200%、白子町33%、長南町100%、そして我が長柄町は50%となっており、長柄町は2カ所以上の指定に対して福祉センター1カ所のみにとどまっております。

よって、町は福祉避難所の設置について、早急に指定箇所を増やすべきではないかというふうに提案をいたします。

続きまして、3項目めでございます。

教育機会確保法における不登校児童・生徒対策についてでございます。

文部科学省の調査によりますと、平成28年度、病気と経済的な理由を除いて30日以上学校

を欠席した不登校の児童・生徒は、12万6,000人を超えています。子供の数は減少していますが、不登校は3年連続で増加しており、中でも90日以上 of 長期間学校を休んでいる子供は7万2,000人余りで、全体の6割近くとなっております。原因は、いじめなどの学校でのトラブルや勉強等の問題でございますけれども、このような背景から、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、通称、先ほど言いましたとおり教育機会確保法でございますが、平成29年2月に施行されました。

不登校の児童・生徒は、教育支援センターといった教育委員会などが設置する公的な施設に通う子がおよそ6万人、残る半分は自宅にいるか、民間のフリースクールという施設に通っております。本法律の原点は、多くの子供たちが通っている現実から、フリースクールなどの位置づけを考えようとするものでございます。

フリースクールの定義はございませんが、不登校の児童・生徒の学習支援や体験活動などを行っており、従来通っていた校長の判断で、フリースクールに通っていれば出席扱いができるようになっております。ちなみに、全国には約400のフリースクールがあるのではないかとのことでございます。

そこでお聞きいたします。

1点目ですが、教育機会確保法は、不登校児童・生徒が教育を受ける機会を確保するための施策を、国や自治体の責務として必要な財政上の措置を講ずることを求めています、長柄町における不登校児童・生徒の状況をお聞きするものでございます。

1つ目でございますが、不登校児童・生徒の実態はどうか。2つ目ですが、フリースクールの設置状況と利用実態はどうか。3つ目ですが、学校現場での支援の状況はどうか。4つ目として、町の支援の状況はどうかお尋ねいたします。

2点目でございますけれども、教育機会確保法における不登校児童・生徒対策について、今後、町長部局並びに教育長部局は、どのような方針と措置を講ずる考えなのかお聞きいたします。

3点目、不登校対策として、まずは学校を充実させるべきという考え方が優先しますけれども、教育機会確保法は、休んでもよいということと、学校以外の場の重要性を認めたということであり、これを生かすことが子供たちを取り巻く環境を変えることにつながるということでございます。先ほども申しましたが、フリースクールは不登校の児童・生徒の学習支援や体験活動などを行っており、従来通っていた校長の判断で、フリースクールに通っていれば出席扱いができるようになっていることから、フリースクールへの積極的な誘導及び助

成制度について提案しますが、いかがお考えかお聞きするものでございます。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えいたします。

1項目めの犬猫の去勢及び避妊手術費用の助成についてのご質問でございますが、人と動物の共生する社会の実現を図るため、動物の管理に関する事項を定めた動物の愛護及び管理に関する法律に関連し、県では千葉県動物の愛護及び管理に関する条例や千葉県動物愛護管理推進計画が定められ、県、県民、飼い主それぞれの責務が規定されております。

議員ご指摘のとおり、県条例第10条から第13条では、動物の飼い主の責務として、適正数の飼養について不妊または去勢の措置を講ずるよう規定されております。

ご質問にもありました飼養実態調査におきましても、人口密集地に犬猫の飼養頭数が多いことから、住民間のトラブルの発生も多い傾向にあり、野良犬、野良猫を含めると、県内都市部を中心に11市町において、去勢・避妊手術費用の助成が行われている状況にあります。

また、適正な飼養管理ができずに多くの犬や猫が県に引き取られ、殺処分されております。昨年度、県内において3,300頭余りの犬猫が引き取られ、1,100頭余りが殺処分にされている現状があります。これらの大切な命をなくすことのないよう、法律や県条例に定められた動物愛護精神の醸成と動物の適正な管理の普及を図るため、去勢や避妊手術費用の助成制度についても今後の検討課題として取り組んでまいりたいと思っております。

2項目めの災害弱者の福祉避難所の設置についてでございますが、ご指摘のとおり福祉避難所につきましては、ガイドラインに示されているとおり、議員ご指摘のとおり、小学校区に1カ所設置することが望ましいと言われております。本町におきましては、現在、福祉避難所につきましては、構造、設備及びマンパワーの確保の観点から、町福祉センターを指定しています。現状、災害時要援護者に十分な配慮が可能な施設は、災害対策本部に隣接する福祉センターと考えているところであります。

今後も災害時要援護者の把握に努めるとともに、必要な資機材、設備などの一層の充実を図ることで、発災時に迅速な対応がとれるよう備えてまいります。また、福祉避難所として活用が可能な施設について、建て替えを計画しています新公民館を含め研究してまいりたいと存じますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

3項目めの教育機会確保法につきまして、不登校児童・生徒対策につきましては教育長か

ら答弁させますので、よろしく願いいたします。

以上で山根議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 山根議員の3項目めの、教育機会確保法における不登校生徒対策についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、学校現場での深刻な問題の一つに不登校問題がございます。その不登校の児童・生徒たちに学校外での多様な学びの場の提供をすることを目的に、教育機会確保法が施行されたと認識しております。

1点目の長柄町における不登校児童・生徒の状況についてお答えいたします。

まず、不登校児童・生徒の実態は、いわゆる年間30日以上欠席とされる長欠児童・生徒数ですが、1月末現在で長柄小3名、日吉小1名、長柄中8名であります。このうち病気で30日を超してしまった児童・生徒が4名、また、親の考えから、籍は残したもののカベナント・コミュニティースクール・インターナショナルに通っている児童・生徒が2名おります。

そこで、ご質問の不登校児童・生徒ですが、1月末現在で、長柄小、日吉小にはおりません。長柄中は6名となっております。

次に、フリースクールの設置状況ですが、フリースクールを不登校の子供を受け入れることを主な目的とする施設と定義した場合、現在、フリースクールは長柄町には設置してございません。過去には公民館に設置していた時期もありましたが、不登校児童・生徒が全く通ってこなかったことから、現在はございません。

近隣市町村では、茂原市に豊田福祉センターと五郷福祉センターの2カ所に設置されており、それぞれ週3日間、指導員が個々に合った学習内容を提供し運営しております。利用状況ですが、五郷福祉センターに5名ほど、豊田福祉センターには10名ほどの小中学生が通っていると聞いております。長柄町の子は現在通っておりませんが、数年前に五郷福祉センターに、長柄町の生徒1名が通っていた時期があるというふうに聞いております。

また、学校現場での不登校児童・生徒の支援の状況ですが、不登校児童・生徒の保護者と電話で連絡をとったり、手紙を届けたりして家庭との連絡を密にとり、児童・生徒の状況把握に努めております。また、学級担任、生徒指導担当教員等が家庭訪問を実施し、児童・生徒を迎えに行ったり、学校の様子を知らせたりしながら登校刺激を与えております。また、中学校では、登校できても教室に入れない生徒もいることから、校内に適応指導教室を開設

しております。

続いて、町の支援の状況についてですが、深刻な事例があった場合はケース会議を開催しております。会議では、不登校児童・生徒の課題について話し合い、学校、行政、関係機関等が指導方法の共通認識、共通理解を図り、問題解決に取り組んでおります。さらに、会議以外でも家庭教育相談員や児童相談所等の関係機関との連携、協力を図っております。また、NPO等の民間のフリースクール施設の紹介やその橋渡し役をしております。また町では、フリースクールに通いたい子がいた場合の費用を予算化し、財政面での支援をしております。

2点目の教育機会確保法における教育委員会の方針についてですが、教育委員会といたしましては、従来からの誰もが安心して教育を受けられるよう、学校環境の整備を図ることを基本方針としつつ、あわせて今後、学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性や、個々の子供や保護者に適切な情報提供、助言等の支援をしていきたいというふうに考えております。

3点目のフリースクールへの積極的な誘導及び助成制度についてですが、フリースクールは不登校児童・生徒の学習支援や体験活動を行っております。実態として、学校に代わる役割を担っている部分もあり、不登校児童・生徒の居場所として有効であるというふうに考えております。

ただ、ご指摘がありましたけれども、フリースクールは、これがフリースクールだという定義がはっきりしておりません。また、設置基準がないため、運営主体や活動内容はさまざまです。しかし、学びの場は学校に限ったわけではない、休んでもよいという教育機会確保法の趣旨から、個々の児童・生徒の状態を把握して、フリースクールに通える児童・生徒については支援をしていきたいというふうに考えております。財政上の支援についても、財政当局と前向きに相談をして検討していきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上、山根議員さんの質問の答えといたします。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、2回目は自席のほうで質問させていただきます。

1項目めの、犬猫の去勢及び避妊手術費用の助成についてでございます。

我が町は、生涯活躍のまち推進事業を進めていく上で、今後、他の市町村以上に町民の生活環境に十分配慮していかなければなりません。既存の住民の方々が生活環境の快適さを実感できなければ、なおさら移住しようとする方々は不安が先立ってきます。

良好な生活環境は、小さな一つずつの積み重ねが必要でありますことから、犬猫の去勢及び避妊手術費用の助成についても、小さなことではありますけれども、十分検討の余地はあるというふうに思います。生涯活躍のまちを推進していく上で、都市部における環境になじんだ方々をいわゆる田舎に迎え入れることとなりますことから、衛生面での生活環境はできるだけ配慮しておくべきだろうというふうに考えます。

我が町の置かれている現状を十分考察し、新しく居を構えようとする方々の期待にも反することのなきよう、できることからやっていくということでご理解を賜りたいというふうに思いますけれども、その辺についてどのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 山根議員のご質問にお答えいたします。

県条例などに定められた町の責務であります動物愛護関係の普及啓発、また、地域に密着した苦情の相談などに対応しながら、この情報収集を行い、また議員のご指摘のとおり、本町の生涯活躍のまち推進事業を進める上でも、都市部からの移住を受け入れる環境整備の一環として重要なことと考えておりますので、それらも視野に入れながら今後研究してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） この1項目めにつきましては、今答弁いただいたとおり、とにかく、恐らく移住されてくる方々については、我々が生まれて育ってきたこの町、何ら違和感なく過ごしているわけですが、非常に都市部の方々にとっては自然のいろんな享受をするとともに、その反面、我々の気づかないところ、そういう部分を非常に気にするというようなこともあるかと思えます。その中の一つの事例として認識していただければというふうに思います。

続きまして、2項目めの災害弱者の福祉避難所の設置についてでございますけれども、千葉県の災害時における福祉避難所運営の手引では、市町村は小学校区に1カ所程度の割合で福祉避難所を指定することが望ましいということで、先ほど申したとおりなんですけれども、これは有事の際に自力でもたどり着けることを想定しているということで理解するわけですが、長柄町だけでなく他の町村でも、少子化の影響により、小学校の統廃合が進んでいる現状においては、この目安は通用しないのではないかとこのように思います。

長柄町では従来、3校の小学校がありましたけれども、少子化の関係で2校になってしま

い、さらには今後、1校に統合されていく日もそう遠くないのではないかとこのように懸念されます。そのような中で、市町村は小学校区に1カ所程度の割合で福祉避難所を指定することが望ましいとなれば、そう遠くないうちに、長柄町は1カ所でもよいということになりますけれども、先ほど言いましたとおり、当該避難所までの避難距離が問題になってくるというふうに思うわけでございます。

1回目のご答弁の中で、福祉避難所として新公民館を含め研究していきたいとのことでしたが、避難距離あるいは地域性を考えると偏り過ぎであるというふうに思いますことから、従来の3校区を目安とした箇所数と設置箇所が望ましいというふうに考えますが、いかがお考えかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 山根議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、小学校区にそれぞれ福祉避難所を設置することが望ましいと私どもも考えているところでございます。先ほど町長の答弁がありましたけれども、現状受け入れた場合のマンパワー、福祉避難所の性格上、専門職等の配置も必要ということで、現在福祉センターを指定しております。

理想でいえば、現在避難所に指定してございます長柄中学校及び梅乃木荘、これらについて福祉避難所の設備、資機材等をそろえた上で、また人的なものが手当てできればということと考えていますけれども、現状は、例えば長柄中学校あるいは梅乃木荘に避難した方を福祉センターまで移送して、必要な配慮をしようというようなことになっております。

これらについて、今後、確かに歩いて行ける距離にあることは望ましいというふうに認識しておりますので、自主防災組織との連携、あるいは災害ボランティアの育成等で、一時的にそういった弱者の受け入れができるような体制を整えるように努めたいと思います。その上で、現状では、福祉避難所としては福祉センターへ最終的には移送して、そこで適切な配慮をするのが現実的かなというふうに考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 今、総務課長さんのほうからご答弁いただいたわけですが、この中で災害ボランティアの方々というお話もありましたけれども、これは今後養成していくというようなことであろうと思いますし、前回私のほうが災害に関する形の中で、12

月議会で質問させていただいた中で、この災害ボランティア、これについてもお話しさせていただいたわけなんですけれども、この辺が住民との協働の社会をつくるという中の一環だと思うんですけれども、なかなか難しい話で進んでいないというのが実態だというふうに考えます。

その中で、災害だけでなく、一般的にボランティアの育成というところからぜひ始めていただくという形のものも必要なのかなど。質問の趣旨とはちょっと違ってきますけれども、そういう答弁が出ましたので、ぜひボランティア活動という形の中で、住民との協働社会をつくっていただきたいなというふうに考えます。

続きまして、3項目めの教育機会確保法における不登校児童・生徒対策についてでございますけれども、1点目の不登校児童・生徒の状況についてでございますけれども、1つ目の不登校児童・生徒の実態については、先ほどのご答弁で、不登校児童・生徒は小学校は0名、中学校は6名で、中学校全体の1.6%ということですが、長生郡市においては不登校児童・生徒の実態はどのような状況か、わかれば参考のためにお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 山根議員さんのご質問にお答えいたします。

長生郡市内における不登校児童・生徒の状況についてということでございますが、毎月長欠児童の報告を東上総教育事務所のほうに報告してございます。そこで、東上総教育事務所にお尋ねしましたら、長生郡市内の数値は公表していないので、東上総管内の数値を活用してくださいと、そんな指導がありました。ですので、大変申しわけございませんが、東上総管内の数値でお答えしたいというふうに思います。

山武、長生、夷隅合わせてですけれども、不登校児童・生徒の数値、昨年度、平成28年度ですけれども、小学校91校1万8,739人の児童のうち不登校児童が110名です。そして中学生ですけれども、中学校は39校1万389人の生徒のうち、不登校生徒が271名ということであり、傾向としましては、山武地区が非常に大変、不登校児童・生徒が多い。そして長生地区はやや多い、夷隅地区は少ないというような傾向が報告されております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 2つ目のフリースクールの設置状況と利用実態についてお尋ねいたします。

茂原市に2カ所設置されているということですが、それぞれのフリースクールの運営主体や運営実態等についてお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 山根議員さんのご質問にお答えします。

茂原市にあるフリースクールの運営主体や運営実態についてのご質問ですが、茂原市にある五郷福祉センターと豊田福祉センター内にあるフリースクールは、フレンドルームという名称で運営している適応指導教室であります。運営主体は茂原市でありまして、所管課は茂原市の教育委員会であります。

運営実態ですが、1月末日現在、五郷福祉センターのフレンドルームには、小学生が1名、中学生が4名、合計5名の児童・生徒が通っています。うち中学生の1名が市外から通っているというふうに伺っております。豊田福祉センターのフレンドルームは、小学生が3名、中学生が7名、合計10名の児童・生徒が通っています。いずれも10名全て市内の児童・生徒ということをお伺いします。

また、運営についてですが、どちらも原則、火、木、金曜日の週3日間、時間は朝9時から午後3時まで、講師は元教員で、それぞれ1名ずつ指導者としてつき、個々に合った学習を指導しています。指導内容については、各教科指導のほかには体験活動、料理教室や勤労生産的な活動等、またゲームなど、子供たち同士、友達ができるような交流活動も実践しているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 3つ目と4つ目をあわせて、学校と町の支援状況についてですが、長柄町においては、学校と保護者、家庭との連携等、あるいは学校、行政、関係機関等との共通認識や理解、そして連携等を図っているというようなことでございましたけれども、さらには財政面における支援措置まで考慮しているということですので、国は、教育機会確保法に基づく支援内容をいまだ明らかにしておりませんが、長柄町はそれよりも進んで、積極的に取り組んでいるということがわかりました。今後とも、積極的かつ継続的な取り組みをお願いしたいというふうに思うわけでございます。

2点目の不登校児童・生徒対策についてですが、今後、町長部局並びに教育長部局はどのような方針と措置を講ずる考え方なのかについてですが、国の教育機会確保法

に基づく具体的な支援内容が決まり次第、速やかに対応をお願いしていただきたいというふうに考えます。

3点目のフリースクールへの積極的な誘導及び助成制度についてですけれども、先ほどのご答弁で、財政上の支援についても財政当局と前向きに相談して検討していきたいと考えるとのことですが、当該児童・生徒や保護者はもちろんのこと、フリースクール運営主体にも、そういうふうな事態になっていった場合に支援していくということは考えているのかどうか、フリースクールの運営費等も、スタッフを集めるということもあるし、いろんな形の中で運営するにも大変だと思うんですけれども、そんな中でフリースクールに対する支援というものを考えていくのかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 山根議員のご質問にお答えします。

フリースクールの運営主体にも支援をしていくのかというご質問ですが、今のところ長柄町にはフリースクールが設置されておりません。そのため、茂原市のフリースクールを本町の児童・生徒が有効活用していく、子供たちの居場所として活用することが今の段階では有効ではないかなというふうに考えております。

しかしながら、他町村のフリースクールの支援、また運営主体への支援ということについては、今のところ考えておりません。町内の不登校児童・生徒、その保護者への支援、現在も茂原市のフリースクールに通うと1カ月1万2,000円の経費がかかると。それを本町では2カ月分予算に計上してございますけれども、そういった今後とも保護者や児童・生徒のことについて前向きに相談し、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） このフリースクールにつきましては、今ご答弁いただいたとおり理解いたしましたけれども、もう一つお聞きしたいんですが、この郡内には、豊田と五郷に茂原市の教育委員会のほうで運営しているという形の中でお聞きしたんですけれども、その他郡内には、NPO等の民間の運営するフリースクールというものは存在しないのかどうかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 山根議員のご質問にお答えします。

長生管内において、NPO法人の運営するフリースクールはあるのかというようなご質問ですけれども、茂原市に成美学園があります。千葉県教育委員会指定の技能教育施設として、中学生のフリースクールを実施しております。また、フリースクールとは少々異なりますけれども、長南町に千の葉学園という施設がございます。公立の学校に通わない子が通っているというふうに聞いております。

さらに、県の指定する障害児童施設、医師の診断を受けて、学校へ通えない児童が通級する施設、そういった施設もございます。茂原市にわくわくセブン、s o r a、HEROというような施設がございます。また睦沢町に、つくもという施設もあるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 先ほどご質問の中で、今後、こういう生徒・児童が増えていく可能性も十分あると思うんですけれども、そういう方々をぜひフリースクールのほうへどんどん誘導して行っていただきたいというお話をさせていただいたわけですが、そのような状況ができた時点の中で、ぜひ民間等のそういうフリースクール、町外であっても活用していく中で、必要とあらばそういうフリースクール、民間であろうが、そういうところに対する支援を積極的にして、かつ積極的に誘導するとともに、積極的に活動支援をぜひお願いしたいなというふうに思います。これはお願いでございます。

私の一般質問のほうは以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（月岡清孝君） 以上で山根義弘君の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午前11時といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） 一般質問を続けます。

次に、1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 皆さんこんにちは。1番、川嶋朗敬です。

質問に先立ちまして、まず一言ご挨拶をさせていただきます。

傍聴人の皆さんご苦勞さまです。傍聴人の席から議員席の後方の皆さん方の席の後ろにはこりがいまだ残っておりますが、このような小さな、些細な質問を受けまして、早速、皆さん方の後方のお席はきれいになったかと思えます。この小さな質問であっても、気がつきましたら町民目線でどんどん意見を述べていただきたいなというように思えます。

さて、今日は「そだねー」ということにあやかりまして、カーリング女子のネクタイで、私もメダルを取れるような質問をしてみたいです。

間もなく東日本大震災から7年目を迎えます。被災された方々のご家族の皆様、改めて心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、復興を支え続ける方々に対しましても、深く敬愛申し上げます。

日本は災害大国と言われ、毎年どこかで大規模な自然災害に襲われ、関東大震災以降も1,000人を超える死者が発生した地震災害が9回発生しております。また、3年に2回の確率で大規模な地震が発生しており、関東大震災以降94年間で約4万6,000人の尊い命が失われております。今後30年以内に南海トラフ地震などの大きな地震の確率が発表され、注意喚起を呼びかけております。

このような状況を踏まえ、自治体職員は、住民の生命と財産を守る使命があります。また、危機管理能力の向上は必要不可欠であると考えます。しかし、大規模災害の発生直後は、自助7割、共助2割、公助1割と言われる中で、さまざまな災害のリスクがあるにもかかわらず、住民の危機意識が低いことがあらわれております。

私どもの自治会では、自分たちの地域は自分たちで守る、自衛活動とフローチャートを作成し、いかなる場合においても人命を重点として、総務企画班、機能別消防班、救護班、郵送・輸送・医療班を編成し、災害状況に応じた任務並び分担表で、公助に頼らない、最小限に食いとめる活動を行っております。今日はその活動のフローチャートをここにお持ちしました。総務課長、必要であれば、私たち小さい自治会ですが、きちっとフローチャートを計画作成しております。ぜひ差し上げますので、ご覧になっていただきたいと思えます。

そして、震災を忘れないことが防災と考え、過去の教訓を生かした議会基本条例を委員の皆さんと作成を進めております。

そこで、災害に強い行政組織を目指し、地域防災向上のために、1つ、災害疑似体験ブラインド型訓練の実施を要望します。これは若手職員を消防団機能別団員に任命されることが望まれます。

2つ、小中学校一貫の防災教育において、教室を開放できる体制づくりを進めていくことを望みます。

3つ目、我が事防災ミーティングの実施の推進を図ることを望みます。

4つ目、自主防災組織支援チームを設置し、老老支援の見直し及び職員が来ないことを想定した避難所の開設運営訓練の実施などの体制を図り、防災計画が十分機能しない要因を見直し、自主的に活動できる組織及び職員の防災に対する意識改革の推進を行い、自分事化により減災につなげる展開を望みます。

また、今後10年の未来予測を鑑みたとき、2025年問題で約800万人といわれる団塊の世代が、2025年ごろまでに後期高齢に達することにより、社会保障の増加が懸念されます。増えるお年寄りの世話をどうしたらいいかという問題は重要な視点の一つですが、高齢者の多い社会で、若者を含めたあらゆる世代が幸せになるにはどうしたらよいかの問題は大変重要で、定年を過ぎた高齢者は若者が支えなければならないという絶対的な前提の上であるが、いまだ出口が見えてきません。

そこで、歳出を減らすか、歳入を増やすかの選択を迫られたとき、公務員は必ず国民負担を要求することが想像できます。また、公務員の人件費は現在35兆円ほどと言われ、10年後は人件費は40兆円近くに膨れ上がるとも思われます。社会保障の国庫負担と合わせますと90兆円と推計されます。

しかし、10年後の国と地方の税収が現在の100兆円から80兆円まで落ち込み、財政破綻と経済崩壊が同時に訪れ、避けられない状況も考えられます。抜本的な公務員改革と社会保障改革なしに、この先生きる道はありません。今後も財政が厳しい中で、特に公共事業の妥当性や機能の必要性を横断的な視点から、優先度を考え適正に管理運営を続けていくことができるか、喫緊の課題と危機感を感じております。

残された期間で魅力あふれる生き生き町政を進めるために、10年先を見据えた2020東京五輪に向けたインバウンド需要の戦略について、また、地元に戻ろう、若者、女性のUターン、ふるさとづくりについて、そして誰もが訪れる認知症に対しまして、安心して徘徊ができる

町づくりについてなどの、将来に継続できる協働のための質問を町民の声として伝えてまいりたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2日目ということで皆さんお疲れですが、また疲れていただきますので、最後の一問一答方式にて質問をさせていただきますたいと思います。

今回のテーマは、オリンピックで活躍されました、チームワークの原点を見せていただいたカーリング女子のように、管理職の皆さんがいかに各層の相談と報告、確認と指導への円滑化をつなげ、信頼とコミュニケーションを図り、職員の精神的負担を軽減しつつ、モチベーションをアップしてきたか、前回の質問の続きとしてまいりたいと思います。

1、横から目線で町民の信頼と職員のさらなる活躍に向けたコミュニケーション能力についての趣旨説明をいたします。

地方分権一括法により地方分権時代が進み、自己決定、自己責任が強化され、住民福祉の向上に応じた政策を実行することがこれまで以上に求められております。真の住民サービスに当たった行政サービスを提供することが当然となっている自治体は、効率のよい業務、質のよい業務を行うことは緊急の課題であります。

そのために、組織の活性化を図ることが不可欠です。組織は当然人で成り立っておりますが、年齢や経験年数などは違い、その立場によって組織の見え方も異なりますから、下から上に上がるにつれ、より一層組織を意識するようにもなり、若者職員と組織の見え方の差が出始めております。

そこで、平成27年度、地方公務員法改正に伴い、新たに能力、実績を重視した人事評価制度が創設されました。新しい人事評価の導入により、町民との一体感をどのように醸成できるか、自治体職員は少数精鋭で、地域の課題を踏まえ、着実かつ柔軟に今までのやれることからやるべきことをやる組織に変化しなくてはなりません。コミュニケーションの減少がミスやトラブルを誘発する原因ともなり、住民サービスの低下にもつながりかねない状況も考えられます。

公務員は、地域社会の愛着心を持って、全体の奉仕者として公益のために仕事をしております。よい仕事をするために、職員一人一人がやる気を持って仕事をするのが一番であります。今後、町民との間に形成された信頼と協力関係を築くため、いい仕事をしていくために、やるしかない精神で質問します。

①満足いく行政サービスを提供するために、職員が仕事に対して満足度を高め、組織の一

員として、世代間、部署、経歴などを越えた組織の目標を達成してきたか。また、職場の同僚、部下、上司との信頼関係をどのように築き、コミュニケーションを図ってきたのか。新たな人事評価制度における取り組み方をお聞きしたい。

②よい職場環境をつくるには、職員間のコミュニケーションの不足の解消が必要と考えます。解消するため、多くの自治体で各種の研修が行われています。研修自体が職員の意識と姿勢を変えていく、コミュニケーションサイクルの活性化をさせる生かされた研修になっているかお聞きしたいと思います。

③職員の意識変化や環境により、若手職員個別ケアの必要性があります。高まります。何か悩みがあれば、メンターよりも身近にいる同僚や上司に相談します。職場が違えば接点は少なく、コミュニケーションが進まないため、これまでのメンター制度からどのような解決策があるか、考えられるかお聞きしたいと思います。

最後、④地方自治体の職員数は、定数管理により減少傾向にあります。雇用と年金の接続の問題から、再任用職員の増加が見込まれてまいります。再任用職員の活躍に向けて、配置上の課題を解消する取り組み並びにモチベーションの維持向上を図る取り組みをどのように今後進めていくのかお聞きしてまいりたいと思います。

以上で私の1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員の横から目線で町民の信頼と職員のさらなる活躍に向けたコミュニケーション能力についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の人事評価制度についてであります。昨年度から試行的に実施し、本年度から本格的な運用を始めております。課内においては、課内全体の業務目標を共有するとともに、職員一人一人が業務目標を設定し、管理職と共有し、事務事業の推進に取り組んでおります。このことは、年度内、3回の面談を中心に、日々の業務を通しコミュニケーションを図っているところであります。

年度末には、職員の目標に対する自己評価をもとに、能力評価及び業績評価を行い、評価点及び課題、改善点も共有し、もって職員のレベルアップを図ろうとするものであります。また、各課間においては定例の管理職会などを通し、町全体の課題を共有し、それぞれの立場からその解決、改善に取り組んでおります。

2点目の職員研修についてであります。初任者から課長研修まで、それぞれの段階にお

いて必要なコミュニケーション能力の研修に参加しています。また、庁内においても、毎年度コミュニケーション能力向上も含めた研修を実施し、職員の能力向上に努めているところであります。先ほどの人事評価制度の活用を含め、日々の業務の中で、課長を中心にコミュニケーション能力の向上のため、相互に取り組んでおります。

3点目のメンター制度についてであります。現在、明確な形では取り入れておりませんが、課長を筆頭に上席の職員がその役割を確実に担えるよう、私からも徹底していきたいと存じます。

4点目の再任用職員についてであります。現在、国においても定年制延長とあわせ検討が急ピッチで進められております。雇用と年金との接続問題を解決し、再任用職員を含めた職員全体のモチベーションの維持、向上及び意欲と能力のある人材を最大限活用する観点からも、再任用制度の見直しは不可欠であると存じます。特に、新規採用職員と再任用職員の均衡を考慮した配置、効率的な組織とするための既設及び新規を含めたポストの検討、さらには再任用職員のモチベーションの維持、向上のための職員及び組織全体としての意識改革が重要と考えます。

地方分権により年々業務の専門性が高くなり、その範囲も広がっている現状を踏まえ、限られた職員定数の中で、再任用職員も含め適材適所に配し、職員全体が課題を克服し、高いモチベーションが確保できるような取り組みを考えたいと存じます。

ご指摘のとおり、町民の信頼を得るためには、その前提となる職員のモチベーションの向上が重要であり、そのためのコミュニケーション能力の向上は必須であると私も考えますので、人事評価制度の活用を初め、今後も一層の推進を図りたいと存じますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上、川嶋議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

それでは、①から随時、一問一答にて質問をしてみたいと思います。

先ほどもお話ししましたが、地方分権の改革は進められても、個々の自治体の自主性、自立性が実際に高まり、住民にとって本当に住みよい魅力ある地域社会が実現できるかどうかは、何度もお話しするとおり、職員の熱意と努力と知恵と創意工夫にかかっております。

そこでお聞きします。今の答弁のように、管理職の皆さんとともに、皆さんが同じ共通点を持って研修をされてきておるとい認識でありますので、できるだけ多くの管理職の皆さん

んに質問をしてみたいと思います。

町長さん、こちらが答弁してくれましたので、こちらからお聞きしてみたいと思います。

まず内藤課長。前の総務班長、お聞きします。

きのうの鶴岡議員の質問にもありましたが、今日まで7名の一般質問が登壇しております。過去の質問事項、たくさん多くあるかと思えます。この質問事項を、それぞれワーキンググループを立ち上げて、各職員が与えられたミッションで共有した上で、問題解決に向けて質問内容を遂行してきたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 川嶋議員のご質問にお答えします。

議会が終了後、いろいろさまざまな一般質問や、それぞれ議題のいろいろな経過につきまして、課内でその辺の意識共有につきましては、おのおのの議題につきまして、一応朝礼やその他の打ち合わせの際にその辺の共有はして、課題の解消に向けて取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。当たり前のことなんですけれども、そうしますと、一般質問で出た質問というのは、各課に持ち帰って、やはりその問題意識を持って取り組んで、最終的には明確化したロードマップに落とし込んでいかななくてはいけないという認識で進めているかと思えます。

どちらの課かわかりませんが、総務課さんだったら総務課さんで取りまとめて、問題意識を持って他の課にやられてきていると思います。前からよく進行管理という言葉を使いますが、そうであるならば、きちっと質問事項が、それぞれプロセスが計画されているので、どんな質問に対しても、検討します事項に対しても、答弁は一般質問でできるんですね。

ですから、この辺がまだまだ各課の中で統一化されていない。共有化されていない。明確化されていない。伝わってきません。ですから今後十分、総務課長を中心として、皆さん方各課で、十分その辺は共有していただきたいと思いますというように思います。

次に、実はこの前、俳句を誘われまして、俳句を出したんですが、なかなか俳句と私が合わなくて、それでも加入促進されたんですが、非常に困っているところですので、ぜひ皆さん方も入っていただきたいなど。

そこで、本題に入ります前に、日常起きる何気ない出来事をユーモアと風刺でセンスを表現した俳句、十七音にあらわした季語の制約がないサラリーマン川柳が発表されました。これずっと読んでいきますと、部下が、中堅職員が、上司に対する俳句がものすごく多かったです。例を挙げますと、私もよく役場に来て「課長いる」と聞くんです。職員の返ってきた答えは「要りません」と。ですから「り」が入るか入らないかで大きく違うんですね。

ですから、このように部下から上司に上がっている川柳があるんです。「朝一で 嫌いな上司の 予定見る」、「飲み会で 上司の隣 譲り合う」、これ全部部下から上司に対して。すばらしいふるさと納税もありました。「ふるさとへ 納税だけが 帰省する」と、住民が増えないのはそこにもあろうかなというように思います。こんな川柳も出ている状況でありますので、よく下の意見を上司は吸い上げていただきたいと思います。

特に私のよかったなと思ったのは、「ヨーイドン 気持ち走るも 足は出ず」と。まさしく私のことかなと思うんですが、私、行政33年間やってきまして、実際に課長と面した中で忘れられない川柳がありました。「君がやれ あとは報告 しとくから」と、まさしく私の課長でした。このように、やはり一般的な中でも川柳というのが出されておりますので、十分目を通していただきたいなと思います。

そこで、ただいまの日ごろからの部下の思いの表現のありましたサラリーマン川柳を含めまして、世代間ですね。若手職員、中堅職員、管理職職員、それぞれの姿勢、意識というものを、町長さんは管理職に対してどんな姿勢を持っているのかな、意識を持っているのかなというように、日ごろからやはりコミュニケーションを図っておかなきゃいけないんですね。係長も部下の若手職員と、どんな姿勢でいるのかなというようなことで、考えていなくてはいけない。一定の年齢、階級によって形成された階層をつくっている中で、いわゆる世代間のギャップということで、組織内に壁をつくってしまうということを感じました。経験上。

そういうこともありますので、そこでお聞きします。自治体職員の現状を見ると、バランスの悪い年齢層の階層、世代間の常識のずれを大きくする要因とも考えられます。職場の人間関係にも実力の差も得意分野も違う職場では、上司と部下は選べません。ゆとり世代と言われた、氷河期を送ってきた若い世代は、どんな上司となら一緒に働きたいと思っているのかお聞きしたいと思います。

石井課長、今度はこっちです。どんな上司となら働きたいと思っているのか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） お答えいたします。

役場組織は、いかに仕事をするかということで、そのような組織でございます。当然職員も、仕事をするためにおるわけですから、自分が仕事をやるに当たって適切な指導、判断、そういうものをできる上司、自分の目的の仕事のために、その上司がいかに努めてくれるか、努力してくれるかというような上司が部下にとっていいのかなというふうに考えます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。それぞれの感性がありますから、実は私に足りないところがありました。調べましたら。

実は、私が勉強していかなきゃいけなかったなというのは、感情的にならず、いつも穏やかな上司がいいと書いてあるんです。人間としても魅力を感じ、上司としても魅力的な上司が理想であります。これは私も勉強しなくてはいけないところかなというようにあります。

たくさんあるんですが、非常に今課長さんが言ったように、やはり一人一人の意見を聞いてあげる、褒めてあげる、こんなことを常日ごろから心配り、気配りをしていただければいいかなというように思います。

よく毎年、芸能人で理想の上司はというのが出ます。男性のナンバーワンの1位に出てくるの、これ池上彰さんなんです。2位は所ジョージさんなんです。女性では、天海祐希さんなんです。2位でいくと真矢ミキさんなんです。必ずトップに入ってくるんです。ですから、その人たちが見ていた中で、やはり理想だなと思っているから得票が上がってくるんじゃないかなというように思います。

そこで、時間をおかりして、次の質問に入る前に、町民からぜひお礼をしてほしいと、褒めてほしいということでありましたので、ここでお話しします。

実は先日、町民から、職員を褒めてやっていただきたいというお話がありました。それは、成田市から長柄町にご相談をしたそうです。相談内容が、私そこまで聞かなかったんですが、その成田市の方は、成田市を批判するわけじゃないんですが、現状の市、住んでいる成田市と違い、長柄町の受付の職員は非常に対応がよかったと喜んでおりました。その家族は何と、成田市から長柄町に住所を引っ越しました。長柄町から成田市に通勤しています。

職員の窓口対応一つで住民が増えたわけです。多分、どちらの課の方かは、1階の方かな、3階ではないことは確かだと思うんですが、1階ではないかなと思うんですが、こういうお話を聞きますとほっとして、対応が人口を増やすのかなというようにも感じました。相手の立場に寄り添って良質な行政サービスができたのかなというように、成果を上げましたので、

多く、先ほどの能力評価としては点数をつけられる。ぜひ課に戻りましたら、どなたかわかりませんが、お話をしていただければ、私としても感謝申し上げます。

もう一点は、きのう実はディズニーランドにこども園が行かれたんですね。保護者の皆さんと。何とバス2台で行きましたので、楽しく、風もなく、行きました。ところが、千葉市に来ましたら、1人のお子様が具合が悪くなりまして、本来ですと1台のバスはディズニーランドに行ってしまうんです。しかし、園長先生を初めとする教師の方々、2台バスをとめまして、その後、救急車を呼びまして、看護師、お名前誰でしたか、看護師さん、山本看護師さんのとった姿、救急車と一緒に乗って病院まで行かれました。職員ではないかと思うんですけれども、そして……

〔「職員」と呼ぶ者あり〕

○1番（川嶋朗敬君） 職員ですか、すみません。その足でディズニーランドにまた来たそうです。この行動は、全員バスを動かさずに待ったこと、そして看護師がいたことよって的確な判断ができたということ。まさしく40名以上の保護者の方々は、この行動に対して、やっぱり長柄町の職員ってすごいんだな、みんなまとまっているなど感じたはずですよ。これが評価なんです。

小林課長、きのう、何時にお戻りになりましたか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） こども園の年長組の親子遠足ということで、確かにディズニーランドのほうへ行って、川嶋議員おっしゃったとおりの事情でございましたので、帰ってきた時刻は18時半ごろだったかと記憶しております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） おっしゃるとおりです。18時半にバスが着きました。定刻よりも遅れましたけれども、一つ、きのうの夜でも、朝でもねぎらいの言葉、頑張ったね、ありがとう、これが必要なんですね。フォローアップ。ですから、もちろん町長さんも含めてです。よく頑張ってくれたね、これがモチベーションを上げることになり、次への仕事につながってくるわけです。

今の2つの例を挙げましたが、こういったことを続けていくことが非常に大切であるということで、次の質問に入ります。

28年4月から施行された新しい人事評価制度から2年がたち、私の前の一般質問から1年

半がたちました。当然に皆さん方共有されておりますので、新しい人事評価の導入の理由、ご存じだと思います。また機能や目的も認識をしているかだと思います。ぜひ、どのような形の理由か、どのように持たせようとしているのか、総務課長、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 人事評価制度につきましては、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力、実績に基づく人事管理を行うことによりまして、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上の土台をつくるというようなことで始めております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。ちょっと足りないんですね。

この制度というものの根本的なのは、こう書いてあるんです。給与が地域の民間賃金の状況から乖離しているのが、批判があったと。こんな背景があったというのが一つです。そして、先ほどもあられたように質の高いサービスを提供することによって、能力ある多様な人材を多く増やし、魅力的な公務員としての構築を図りましょうということが大きな目的です。そして、計画的な人材育成とコミュニケーション能力の活性化というようになるわけです。

そうはいっても、これだけの仕事が、地方創生も入りました。いろんな仕事が多様化していっぱい入ってきました。組織力、職員力の向上が必要であるということも十分理解しておりますが、なかなか負のスパイラルに陥ってしまうことが多くあります。

そんなことで、私のほうで総務課長にちょっと提案したいんですけども、前回の質問のときに、マズローの欲求階層の理論のお話をしたと思います。マズローの欲求階層理論というのは、やはりその職員が精いっぱい努力、能力、業務全てにおいて、住民サービスに対しても謙虚に褒められたり、今褒められるというお話を2点しましたが、褒められるということで、実績を上げた人には表彰制度を導入して、透明性ある昇給をする必要性があるんですよということがこの階層論に載っております。

そこで、いいことも悪いことも、それぞれ情報公開するのは当たり前なんですが、総務課長の仕事ですから、総務課長に聞きます。

職員提案制度、この職員提案制度については実施要領を作成しなきゃいけないので、町政の全般の改善方法とか、新しいアイデアを提案して、職員の意識改革や組織の活性化を図

るとともに、町行政の効率な運営、行政サービスの向上を図る目的の政策立案能力を奨励する考え方はないのか。また、今までこの職員提案制度というものを実施してきたのかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

提案制度につきましては、制度としてこれまでは行っておりません。計画策定時などに職員に提案いただくようなことは何度かありましたけれども、制度としては持っておりません。この辺について、川嶋議員のご提案はもっともだと思いますので、少し時間をいただいて研究をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 少しと言わず、すぐに迅速に、この取り組みは職員の意識向上を図るため、きのうたしか地域手当3%、1,100万円つけないよというお話が出ましたから、つけていけないと思いますが、1,100万円という予算を使わなくてもいいということではなくて、この職員の能力の向上、高めるために、こういった提案制度で、表彰制度で奨励を進めていただければよろしいんじゃないかと思います。

3%以上もらえる人もいるかもしれないし、ただ、現金でもらえませんので、私の場合には今までの経験上、図書券しかもらったことありません。そういったことが考えられますので、とにかく職員の能力アップ、それからコミュニケーション能力を図っていければいいかなというように思います。

時間もまだ、先行かなきゃいけないんですが、最後まで行けるかどうかわかりませんが、大切なことですので要望を2点だけお願いしておきます。

まず、若手職員のトラックファースト制度といってもなかなか難しいので、ジョブローテーション、何年も何年もその同じ課に定着するのではなく、やはり小まめに迅速に、定期的にローテーションで人事異動させていく方法が、スペシャリストを育てたいのか、何を育てたいのか、目的がわかりません。だからそういったところで、今言ったように、定期的に、小まめに人事異動をされていくジョブローテーションなどをとっていただきたいというように思っています。

それからもう一点は、やはり採用職員、職員採用制度の中で、当然に一律の試験ですので、

プレゼンテーションの力をつけるために、プレゼンテーション試験を導入したり、面接をする際に、これは当然二次試験ですね。面接をする際には、住民参画型の実施に取り組んでいただきたい。これは透明化ですから当然のことです。

そういうことで、採用に当たりまして、先ほどの提案制度におきまして、人前で話す企画力、プレゼン力、コミュニケーション力、この辺をつけていってほしいなと思います。

次に、まだ①までしか行っていなかったですね。②ですね。②に入ります。

②につきまして1点だけ。小林課長、お聞きします。

言葉の遅れ、落ちつきがない、集団活動が苦手、子供たちにはさまざまな要因があったり、心配事がありまして、もちろん家庭は教育の原点であるということは理解しております。しかし、幼児期は人として成長していくスタート地点であり、人から学び、呼吸していく時期であります。

地域において子供たちが安心して育つ、保育者の方々が安心して子育てができるようにと、現在、睦沢町に児童発達支援センターつくも幼児教室、先ほども名前が出ましたが、児童福祉施設がございます。私もここの健康管理課の担当者のおかげで、毎週勉強しに行かせてもらっています。見事にすばらしい教育理念、いろんな形のことをよくご存じで、頭が下がる思いで勉強させてもらっています。

そこで、こども園の職員の方々もつくも幼児教室の研修に参加し、環境の違う研究の場で学ぶ機会創出をしながら意識と姿勢を変えていくと、生かされた研修になると思いますが、その見解をお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 川嶋議員のご質問にお答えいたします。

それこそつくも幼児教室ということでございますけれども、現在こども園では、つくも幼児教室の相談事業を利用しており、また今後支援に必要な情報共有を図る場を設けておるところでございます。また、つくも幼児教室では、年に数回公開保育を行っておりますので、こども園の職員もこちらのほうを訪問して、実際養育に関する専門職の先生方の、どのように子供たちに接しているか、またそして、保護者との連絡や対話方法をどのようにしているかということで、実務を通してのこども園の職員も勉強させてもらっております。

なお、本年度は、民間のこども園、認定こども園の公開保育を初め、公立の公開保育にも参加しており、よい部分につきましてはこども園で生かせるように、園内研修、こども園に

戻ってから研修会を中で開いて、共有認識を持っているところでございます。

今後、積極的に生かされた、そういうつくもの幼児教室とか、公開保育で生かされた研修ができるように考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ぜひ一緒になって、子供の目線になって取り組んでいただきたいというのが本音です。

ただ、私が見ている中で、それぞれのいいところがあるんですが、目線が違うんですね、先生方の。この目線というのは、幼児にとっては非常に大切なことであって、心が痛む、我慢する、いろんなことが見えてまいりました。そういうところも含めまして、私もどんどん勉強していきたいとは思っていますが、あした講演会があるんですよ。ご存じですか。

明日3日に、子供が育つ、引き出す子育て、明日あるんです。お休みですから行きなさいとは言いませんが、こんな講演会がありますから、ちょっとでもこども園に役立つような勉強を、研修に行かれたほうがいいんじゃないかなというように思っています。いいところはどんどん民間であろうと取り入れていっておくべきだなというように思います。

最後の④に入ります。

雇用と年金の接続と。これは2004年に、どちらの党かわかりませんが、100年安心プランというような形で、100年先というのは私もわからないんですが、2017年まで国民年金を上げないと。18.3%どまりだということでありました。

雇用と年金、年金というのはなかなか難しいんですが、今になって100年先が見えなくなった。たった13年しかたっていないのに、60歳から65歳までの5年を、また年金いただきましようという考え方も出てきています。

そんな中で、退職してから年金をもらうまで無収入になるんです。そこで法が決まりました、3年に一度行われ、60歳を迎える職員が追加的にとどまっていくことから今後も再任用職員が増加する見込みであります。

年金との関係でいえば、平成25年度から段階的に年金支給開始が65歳に引き上げられています。私の場合には63歳ですけれども、皆さん65歳の方いると思います。現行の制度のまま推計すると、65歳までの間に無年金、無収入の期間が発生すると考えられます。このことについて、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 国のほうでも、雇用と年金の接続ということで今検討されておりますけれども、現行の再任用制度の中にもいろいろな問題があります。

先ほどの川嶋議員がおっしゃっているようなモチベーションの問題、そのためには再任用あるいは定年制延長に向けた、高齢の60歳を過ぎた職員がモチベーションを維持しながら働けるような職場、また、若手職員も同様なモチベーションが維持できるようなものを考えていかなくちゃいけないというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 残りは、最後ですので総まとめをします。

先ほど、町長さんの答弁でも、課でまとめて共有していくという目標を見つけました。しかし、課だけじゃなく組織全体で、職員全体で同じ目標に向かって共有していただくということが大前提であります。ぜひ組織の中で前向きに進めていただきたいなというように思い、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 最後の答弁ということで、清田町長。

○町長（清田勝利君） いろいろご指摘賜りましてありがとうございます。

本当に、我々がふだん気がつかないところ、逆に言いますと、例えばよかれと思ってやっていたことが、実質問題として本当に町民のためになったのか、若い人たちのジェネレーションの違いが、我々の縦の社会でどうなっていたのか、いろんなご指摘をいただきました。まさにいろんな面で我々が反省すべきところは反省して、貴重なご意見を賜りましたので、それこそ長柄町役場として、その辺のところは問題を共有しながら解決に向けて、できるだけ議員の考え方に近づくように、我々頑張ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 以上で川嶋朗敬君の質問を終わります。

これで質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午後12時01分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第3、発議案第1号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書を議題とします。

本案は、提出者であります鶴岡喜豊君より提案理由の説明を求めます。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 発議案第1号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

千葉県循環器病センターは、県内屈指の循環器病の基幹病院として高度医療を提供するとともに、心筋梗塞や脳卒中等、重篤な救急患者の受け入れ病院として地域に貢献してきました。総合病院としての機能を備えて、本町や長生郡市等の地域病院としての役割も担っています。

千葉県では、千葉県立病院新改革プランにおいて問題提起しており、千葉県循環器病センターの存続が危ぶまれております。

そこで、これまで同様の医療サービスができるよう、千葉県循環器病センターの存続を求めるため、本案を提案するものです。

提案者、長柄町議会議員、鶴岡喜豊。

賛成者、長柄町議会議員、神崎好功、同じく古坂勇人。

議員全員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書を原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採択することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第4、議案第1号 長柄町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、現行123名の職員定数の総数は変えずに、内訳を町長事務部局9名増員し、教育委員会事務部局9名を減員するものであります。また、新たに定数外として、臨時的任用職員、育児休業職員など6項目新設し、突発的事由に対応しようとするものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは補足説明を申し上げます。

附属資料の新旧対照表で説明させていただきたいと存じます。

今回の改正、まず第2条なんですけれども、町長事務部局の職員現行97人を106人に9名増員し、同じく第6号の教育委員会の職員を、現行24人を9名減の15人とするものであります。総数は123人で変わりはありません。

この要因ですけれども、教育委員会につきましては、給食センター調理の民営化、それから水上幼稚園がこども園になりまして、その部の職員の減。また、各小中学校統合によりまず用務員の減、または用務員につきましては臨時職員で対応していることから、これらの減があることから9名減ということでございます。

また、町長部局につきましては、先ほどの幼稚園をこども園に統合したことによりまして

全体の保育教諭の数が増えているということで、本年度6名の任期付職員を任用したということでありまして、現行、町長部局は97人の定数に対して97人となっておりますので、こちらについて、こども園の職員の拡充を想定しておりますけれども、9名増員すると。9名全てではありませんけれども、ということでございます。

また、第4条におきましては、定数外ということで新たに規定を設けたものでございますが、定数から除く職員でございます。これまで規定がなかったんですけれども、1号では臨時職員、臨時職員についてはもともと定数には入っておりません。2号で休職とされた職員。それから3号で、結核で1年以上欠勤している職員。4号で育児休業職員。5号で、地方公共団体へ派遣した職員。6号で公益的法人へ派遣した職員ということでございます。

主に、これらの規定がなかったんですけれども、明確化しようというふうな趣旨でございます。特に、これまで育児休業職員については定数に含まれておりましたが、この規定によりまして、育児休業職員はその間、定数から除くことができる。

また、2項において、復帰後六月を超えない期間に限り定数外とすることができるというようなことを想定しております。

これについては、平成30年度におきましても、育児休業職員、現在でも、途中で復帰する職員、また途中から育児休業に入る職員を含めまして10人いますので、こういったことに対応するための改正でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第5、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、条例規則等に規定する附属機関等にかかわる報酬額のうち青少年問題協議会委員を廃止し、また、新たにタウンアドバイザー及び認知症サポート医を追加するものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは、補足説明を申し上げます。

附属資料の2の新旧対照表で説明させていただきます。

左側の現行で線を引いてあります青少年問題協議会委員長、青少年問題協議会委員につきましては、この後、議案第13号で条例廃止の提案をさせていただきますけれども、協議会の一定の目的を果たしたということで、今回廃止ということで報酬を削るものでございます。

右側、アンダーラインのところ、まずタウンアドバイザーですが、タウンアドバイザーにつきましては、地方創生人材支援制度を活用し、外部からの人材の経験と知見を活用し事業効果を高めようということでの役職でございます。長柄町版生涯活躍のまち推進に関するアドバイザー、移住定住コーディネーターの育成、長柄町総合計画見直しに伴う町民参加型まちづくりのコーディネートなどについて支援をしていただくというようなことでございます。

それからその下で、認知症サポート医ですけれども、こちらにつきましては、介護保険で地域支援事業として認知症総合支援事業を実施することになっておりまして、平成30年度ま

でに全ての市町村で認知症初期集中支援チームの設置が義務づけられております。これについて、新年度からこれを始めるということでございます。

タウンアドバイザーについては月額3万円、認知症サポート医については月額7万円でございます。

以上、補足説明させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

タウンアドバイザーについて、少し伺いたします。

町長の施政方針の中にもございました。新年度からタウンアドバイザーを置くということですね。月額3万円、決して高いとは思いませんけれども、例えば、タウンアドバイザーを政策や事業別によって招聘するのか、あるいは1年を通して1人の人を、大学の研究者とか民間人を採用していくのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

1年を通して1名の方ということで、内閣府からの派遣といいますか認証ということになっておりますので、そのような形で進んでいくことと思います。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ということは、おおむねこのような事業を専任にアドバイスをしてもらうというようなことでしょうか。そして、先ほどコーディネーターの育成等も含めてというふうな説明があったんですけれども、コーディネーターの育成についてももう少し詳しく教えてもらえますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほど総務課長のほうからもございましたけれども、本町の長柄町版の生涯活躍のまちの推進に関するアドバイス、それから移住定住のコーディネーターの育成、ご質問の後段の部分になりますが、それから、長柄町総合計画の見直しに伴う町民参加型町づくりのコーディネート。あと、千葉県で行っておりますCOC+という、文部

科学省のほうが指導しております、千葉県をもう少し活性化するという、大学と行政それから民間等が協力してやっているCOC+事業というのがございますが、そちらの町との連携推進、そのようなことを大きな目的としてございます。

移住定住のコーディネーターの関係なんですけれども、これから本町でこの人材派遣を受けまして、本町では大学の研究者をお招きしたいというふうに内閣府のほうにお願いをしております、認可になるという報告を受けております。その方と一緒に、本町のこれからの移住定住をどうやって進めていくのか、今それこそ千葉大学のほうからプログラムが上がってくるところだと思いますが、その推進の方向性について知恵を借りながら、また、一緒になって進めていくということで、このコーディネーターそのもの自体は、できたら我々としては、外から移住されてきた方で、働いていただく意欲のある方たち、町に入って一緒になってやってくれる気持ちの高い人たちをどんどん発掘して育てていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

ほか、ございますでしょうか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今の岩議員の質問の継続なんですけれども、タウンアドバイザーは月額3万円ということでございますけれども、非常勤特別職というのは、一般の会議ですと1時間でも2時間でも1日という形になりますけれども、タウンアドバイザーの方はどのような一日の勤務形態的なものを想定しておるのか、お願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 原則的には一日いただくということで考えております。

月に大体二、三回というふうに、先進の他の市町村等の話を聞いてもそういうことになっておりまして、今回もそのような契約といいますか、形で進めたいと思っております。

内容につきましては、正直申し上げまして、その先生に来ていただくのに当たって、今申し上げた月に二、三度ですので、来ないブランクの間に課題等を私たちのほうでも先生からいただいて、それを整理しておいて、出勤していただくときにその辺を、町長を初め幹部の職員と一緒に議論したりとか、新たな指示をいただく。また、その研究される大学職員の方も、我々企画部門になると思いますが、一緒になってやっていただくということで、

何をどういうふうにというところまで、深いところまで私もまだ勉強できておりませんけれども、他の事例で申し上げますとほぼ一日いていただくということで、課題の出し入れをするというところで認識しております。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） わかりました。町の発展、また住民サービスになるように、ひとつお願い申し上げまして質問とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 認知症サポート医についてちょっとお聞きしたいんですが、具体的にどのようなお仕事をなされるのかということと、もう一つは、月額という形になっておるんですが、このイメージがちょっとわからないものですから、月、どのような形態で働くのか、あるいは年間を通してどのような形になっていくのか、ご説明をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 山根議員の質問にお答えいたします。

認知症のサポート医の関係でございますけれども、こちらにつきましては、茂原市の長生郡医師会のほうで先生をお願いしてございます。その関係で、聖光会病院の院長さんが、今回の初期集中支援チーム員ということで推薦をいただいております。

この院長さんを初めとして、町のほうで認知症初期集中支援チーム検討委員会というものを個別に立ち上げまして、こちらにつきましては、郡内の担当者レベルによります会議を検討しております。その中で、協議した中をもって専門職のチーム員の先生に相談したほうがいいということがあった場合に、そのチーム員会議を、今度は先生を交えた会議を町のほうで開く予定であります。

この会議につきましては月1回の会議を予定しておりますけれども、毎月、このケースを伴う会議等、ないとは思われますけれども、そちらにつきましても報告会なり、現状報告を兼ねた会議を開く予定であります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 私の聞き違いかもしれませんが、月1回程度の会議ということで、毎月あるとは限らないにしろ、月1回程度の会議、恐らく1日というふうに考えると、

1日7万円という見方もできるのかなと思うんですが、この辺についてちょっといかがなものかなと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 相談料という形で月額7万円ということでございますけれども、こちらは、本来でありますと29年、今年度から長生郡市一斉にこのチーム員の協議会を立ち上げる予定であったんですけれども、医師会のほうに医師派遣の報酬料を相談した段階で、当初8万5,000円ということで医師会のほうから報告がございました。その関係で、ちょっと高いということで、郡内の申し出もありました関係で、ちょっと29年については立ち上げを見送らせていただきまして、30年度からは、これは法律でどうしても立ち上げなくちゃいけないということになってございます。その関係で、再度医師会のほうと協議いたしました関係で、月7万円というところまで交渉したわけでございますけれども、こちらについてはどうしても医師会のほうでこの金額はお願いしたいという報告でございます。郡内あわせまして7万円という形で月額を見させてもらったのが現状でございます。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） すみません、聞き漏らしたら申しわけございません。許してください。

タウンアドバイザー、月二、三回ということですが、契約はどのような形になるんですか。契約期間というものを設定されるんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 相手方大学のほうと、まずは1年間ということで契約をすることになっております。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 私が心配したのは、A先生が平成30年に来ます、1年間。31年になりましたらBさんが来ます、1年間。となると、先ほどのコミュニケーションの話じゃないですけれども、せっかくな事業が進められようとしているのに、ころころとかわってしまうのが一番の要因が強いところであるんですが、その辺はあくまでも30年度のみという考え方でよろしいんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

多分、議員さんもおっしゃろうとされているとおり、この創生に関する事業は、長いスパンでじっくりと町に根をつけていかなきゃいけないというようなことで、国としてもそういう支援をとという体制でいるということです。

制度の設計上の話から申し上げますと、派遣で、我々のような形で、非常勤で来る場合に、原則ということで1から2年ということになっておりまして、県内ですと横芝光町さんは早く始めているんですけども、ご懸念されていることじゃないとおりに、2年続けて同じ先生にお願いしているというところがございますので、でき得れば我々としても同様に続けてもらいたいというふうに思っております。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。そこをちょっと心配していたんですが、確かに大変失礼な言葉、また言うとも怒られてしまうんですけども、当たり外れという問題がありますが、私もたくさんの大勢のアドバイザーを予算組んできたんですが、当たり外れというのがなかなか難しいもので、その辺はどのように見きわめていくのか。その一点だけ聞きたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） これに関しましては、国の内閣府のほうからの派遣制度でございますので、まずは認可をいただいた方にしっかりと働いていただくということで、今から当たり外れの話はちょっと私としては想定外だったんですが、先ほどの池沢議員のほうの答弁漏れにもなるんですけども、国といたしましては、派遣する期間中に派遣者の方、支援員の先生には、派遣者同士の情報交換の場とかということで、内閣府のほう、地方創生担当政務との意見交換会などに、年4回ほど国のほうに戻るといふか行っていただきまして、全国の情報を常に持ってきてもらえるということで、我々が行くというよりはその先生に持ってきてもらうということの大きな目的もございます。

その辺のことで1年間をしっかりとまずは見きわめて、一緒になってやっていくというところで考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔発言する者あり〕

○議長（月岡清孝君） ほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） なければこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号、議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第6、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第4号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告による職員の給与改定に準じ改正を行うもので、期末手当の支給率を0.1カ月分引き上げ、本年度から実施するものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 補足説明を申し上げます。

附属資料3からお願いします。3の新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表第1条関係、第2条関係と分かれていますけれども、1条関係につきましては、本年度平成29年度の方でございます。

本年度につきましては、12月支給分を0.1月引き上げ、100分の222.5を100分の232.5と、そして2条関係では、平成30年度からの分でございます。こちらについては6月支給分、12月支給分、それぞれ0.05月引き上げるものでございます。6月期を、100分の207.5を100分の212.5、12月支給分を100分の232.5を100分の227.5ということで、今年度12月期を0.1月上げる関係で、30年度は0.5上げの0.5下げということで、トータル0.1月の引き上げということになっております。

続きまして、議案第4号は、附属資料の4をお願いします。

第1条関係、第2条関係は、議員報酬と同様の改正でございます。

以上、補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） もう一回上げてもらってよろしいですか。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） もう一回お願いします。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告を受け、所要の改正を行うものであります。

1点目に、給料月額改定で、平均改定率は0.2%であります。2点目に、期末勤勉手当の支給を0.1カ月分引き上げ、4.4カ月分とするものであります。

以上2点につきまして、平成29年度分から実施するものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは、補足説明申し上げます。

附属資料の5をお願いいたします。

まず、第21条でございます。こちら、まず第1条関係は、先ほど特別職、議員さんと同じ

く平成29年度の方でございます。職員については、勤勉手当を12月支給分で0.1月上げます。100分の85を100分の95。2号では、再任用職員について100分の40を100分の45。再任用職員については0.05月となります。

めくっていただきまして、第2条関係ですが、こちらが平成30年度になります。平成30年度は、21条の1号が一般職員ですけれども、100分の95を100分の90、1条で0.1月上げた関係で0.05月下げております。下げておりますけれども、6月期、12月期合わせまして0.05月掛ける2で0.1月ということになります。

再任用職員につきましても同様で、100分の45を100分の42.5に0.025月下げておりますけれども、1条で0.05月上げておりますので、これを合わせましてトータル0.05月の引き上げというようなこととなります。

続きまして、第3条関係ですけれども、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表になります。

こちらについては地域手当の特例でございまして、30年3月31日までの間、本則で3%となっている地域手当について、3%を超えない範囲で町長が定める割合にすることができると、昨日の一般質問の答弁にも町長が申し上げましたけれども、30年度地域手当を支給しないというための改正でございまして、特例期間を33年まで3年延長するというような内容でございまして。

続きまして、第4条関係でございます。こちらについては任期付職員の関係の改正で、まず7条を見ていただきたいんですけども、7条で、特定任期付職員の給料月額1号給、2号給につきましてそれぞれ1,000円ずつ上がっております。これは給与改定に伴うものでございます。

あと、4条3項1号、条文のずれについては条文整備でございます。

それから、第5条の短時間勤務職員の記載でございますけれども、これまで短時間勤務職員の規定がなかったもので、それを整備したものでございます。

めくっていただきまして、第9条の条文につきましても、こちらについても条文整備ということでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第8、議案第6号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公営企業等の労働関係に関する法律の改正に伴い、本条例の引用条文にずれが生じたため、整備しようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なし。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第9、議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う改正で、非常勤職員について、本人またはその配偶者が育児休業を取得している場合で、かつ特別の事情がある場合に、2歳まで育児休業が可能となるものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは、補足説明を申し上げます。

附属資料の7をお願いいたします。

まず第2条の第4号ですけれども、今回新設されました第2条の4に該当する場合には、育児休業、これまで1歳6カ月だったものが、2歳に達するまでというふうに6月延びるのでございます。

新設される2条の4は、めくっていただきまして次の次のページになります。

第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合ということで、こちらにつきま

しては、非常勤職員またはその配偶者の子が1歳6カ月に到達した場合におきまして、なお育児休業している場合、これが1号です。かつ2号で、育児休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合ということになっています。

こちらは、規則で定める特別な場合というのが、主に法律の定めですと、希望しているのに保育所等に入所できない場合、あるいは1歳6カ月に達した場合であっても、育児に当たる予定だった方が死亡、負傷、病気等の事情によりその子を養育することが困難な場合ということ規則で定める予定でございます。これらの場合に、1歳6カ月だったものを2歳到達日まで延ばすというような改正でございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第10、議案第8号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第8号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この度の改正は、平成27年5月29日に公布された持続可能な医療保険制度を構築するための、国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく、平成30年度からの国民健康保険の広域化に伴う条例改正であります。

なお、詳細につきましては税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 議案第8号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、附属資料8の新旧対照表で説明させていただきます。

1ページ目をご覧ください。

第1章の「長柄町が行う国民健康保険」を「この町が行う国民健康保険の事務」といたします。

次に、第2章の「国民健康保険運営協議会」を、「長柄町の国民健康保険の運営に関する協議会」にいたします。

これは、30年度からの国保広域化に伴い、保険者が千葉県と各市町村になります。県と市町村はともに保険者ではありますが、それぞれ役割が違ってきますので、長柄町の運営協議会で協議するものは、その役割に沿ったものとの観点から規定するものです。

次に、2ページ目の第7条、8条につきましては、文言の整備でございます。

3ページ目の第10条第1項各号列記以外の「法第72条の4」を「72条の5」にいたします。法令の引用条項の整備です。

また、同条第4号に「又は保険給付」を加えます。

3ページ目の13条4項、15条、16条につきましては文言の整備になります。

続きまして、議案の改め文をご覧いただきたいと存じます。

附則第1項です。施行日を平成30年4月1日といたします。

次に、第2項によりまして、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものです。

別表中、「国民健康保険運営協議会会長」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会会

長」に、「国民健康保険運営委協議会委員」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会委員」にそれぞれ改め、第2章で改正したものに合わせるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第11、議案第9号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第9号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年度税制改正の大綱が閣議決定され、また、国民健康保険法施行令の改正により所要の措置が講じられたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の基準額を見直すものであります。

なお、詳細につきましては税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 議案第9号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

附属資料9の新旧対照表で説明させていただきます。

1ページから2ページ目をご覧ください。

現行の第2条第1項には、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を列挙させておりますが、これを号立てにしたものでございます。また、今までは町特別会計から後期高齢者支援金、介護納付金を支出しておりましたが、国保の広域化によりまして、県の特別会計から直接支出されることとなります。第2号、第3号で、町が県に納付するための課税額は、この費用とすることを規定するものでございます。

次に、第2項でございます。国は、国民健康保険において、相当の高所得の者であっても保険税の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを考慮し、保険税の賦課限度額を引き上げるべきであるといいたしました。医療分の基礎賦課額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。

また、同条3項と4項は条文の整理です。また、第5条の2につきましても、条文の整理です。

次に、4ページです。

国民健康保険税の減額、第21条です。第2条2項で、高所得者の賦課限度額を引き上げることをご説明いたしました。あわせて世帯の総所得が一定水準以下の場合、税の軽減判定所得基準の改正を行い、税の軽減を図るものでございます。

第1項第1号は、総所得金額の合計が33万円以下の世帯の世帯別平等割額、被保険者均等割額の7割を軽減することを規定しておりますが、この1号の改定はございません。

次に、6ページになりますが、第2号は5割軽減の要件を規定しております。「合計の所得額33万円に被保険者1人に27万円を加算した額」、この基準額27万円を27万5,000円に改定するものでございます。

第3号は、7ページになりますが、2割軽減の要件を規定したものでございます。「合計所得額33万円に被保険者1人に49万円を加算した額」、この基準額49万円を50万円に改定す

るものでございます。

次に、改め文の附則になりますが、本条例の施行日を平成30年4月1日といたします。

また、平成29年度までの保険税は、従前の例によるものとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただけますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで休憩に入ります。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時09分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第12、議案第10号 長柄町後期高齢者医療に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第10号 長柄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この度の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により改正された高齢者の医療の確保に関する法律で、住所地特例が見直されたことによる条例の一部改正であります。

なお、詳細につきましては税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 議案第10号 長柄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、住所地特例にかかわる改正でございます。

現在、都道府県をまたいで病院等に入院、入所している市町村国保の被保険者は、75歳に到達いたしますと住所地特例の適用が外れまして、住民登録のある病院等の所在地の後期高齢者医療連合の被保険者となっております。このため、病院等が所在しております広域連合の負担が増している問題がございました。

平成27年に成立いたしました国保法等改正法によりまして、30年4月以降、住所地特例対象者は、引き続き住所地特例地の市町村が属する広域連合の被保険者となることを規定するものでございます。

それでは、附属資料10の新旧対照表の1ページをご覧ください。

第3条第1項第2号中、「法第55条第1項」の次に、「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加えます。この規定を加えたことによりまして、同項を第55条第1項に改めます。以下、3号も同様でございます。

2ページ目の同項第4号です。「法第55条第2項第2号」の次に、「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改めます。

第5号で、国民健康保険で住所地特例を受けていた被保険者が法第55条の2第1項の適用

を受ける者を加えます。

施行日を平成30年4月1日といたします。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 長柄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第13、議案第11号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第11号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て、提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、介護保険法第117条の規定による第7期介護保険事業計画策定に伴
い、平成30年度から32年度までにおける第1号被保険者の保険料の改定並びに罰則の一部改
正があることから、あわせて改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほど
お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 議案第11号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制
定について、補足説明をさせていただきます。

平成12年4月から開始されました介護保険制度は、介護認定者や介護給付費の増加等、さ
らにはさまざまな改革、法の改正が行われてきたところでございます。

このような状況を踏まえ、介護保険法の規定に基づき、3年を1期とした計画の策定が義
務づけられているところから、本年度第7期介護保険事業計画を策定し、平成30年度から平
成32年度までの事業計画及び保険料等について策定したところでございます。

なお、本計画策定につきましては、介護保険策定委員会並びに介護保険運営協議会におい
てご審議いただき、ご承認いただいたところであります。

まず、保険料の算定につきましては、基礎となる介護認定者の増加等に伴い、住宅サービ
ス、施設サービスの増加が見込まれること、さらには、中長期的に安定した財源確保の観点
から事業運営機関の状況を勘案し保険料を算定したものであります。算定いたしました保険
料額につきましては、条例第3条となります。

それでは、保険料の改定第3条の内容をご説明申し上げますが、別添附属資料の11の新旧
対照表を参照していただきながら、ご説明させていただきます。

まず第3条中、計画期間の「平成27年度から平成29年度まで」につきましては「平成30年
度から平成32年度まで」と改めるものであります。

次に、第3条第1項第5号で、本人が町民税非課税の方で世帯に町民税の課税者がいる、
かつ本人の年金収入等が80万円超の方は、保険料が年額6万2,000円、月額5,200円、これが
期間中の保険料基礎額となることから、第7期計画に沿って保険料の公平化を図ること、所
得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うこと、さらには、段階並びに本人課税所得層の
現状を踏まえ、段階とともに継続を行い、標準段階設定を第6期計画の9段階を維持し、第
3条第1項第5項の金額を基準額とし、介護保険法施行令に定める定率により各段階別に算
定したものでございます。

それでは、同条第1項中、本人が生活保護受給者の方、世帯全員が町民税非課税の老齢福
祉年金を受給している方、世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入が80万円以下の方は、

基準額の0.5で年額3万600円を3万1,200円に改め、同条第2号中では、世帯全員が非課税、町民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の方は、基準額の0.75で、年額4万5,900円を4万6,800円に改め、同条第3項中では、世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の方は、基準額の0.75で、同じく年額4万5,900円を4万6,800円に改め、同条第4号中では、本人が町民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方は、基準額の0.9で年額5万5,000円を5万6,100円に改め、同条第5項中、本人が町民税非課税かつ本人の年金収入が80万円超の方を所得段階別保険料の基準額とし、6万1,200円を6万2,400円に改め、同条第6号中では、本人が町民税課税で合計所得金額120万円未満の方は、基準額の1.2、年額7万3,400円を7万4,800円に改め、同条第7号では、本人が町民税課税で、合計所得額120万円以上200万円未満の方では、基準額の1.3で、年額7万9,500円を8万1,100円に改め、同条第8号では、本人の町民税課税で合計所得金額200万円以上300万円未満の方は、基準額の1.5で、年額9万1,800円を9万3,600円に改め、同条第9号では、本人が町民税課税で所得金額300万円以上の方は、基準額の1.7で、年額10万4,000円を10万6,000円に改めるものでございます。

さらに、同条第2項を第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課にかかわる平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率を同条の規定にかかわらず2万8,100円とすると改めるものであります。

また、第13条中、「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるものでございます。

さらに、施行期日を、平成30年4月1日から施行し、経過措置として、改正後の長柄町介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしてあります。

なお、ご説明申し上げました保険料に関する改定につきましては、介護保険事業計画策定委員会及び介護保険運営協議会においてご審議いただき、承認をいただいたところでありますことをご理解のほどお願い申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 平成30年度から第7期ということでございますけれども、平成12年第1期、その当時の介護保険料と比べまして、今、基準額で月額5,200円ですか、第1期のと

きは月額幾らぐらだったか、幾らぐらい値上がったかわかりますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） この条例というか、法令ができたのが平成14年からということなんですけれども、実際、14年当初の基準額についてはちょっと記憶にないです。前年度、第6期の計画につきましては、基準額5,100円で計算しておりまして、今年度、第7期につきましては、基準額5,200円ということでございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 後で聞きに行きますので、わかったら第1期を教えてもらいたと思います。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 私のほうからは、この30年度、4月1日、基準が変わるんですが、負担のきつい方々も大変多くおられると思うんですね。

小林課長、県平均基準、長柄町の平均基準は幾らですか。6万2,400円になりますね。県の平均を教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 川嶋議員の質問ですけれども、今手持ちの資料がございませんので、後で資料をお持ちします。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 手元に持って、上がっているような気もするんですけれども、長生郡市から見たとき、長柄町の平均値はわかりますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 長生郡市内につきましては、どこが1位ということは、今それこそ資料の持ちがないんですけれども、長柄町につきましてはちょうど真ん中ぐらいかと。また、資料につきましても後ほど提出させていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ないようでしたら、これで終了いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第14、議案第12号 長柄町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第12号 長柄町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、こども園条例の開園時間及び休園日等について、実態に伴った改正を行うものであります。

詳細につきましては健康福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 議案第12号 長柄町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

それでは、附属資料12の新旧対照表を参照していただきながらご説明させていただきます。まず、第8条中、こども園の開園時間を午前7時30分としているところ、7時15分に改め

るものでございます。現状といたしましては、管外保育を行っていた保護者の要望もあり、利便性を考慮し試行的に午前7時15分として開園しておりましたが、現在では定着し、利用する保護者も一定数いることから、午前7時15分に改正を行うものであります。

次に、第9条第2項第4号中、こども園の修了日が4月6日までとなっておりますが、4月4日と改めるものでございます。現状といたしましては、毎年4月5日に入園式を行っており、翌6日は休園となっていることから、多少の不都合が生じていました。また、町内の学校及び近隣の学校についても春季休業日が4日までとなっていることから、今回あわせて改正を行うものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。補足説明とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 長柄町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第15、議案第13号 長柄町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第13号 長柄町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例につきましては、多様化する生活形態や複雑化する社会環境、家庭環境の中で、次世代を担う青少年の健全な育成につきまして、大変重要な役割を担っておりました。

しかしながら現在は、「社会を明るくする運動」長柄町推進委員会におきまして、同様に青少年の指導、育成、保護や矯正に関し、関係機関相互の連携を図りながら、現在活動いただいているところであります。

このことから、今後、青少年問題に関しましては、「社会を明るくする運動」長柄町推進委員会の中で対応をお願いすることとし、本案の長柄町青少年問題協議会につきましては、平成30年4月1日をもって廃止しようとするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 議案第13号 長柄町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

青少年問題につきましては、全国的にもさまざまな問題等が報道されておりますが、本町におきましては、これまで本協議会を開催して協議するという問題等は、ここ十数年間開催された経緯がないことから、逆に、現在活動しております「社会を明るくする運動」長柄町推進委員会の中で協議したほうが一体的に取り組めるものと考えております。

組織の構成委員につきましても地域団体等幅広い分野から選出されており、町長を初め議会議員2名、民生児童委員及び保護司7名、小中学校長会代表及びPTA代表2名、あと、青少年相談員及び障害クラブ連合会代表2名の計14名から組織されており、各活動の現場で実情を熟知している方々をお願いしているところがございますので、よりの確に判断できるものと認識しております。

また、青少年の個々の問題事案等につきましては、その都度、行政機関等複数の専門職により構成するケース会議を開催し、教育委員会とも連携をとりながら、総体的に見守りあるいはまた指導していきたいと考えておりますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げます、補足説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第13号 長柄町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第16、議案第14号 病虫害防除機械設置および管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第14号 病虫害防除機械設置および管理に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、昭和39年に制定され、当該機械は既に処分されていることや、広く一般に普及していることから廃止しようとするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号 病虫害防除機械設置および管理に関する条例を廃止する条例の制定について、
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第17、議案第15号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第15号 財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

町有バス「ながら号」は、平成6年に購入して以来24年が経過し、老朽化が進んでいるところであり、このことから、一層の教育、福祉などの充実を図る目的から車両を更新しようとするもので、先の12月議会定例会における債務負担行為のご承認に基づき進めているところであり、

それでは、財産の取得についての主な内容等についてご説明申し上げます。

まず、取得する財産及び数量でございますが、町有バス「ながら号」、日野自動車製セレガ1台でございます。

次に、取得の目的でございますが、教育、福祉などの充実を図ろうとするものであります。

取得の方法及び取得予定金額でございますが、随意契約による購入で、3,255万9,171円です。

最後に、契約の相手方でございますが、千葉市美浜区新港177番地、日野自動車株式会社、代表取締役在原和美氏で、去る1月22日に仮契約を締結したところであり、

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） まず、第1点目ですけれども、現在の「ながら号」は下取りをするのか、あるいはほかの売却方法で処分するのかを伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 現在のところ、「ながら号」については、競り売らないしは競り売りに準じた方法で処分しようというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） このバスの金額なんですけれども、長柄町のラッピングをしようと思うんですけれども、ラッピングを含めた金額でしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） この価格につきましては、ラッピングも含めた価格でございます。現在、ラッピングについては、日野さんと下打ち合わせをしている状況でございます。以上です。

○議長（月岡清孝君） よろしいでしょうか。

そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ないようでしたら、ここで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第18、議案第16号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第16号 町道路線の廃止について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町と市原市が共同で実施した町道1002号線道路改良にかかわる一連の事業の完了に伴い、本路線にかかわる管理、管轄の権限が市原市に移りましたので、これに伴い本路線を廃止するもので、道路法第10条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては建設環境課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議案第16号 町道路線の廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

本路線につきましては、別紙の位置図のとおり、行政境をまたぎ所在し、本町、市原市それぞれが、町道部分につきましては1002号線、市道部分につきましては118号線と重複し認定しております。

市原市は補助幹線道路、本町においては縦貫道路計画で北部へのアクセス道路として位置づけられていたことから、平成11年に時の町長から市長に行った道路改良の要請を契機に協議を重ね、生活道路として利便性が向上するだけでなく、広域的に重要な路線となるなどの認識が一致し、共同事業として道路改良を行うこととなりました。

その後、平成26年3月の事業完了に伴い、双方で取り交わした管理協定第2条に基づき、本路線を構成する構造物、道路占用の施設及び附属物その他の管理を市原市が行うこととするための協議が整いましたので、今回、町道1002号線の延長約600メートルについて、道路法の規定に基づき廃止するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今、市原市が管理すると言われましたけれども、今後この道路の修理修繕があった場合、長柄町の負担はないのでしょうか、それともあるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 先ほども申し上げました管理協定を現在でも交わしておりますので、維持管理につきましては市原市で行うということでございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 私、去年、おとしあたりですか、この道路に関して町の財産の売払収入ということで補正予算に上がったことがありまして、その際、一部分、市原市寄りなんですけれども、ここに前は町道敷ののりがあつて低くなっていたものですから、そこに雨が降ると水が流れていった状況になっていましたけれども、今度はその脇が現在は、長柄町が財産を業者の方にその部分、売りまして、そこが今道路高と同じような高さになっています。

それで、ここに雨が降るとかなりの水がたまっていますよということで説明をしたわけなんですけれども、その際に、市原市のほうにその旨申し伝えますということでありまして、もう数年たっていますけれども、その現場は一向にそのままになっているんですね。今でも、ちょっとした大雨が降ると一車線分道路がなくなっちゃっています、現状で。だから、この市原市が今度、道路管轄になるのは構いませんけれども、その辺の市原市との協議がどういうふうになっているのかご説明をいただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 池沢議員のご質問にお答えいたします。

議員さんのご発言も受けまして、そのときにも市原市には、その要請を聞き、経過も聞いておりますが、管理協定を結んだ当時の懸案事項ということで、市原市の維持課のほうでも催促を定期的に行っているという状況報告は聞いています。

今回の廃止を受けまして、この通知を、また、道路法のもとで市原市のほうに通知を行いますが、その際にも、今、議員さんがおっしゃられた課題につきましても申し添えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ただいま答弁がありましたけれども、本来でありますと、町が財産を売り渡すときに、それらをやった条件の中で売り渡せば一番スムーズな解決ができたと思うんですけども、現状ですと、あれを見ると、埋めた業者に関しては、あれを排水路をつくってというようなことは、やり切れないと思います。

今度、逆に相当な延長で下流がゴルフ場側のほうに排水を持っていかなくちゃ、そういうものが、雨水が道路にたまるというのは解決できないと思いますので、この廃止路線のことについて私は反対はしませんけれども、ぜひ市原市とその辺は早く解決するように、町のほうで市原市のお尻をたたくように、ひとつお願いをいたしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 私は、住所の件からお聞きしますが、1002号線が市原市のほうにという形になってきているんですけども、字名で山之郷云々という地番がついているんですけども、この地番はそのまま生きていくんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 三枝議員のご質問にお答えします。

この廃止調書によりますと、山之郷字大山753の2の12というのが起点で、終点が754番地の58ということになっておりますので、この路線が廃止されると、この番地の表示はなくなるということでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ということは、この地番がなくなって市原市のものになるんだから、違う地番がつくわけですよ。そういう解釈で、長柄町から離れるということによろしいですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 大変失礼いたしました。この地番自体は、この隣接している土地の地番でございますので、この地番はこのまま残ります。そういうことでございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 石井税務課長に聞きます。

長柄町と、今度市原市になるわけですね。そうすると隣接になるわけです。隣接のときの、市原市になった土地の評価額、どう協議したのか教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） すみません、道路の評価ということですか。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ここの地域を見れば、当然、都市化じゃないから路線価じゃないわけですね。状況類似。状況の中で、今度、市原市になった価格と長柄町の価格の隣接の価格の差が出るのか出ないのか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 長柄町の評価の仕方は、不動産鑑定士を入れまして、全ての長柄町を網羅できるような形で、ちょっと件数は、今すぐ思い出せませんが、四、五十件のポイントで不動産鑑定を出しまして、その基準をもとにやっておりますので、その基準のもとで出したものについて、市原市の近くであればとか、茂原市の近くであればとかいう、そういうものを加味した中での不動産鑑定でございます。よろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 要は、市原市のここの土地が平米50円で、状況類似で鑑定ポイントがどこかわかりませんが、とってあれば、長柄町のここの山のほうのところの状況類似の鑑定ポイントが当然あるわけです。市原市の価格と長柄町の価格が突合されているかと聞いているわけですから、50円に対して長柄町が50円なのか、市原市が100円のところ、長柄町が50円なのか、その辺の協議が終わっていますかと聞いているわけです。

だから、していませんよね。していませんので、この地域に合った状況類似の価格の設定じゃないと困るわけです、ここの周りが。こっちがゴルフ場用地。ゴルフ場用地ですから宅地並みに、課税がですね。こっちが山林ですから。こっちが長柄町ですから、この価格の僅差が広がってはいけないということです。よろしいですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） ゴルフ場につきましては、ゴルフ場で鑑定をかけていますし、

ゴルフ場のすぐそばの山林でも当然鑑定評価は違ってきますので、不動産鑑定に基づいて評価しているということでございます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ゴルフ場用地、ゴルフ場が鑑定しているんですか、評価。していないよね。町で鑑定しているよね。ゴルフ場用地。ゴルフ場で評価を鑑定していると初めて聞きましたよ。

そうじゃなくて、そういう状況が必ず今後起きてくるということです。茂原市の隣接であろうと、市原市の隣接であろうと、長南町の隣接であろうと必ずこういう問題が起きてくるので、十分市原市と協議しないと、長柄町の評価額が高くなると、長柄町に市原市が合わせますと、今度は長柄町が困るわけです。評価が上がっちゃうと。だから、十分協議した中で対処してくださいねというお話をしていたわけですから、以上でいいです、もう。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 町道路線の廃止について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第19、議案第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

現在、委員としてご活躍いただいております宮澤喜代子氏は、本年6月30日をもって任期満了となりますが、平成27年7月から現在に至るまで委員を務められ、広く社会の実情に精通し、人格、識見ともすぐれた方でありますので、引き続き委員として推薦するものであります。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いします。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

議案第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡清孝君） 起立全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。再開は午後3時10分といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時09分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第18号～議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） それでは、日程第20、議案第18号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第7号）、議案第19号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第20号 平成29年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第21号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第22号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）、議案第23号 平成29年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算ですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第18号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第7号）、議案第19号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第20号 平成29年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第21号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第22号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）、議案第23号 平成29年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末における実績に伴う諸経費の調整を、会計全般にわたり行うものであります。

初めに、一般会計補正予算であります。69万4,000円を増額し、補正後の予算総額を40億1,365万7,000円とするものであります。

総務費では、人事院勧告による給与改定、保育士6名の任期付職員採用に伴う増の一方で、特別職及び職員の育児休業等による人件費の減。

民生費では、診療報酬改定及び利用者の増加に伴う障害者福祉費、介護給付訓練等給付事業、及び障害児通所支援事業の扶助費の増、児童手当の実績に伴う減。

衛生費では、保健衛生費のがん検診事業、及び子どものインフルエンザ予防接種事業の減、環境衛生費では、広域市町村圏組合衛生費負担金、及び住宅用太陽光発電システム設置補助金の減。

農林水産業費では、利用実績による各種農林事業補助金、及び有害鳥獣被害防止対策事業補助金の減。

商工費では、商工振興利子補給事業、及び入札差金による観光施設案内看板更新工事費用の減。

土木費では、地籍調査業務の精算に伴う減、社会資本総合整備交付金の交付額の低下による事業費の減、日吉団地屋根・外壁改修工事設計業務の入札差金による減。

教育費では、長柄小学校トイレ改修事業の入札差金による減、海外交流事業の執行差金の減。

災害復旧費では、台風22号による町道1006号線、道路復旧工事に伴う工事費の精査による減。

公債費では、償還利率見直しによる利子償還金の減。

諸支出金では、決算剰余金を見込み、公共施設等整備基金に1億7,000万6,000円、その他、各基金に利子の積み立てをいたします。

また、歳入につきましては、それぞれ年度末の事業費の確定に伴う補正であります。町民税、地方譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、分担金及び負担金、寄附金の増と、国・県支出金の町債の減が主なものであります。

次に、国民健康保険特別会計では、118万9,000円を減額し、補正後の予算総額を11億5,607万8,000円とするものであります。主な内容としては、歳入では国民健康保険税一般被保険者、退職被保険者分、及び療養給付費等交付金、並びに共同事業交付金の減、歳出では共同事業拠出金の減となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計では、71万4,000円を減額し、補正後の予算総額を5,328万6,000円とするものであります。主な内容としては、歳入では施設利用料の減、歳出では維持管理費の減となっております。

次に、介護保険特別会計では1,570万1,000円を増額し、補正後の予算総額を7億2,839万9,000円とするものであります。主な内容としては、歳入では保険給付費に係る国・県支出金、及び支払基金交付金の増、歳出では居宅介護サービス給付費の増となっております。

次に、浄化槽特別会計では、629万6,000円を減額し、補正後の予算総額を5,980万4,000円とするものであります。主な内容としては、歳入では浄化槽推進事業補助金、及び下水道債の減、歳出では事業費の減となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計では、290万7,000円を増額し、補正後の予算総額を8,010万7,000円とするものであります。主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増となっております。

以上で、一般会計補正予算、各特別会計補正予算の説明を終わりますが、詳細につきましては、一般会計については企画財政課長、各特別会計については所管課長に補足説明させま

すので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第18号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第7号）について補足説明を申し上げます。

まず、歳出のほうから申し上げます。

本補正予算の全般的なものとしたしましては、年度末に当たる実績によるものが主なものでございます。したがいまして、補正額が少額であり、かつ実績によるものは説明のほうを省略させていただきます。

また、人件費につきましては、人事院勧告によります給与改定、保育士6名の任期付職員採用に伴う増の一方で、特別職及び職員の育児休暇等による人件費の減が主なものですので、一般会計、特別会計合わせて1,424万7,000円の減となります。以降、人件費に係るものも説明を省かせていただきます。

それでは、補正予算書の30ページ、31ページをお開きください。

まず2款1項1目一般管理費、7節賃金344万円の減は、こども園保育士6名が臨時職員から任期付職員に移行したことにより、給料へ科目替えしたものでございます。

32、33ページをお願いいたします。

2款1項4目財産管理費、14節使用料及び賃借料10万9,000円の増は、ふるさと納税におけるクレジット支払いの増加に伴うヤフー公金支払い決済利用料となります。

次の34、35ページ、最下段、2款1項11目社会保障・税番号制度事業費、次の36、37ページ、19節負担金補助及び交付金、個人番号カード関連事務委任交付金104万3,000円の減は、交付金事業確定に伴う減です。

2款2項2目賦課徴収費、13節委託料、地番現況図更新業務243万円の減は、平成26年度地籍調査終了区域が、県の承認遅れのため登記が完了しておらず、年度内の地番図への再編集作業が見込めないためのものです。

38、39ページをお願いいたします。

3款1項2目老人福祉費、20節扶助費、老人福祉措置費22万円の増は、対象利用者の増加によるものです。

40ページ、41ページをお願いいたします。

同じく老人福祉費、高齢者外出支援タクシー利用助成事業148万4,000円の減は、利用実績

の減によるものです。

3款1項3目障害者福祉費、障害者福祉事業、13節委託料26万円の増は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴うシステム改修費用です。

次に、介護給付訓練等給付事業、20節扶助費563万8,000円の増は、診療報酬改定による給付費の増及び利用日数の増加によるものです。

次に、重度心身障害者医療費給付事業、20節扶助費171万3,000円の減、自立支援医療給付事業、20節扶助費111万円の減は、ともに医療給付の実績に伴う減額となります。

次に、障害児通所支援事業、20節扶助費220万3,000円の増は、診療報酬改定による給付費の増及び利用日数の増加によるものです。

42、43ページをお願いいたします。

3款1項5目国民健康保険費、7目介護保険費、8目後期高齢者医療費の28節繰出金については、各特別会計において説明いたします。

3款2項2目、児童措置費、20節扶助費998万3,000円の減は、児童手当の支給実績によるものです。

続いて44、45ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費、がん検診事業、13節委託料110万円の減は、受診者数の減によるものです。

次に、予防接種事業、20節扶助費140万円の減は、子どものインフルエンザ予防接種費用助成の接種人数の実績によるものです。

46、47ページをお願いいたします。

4款1項3目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金、広域市町村圏組合衛生費390万6,000円の減は、し尿処理費、新し尿処理場建設費、可燃物処理費の減によるものです。

同じく住宅用太陽光発電システム設置補助金160万1,000円の減は、29年度から交付基準の見直しの影響による対象者の減少によるものです。

続いて、48、49ページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費、11節需用費、光熱水費239万円の減は、山之郷加工施設の電気料を、今年度からさくらの郷が直接電力会社に支払いをすることと改めたことによる減、19節負担金補助及び交付金、新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金200万円の減は、利用実績がないことによる減額となります。

4目農業基盤整備費、鳥獣被害防止対策事業、19節負担金補助及び交付金、電気柵設置事

業補助金150万円の減は、申請実績による減額となります。

続いて50ページ、51ページをお願いいたします。

5款2項1目林業振興費、19節負担金補助及び交付金、サンブスギ林再生・資源循環促進事業補助金500万円の減は、事業実施に当たり地権者の同意が得られなかったため減額となります。

52ページ、53ページをお願いいたします。

7款1項2目地籍調査費、13節委託料535万2,000円の減は、閲覧等業務に係る設計見直し及び入札差金により減額となったものです。

次に、7款2項1目道路維持費、橋梁長寿命化修繕事業498万2,000円の減、その下、舗装修繕事業1,623万3,000円の減、申しわけありません、次のページの54、55ページ、7款2項2目道路新設改良費、町道3033号線道路改良事業、15節工事請負費3,577万5,000円の減、茂原長柄S I Cアクセス道路整備負担事業363万3,000円の減、以上4事業は、全て国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業でありまして、今年度、要望額に対して交付額が非常に低かったことによる減額となります。

前のページ、大変申しわけありません、52、53ページに戻っていただきまして、7款2項1目道路維持費、15節工事請負費224万2,000円の減は、道路排水路維持補修に関しまして、昨年の台風22号の災害と捉えることが可能な箇所は10款災害復旧費で対応したもので、減額したものでございます。

その下、7款2項2目道路新設改良費、13節委託料、要望路線改良事業530万5,000円の減は、測量委託業務において地籍調査事業の測量データを活用できましたので減額となります。

同じく、15節工事請負費、次の54、55ページをお願いいたします。町道3171号線道路改良工事220万円の減は、県道13号、主要地方道の市原茂原線、通称刑部バイパス工事における長生土木事務所の工事進捗の影響により工事範囲に変更が生じたための減額となります。

22節補償補てん及び賠償金135万9,000円の減は、町道3118号線の物件補償の内容を変更したものであります。

7款4項1目住宅管理費、13節委託料、日吉団地屋根・外壁改修工事設計業務153万6,000円の減は、入札差金によるものです。

19節負担金補助及び交付金41万5,000円の増は、空き家分の共益費の補助の増です。

続いて、56、57ページをお願いいたします。

9款2項1目学校管理費、11節需用費、修繕料22万1,000円の増は、今年1月の日吉小学

校プール循環浄化槽の保守点検におきまして、ろ材交換等の修繕指摘があり、実施するものでございます。

14節使用料及び賃借料39万9,000円の増は、防犯カメラ使用料の精算及び請求方法を変更したため増額したものです。

15節工事請負費、長柄小トイレ改修事業260万4,000円の減は、入札差金による減額です。

次の58、59ページをお願いいたします。

9款3項1目学校管理費、11節需用費、光熱水費100万円の減は、中学校電気料の利用実績に伴う減額です。

2目教育振興費、13節委託料、国際交流事業175万4,000円の減は、海外交流研修における契約差金による減額です。

20節扶助費5万円の増は、要保護・準要保護対象生徒の増によるものです。

続きまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

9款5項3目給食施設費、11節需用費の賄材料費155万6,000円の減は、主にインフルエンザによる学級閉鎖に伴う欠食が生じたため減額となります。

62、63ページをお願いいたします。

10款2項1目道路橋梁災害復旧費、15節工事請負費628万円8,000円の減は、町道1006号線災害復旧工事の設計等の精査により減額となったものであります。

11款1項1目元金、23節償還金利子及び割引料、元金75万5,000円の増は、利率見直し方式で借り入れた起債の利率見直しによるものです。見直しによる利息は減少しましたが、元利均等払いでありますので、元金が増えたものでございます。

2目の利子、23節償還金利子及び割引料293万1,000円の減は、利率見直しにより借入利率が低くなったことによるものです。

次に、12款2項1目基金費、25節積立金1億7,087万5,000円の増は、各基金からの利子分86万9,000円を、それぞれの基金に積み立てを行うほか、本補正予算で生じた補正剰余金を主な原資として公共施設整備等基金へ1億7,000万6,000円を予算積み立てするものです。

また、28節繰出金7,000円の増は、奨学基金の利子積立額となります。

次に、これらの歳出に伴う歳入についてご説明いたします。

戻りまして、14ページ、15ページをご覧いただきたいと思っております。

1款1項2目法人1,942万円の増は、当初の見込みより企業利益が増加したことによるものです。

2 項 1 目固定資産税2,900万円の増は、主に企業の設備投資による家屋償却資産の増加によるものです。

3 項 1 目軽自動車税221万9,000円の増は、主に13年以上を経過した車両に賦課する重課税によるものでございます。

2 款地方譲与税から次のページ、16、17ページの8 款自動車取得税交付金につきましては、実績見込みによるものでございます。

次の18ページ、19ページ、12 款 1 項 1 目民生費負担金、1 節児童福祉負担金785万3,000円の増は、こども園、園児の管外からの受け入れによる他市町村からの受託金等の増でございます。

13 款 1 項 2 目民生使用料100万円の増は、福祉センターながら温泉の利用者の増によるものです。

続きまして、20ページ、21ページ。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金、1 節児童手当国庫負担金826万6,000円の減は、支給実績による減となります。

3 目公共土木施設災害復旧費負担金364万3,000円の減は、歳出でご説明いたしました台風22号による町道1006号線災害復旧事業費の確定に伴うものでございます。

14 款 2 項 1 目民生費国庫補助金、1 節障害者福祉費補助金133万7,000円の減は、サービス利用実績による減となります。

2 目教育費国庫補助金、4 節学校施設環境改善交付金444万7,000円の減は、長柄小学校トイレ改修に対する交付対象面積が減ったことによる減額です。

次の22、23ページをお願いいたします。

5 目土木費国庫負担金の3,555万4,000円の減は、先ほど歳出でご説明いたしました社会資本整備総合交付金の減であり、国からの補助金の割り当てにより減少したものでございます。

6 目総務費国庫補助金、1 節社会保障・番号制度事業補助金104万3,000円の減は、事業実績に伴う交付金の確定による減です。

15 款 1 項 2 目民生費県負担金、1 節児童手当県負担金205万4,000円の減は、児童手当の県負担分となります。

3 節障害者福祉費負担金のうち障害者自立支援給付費等負担金144万8,000円の増は、診療報酬改定による給付費の増及び利用日数の増によるものです。

4 節千葉県後期高齢者医療保険基盤安定負担金の173万2,000円の減は、低所得者世帯等軽

減保険料の県負担金の実績見込みによる負担金の減です。

次の24、25ページをお願いいたします。

5節障害児福祉費負担金125万円の増は、診療報酬改定による給付費の増及び利用日数の増によるものです。

15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金123万3,000円の減は、医療給付及びサービス給付の実績による減額となります。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金624万2,000円の減は、歳出でご説明いたしました農林業補助金の実績による県補助分の減となります。

続きまして26、27ページをお願いいたします。

16款1項2目1節利子及び配当金の82万円の増は、財政調整基金等の利息になります。

16款2項1目不動産売払収入、1節土地建物売払収入35万4,000円の増は、赤道の用途廃止に伴う普通財産を売却したものであります。

17款1項1目一般寄附金100万円の増は、南総通運株式会社様から、創立75周年を記念し、事業所の所在がある自治体へとのことからご寄附をいただいたものです。

18款2項1目介護保険事業等特別会計繰入金の224万円の増は、介護会計の前年度事業確定による精算金分です。

28、29ページをお願いいたします。

20款3項1目過年度収入35万1,000円の増は、給食費の滞納繰越分の収入です。

次に2目1節雑入になります。説明欄の主たる内容についてご説明申し上げます。

まず、給食費負担金の減は、歳出でもご説明いたしました欠食分によるものです。

企画財政課所管雑入の1,029万円の増は、主に広域市町村圏組合の平成28年度市町村負担金の精算による返還金です。

産業振興課所管雑入の206万円の減は、歳出でもご説明いたしました、さくらの郷の電気料について、同社が直接電力会社へ支払うこととなったため減額となります。

千葉県市町村振興協会市町村交付金の247万5,000円の減は、宝くじ収益金の配分額確定によるものです。

後期高齢者医療給付費負担金返還金414万9,000円の増は、平成28年度医療給付費の精算金となります。

次に、21款1項2目土木費の2,580万円の減は、町道3033号線道路改良事業、スマートインターチェンジ設置事業、橋梁長寿命化修繕、それから舗装修繕事業、それぞれの事業費確

定によるものです。

5目災害復旧事業債の190万円の減は、台風22号による町道1006号線災害復旧工事の事業費確定によるものです。

次に、申しわけありません、前に戻りまして6ページ、7ページをご覧くださいと思います。

第2表繰越明許費でございます。

本年3月末日までに事業の完了が見込めない可能性があるものを繰越明許費として設定するものです。

2款1項公用車管理事業710万円は、こども園送迎バスに関し、車両の調達及び改修のため適切な期間を要するため、繰り越しとするものです。

同じく2款1項個人番号カード関連事務委任等に係る交付金事業71万5,000円につきましては、国の事業進捗が遅れているため、国の通達により繰り越すものでございます。

次に、7款1項地籍調査業務9,407万6,000円は、主に次年度実施予定事業区域の調査費用を国の補正予算により追加交付されたことから繰り越すものです。

次に、7款2項町道3033号線道路改良事業3,829万6,000円につきましては、台風や降雪、また電柱移転作業に不測の日数を要したことから、年度内の完了が見込めず繰り越すものでございます。

同じく7款2項（仮称）茂原長柄S I C事業1,970万6,000円は、事業の共同事業者であります茂原市が、今年度の未完了事業について繰り越すこととしたためのものでございます。

次に、7款3項河川改良事業594万1,000円は、県事業であります県道13号線主要地方道市原茂原線、通称刑部バイパス事業による護岸計画の再検討が長生土木事務所において発生し、これを受け町施工部分に関しましても再検討を要することから繰り越すものでございます。

次に8ページ、9ページ、第3表地方債補正です。

まず、公共事業等債1億700万円を8,120万円に、補助災害復旧事業債340万円を150万円に、それぞれ減額補正するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更ございません。

以上、一般会計補正予算の説明です。以上です。

○議長（月岡清孝君） 石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 引き続きまして、議案第19号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

歳出からご説明いたします。補正予算書16ページから17ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費153万8,000円の減は、人件費に係るものでございます。

3 項 1 目運営協議会費 5 万3,000円の減は、実績によるものでございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金2,000万円の増は、4月から12月までの給付費の実績から不足が見込まれることからの増でございます。

同項 2 目退職被保険者等療養給付費の100万円の増も同様の理由からです。

同項 3 目一般被保険者療養費の50万円の増も同様です。

次に、18から19ページをご覧ください。

2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費800万円の増も同様の理由です。

同項 2 目退職被保険者等高額療養費30万円の増も同様です。

以下、3 款から 6 款までは財源の変更です。

7 款 1 項 1 目高額医療費拠出金は、医療給付費の 3 年平均の実績と被保険者数に応じて拠出されるもので、実績により404万8,000円の減となります。

20ページ、21ページになります。

3 目保険財政共同安定化事業拠出金の2,337万4,000円の減額も同様の理由によるものでございます。

次の 8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費、8 節 2 万5,000円の減、13節健診業務の150万円の減も実績によるものでございます。

同款 2 項 1 目保健衛生普及費54万5,000円の減も実績によるものです。

9 款 1 項 1 目財政調整基金積立金は6,000円の減です。実績によるものです。

10 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金、23節10万円の増は、国保から社会保険へ移行された方などの還付金の増になります。

続きまして、歳入でございます。8 から 9 ページをご覧ください。

1 款 1 項国民健康保険税の1,644万9,000円の減は、平成29年 2 月の歳入調定になりますけれども、被保険者が前年同月と比べ2,419人から2,261人と、158人、6.5%の減少が生じたことなどによる減少となっております。

なお、徴収率は昨年と同程度を確保できる見通ししております。

1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分は995万9,000円の減、2 節につきましては350万9,000円の減、3 節につきましては179万円の減、4 節につきましては35万円の減、5 節では16万円の減、6 節では 7 万円の減になるものでございます。

2 項退職被保険者等国民健康保険税、2 節医療給付費分現年課税分、32万1,000円の減、2 節後期高齢者支援金分現年課税分10万4,000円の減、3 節介護納付金分現年課税分18万6,000円の減も被保険者の減によるものでございます。

次に、10ページから11ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分の2,005万5,000円の増です。この負担金は、保険給付費から算出され、概算で交付され翌年度に精算されるものでございます。同項 2 目高額医療費共同事業負担金、1 節現年度分101万2,000円の減は、実績によるものでございます。

同款 2 項 1 目財政調整交付金、2 節特別調整交付金54万5,000円の減も実績によるものでございます。

同項 2 目システム開発費等補助金、1 節制度関係業務準備事業補助金118万7,000円の増は、国保システム、月報報告システム、高額療養費システムの改修の補助金でございます。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金、1 節現年度分の105万8,000円の減は、社会保険診療報酬支払基金から概算で交付されるもので翌年度精算となります。実績による減でございます。

7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金、1 節高額医療費共同事業負担金101万2,000円の減、同款 2 項 1 目財政調整交付金、1 節普通調整交付金852万3,000円の増も実績によるものです。

続きまして、12から13ページをご覧ください。

8 款 1 項 1 目高額医療費共同事業交付金、1 節高額医療費共同事業交付金192万1,000円の減、同項 2 目 1 節保険財政安定化共同事業交付金561万2,000円の減は実績によるものでございます。

9 款 1 項 1 目 1 節の利子及び配当金の5,000円の増は基金の利息です。

10 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分といたしまして63万2,000円の増、同目 2 節保険基盤安定繰入金の保険者支援分といたしまして192万3,000円増は実績によるものでございます。

同目 3 節職員給与費等繰入金153万6,000円の減は人件費に係るもの、同目 4 節事務費繰入金124万2,000円は実績によるものでございます。

次の14、15ページをご覧ください。

同目 6 節財政安定化支援事業繰入金300万1,000円の減も実績によるものでございます。

12 款 3 項 5 目 1 節雑入12万6,000円の減は、特定健診の自己負担金の減でございます。

以上をもちまして国保会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 次に、議案第20号 平成29年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

歳出からご説明いたします。補正予算書10ページ、11ページをご覧ください。

本補正予算は、刑部、金谷、田代地区の農業集落排水施設の維持管理に伴う年度末の実績による補正でございます。

1 款事業費、1 項管理費、1 目一般管理費の4万9,000円は、消費税の申告に伴う減額、2 目維持管理費の66万4,000円の減額は処理場及び中継ポンプ場の光熱水費の減、2 款公債費、1 項公債費、2 目利子の1,000円の減額は償還利子の減であります。

続いて、歳入予算でございます。8 ページ、9 ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料59万2,000円の減額は、施設使用料の実績によるものでございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金の18万4,000円の減額は、実績に伴う一般会計からの繰入金の減、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金の6万2,000円の増額は、前年度繰越金の増によるものでございます。

以上で農業集落排水事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 議案第21号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

14ページ、15ページをご覧ください。歳出でございます。

1 款総務費に係るものは、人件費及び介護認定審査会費負担金によるものなどが主なものでございます。

2 款1 項1 目居宅介護サービス給付費1,370万円の増、2 目施設介護サービス給付費は財源変更、3 目居宅介護福祉用具購入費10万円の増、次のページです。4 目居宅介護住宅改修費70万円の増、5 目居宅介護サービス計画給付費523万円の増、6 目特定入居者介護サービス費97万円の減、7 目地域密着型介護サービス給付費350万円の減、8 目審査支払手数料2万円の増につきましては、平成29年12月末現在の実績から年度末現在過不足分を見込んだものでございます。

次に、2項1目高額介護サービス費48万円の減、2目高額医療合算介護サービス費80万円の増も実績によるものでございます。

3款1目1項介護予防・生活支援サービス事業費143万3,000円の減、次のページになります。2目介護予防ケアマネジメント事業費7万円の減、3目一般介護予防事業費7,000円の減、4目審査支払手数料は財源変更、2項1目包括的支援事業費16万円の減、2目任意事業費の47万2,000円の減も実績によるものでございます。

続きまして、4款1項基金積立金、次ページでございます。1目財政調整基金積立金5万2,000円を基金へ積み立てるものでございます。

5款2項1目一般会計繰出金の224万円の増は、平成28年度介護給付費の実績による精算額を一般会計に繰り出しするものでございます。

次に歳入です。8ページ、9ページをお開き願いたいと存じます。

1款1項1目第1号被保険者保険料300万円の増は、被保険者の増です。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、次ページでございます。7款繰入金につきましては、歳出での補正金額に見合う国・県支払基金、町の負担分の補正でござい
ます。

次に、8款繰越金、次ページでございます。1項1目繰越金ですが、今回の補正に充当するため、589万1,000円を前年度繰越金から充当するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 引き続き、議案第22号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

14ページ、15ページをご覧ください。歳出予算でございます。

1款1項1目一般管理費72万7,000円の減額につきましては、人件費に係る減が主なものでございます。

2目施設管理費123万5,000円の減額は、浄化槽台帳システムについて市内GISシステムと統合することによりまして、職員で更新作業が可能となりましたので、減するものでございます。

2項工事費、1目工事費、15節工事請負費の222万1,000円の減額は、当初計画で15基見込んでいた設置基数が13基となったための減でございます。

19節補助金の減額205万円は、単独浄化槽や、くみ取り式からの転換補助金、また、蒸発

拡散装置などの補助件数の実績によるものでございます。

22節償還金利子及び割引料の12万6,000円は、県の指導により過年度分の交付金を精算し返還とするものでございます。

2款公債費、1項公債費、2目利子7万8,000円の減額は、28年度事業の借入利息が予定より低利率で借り入れできたための減でございます。

次に歳入をご説明いたします。10ページ、11ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目浄化槽整備事業費分担金27万円の減は、設置基数の減に伴うものです。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料の59万8,000円の増額は、実績に伴うものです。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目循環型社会形成推進交付金400万3,000円の減額は、交付金の年度間調整及び設置基数の減に伴うものです。

歳出では、2基分の工事費が減となっておりますが、本補助金の制度によりまして、補助金の内示額によって補助金が交付されるため、過去にさかのぼって年度間の調整がなされるため、今回減額となっております。

4款県支出金、1項県補助金、1目生活排水対策浄化槽推進事業補助金142万4,000円の減額は、転換補助金等の件数の減に伴うものです。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金52万6,000円の減額は、使用料収入が増加し、人件費及び施設管理費の減、また転換補助金の件数減に伴い、町負担分が減となったことによるものでございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4万4,000円の増額は、前年度繰越金の増によるものです。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入8万5,000円の増額は、消費税の申告に伴う還付金でございます。

8款町債、1項町債、1目下水道事業債80万円の減は、設置基数の減などに伴い、起債対象事業費が減額となったためです。

次に、戻りまして4ページ、5ページ、第2表地方債補正について説明いたします。

起債借入額が、対象事業費の減により減額となりましたので、地方債の補正を行うものです。690万円の限度額を610万円に減らすものでございます。

以上で浄化槽特別会計の補足説明とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 次に、議案第23号 平成29年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の補足説明を申し上げます。

初めに、歳出から申し上げます。

補正予算書10ページから11ページをご覧くださいと思います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節290万7,000円の増は、実績見込みによるものでございます。

次に、歳入でございます。8ページ、9ページになります。

1款1項1目特別徴収保険料、1節現年度分402万7,000円の増、2目普通徴収保険料、1節現年度分119万円の増は、実績見込みによるものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金、2節保険基盤安定繰入金は、保険料の均等割額のうち低所得者世帯の軽減された保険料分についての一般会計からの繰入金です。実績見込みにより231万円の減となります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午後4時10分とします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 11番、星野です。

1点だけご質問させていただきます。補正予算の、一般会計の公債費なんですけれども、私の頭の中では、公債費が何で補正が入るのかなというのが、一般会計の公債費のところ、元金と利息のところ、まして利息のところ、利子が293万1,000円の減というようなことなんですけれども、この辺の説明を再度、白井課長、お願いしたいなと思います。

私、頭の中では公債費、当初予算で、要は補正が入らないんじゃないかなというような考

えをしておりますので、再度ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今回、借り換えのものがあまして、利子が非常に低金利ということで低いということで下がると。その分、元金のほうを元利均等ということなので上がると、そういうことで今回出しております。

○議長（月岡清孝君） 星野一成君。

○11番（星野一成君） わかりました。

借り換えって、さっきちょっと説明聞き漏らしちゃいましたので、そのような理由であれば、当然了解しました。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） すみません、初歩的なことで、私ちょっとわからないもので教えてください。

31ページ、一般会計ですね。総務費2款1項1目3節職員手当等というところで、△121万7,000円ということで載っていますね。31ページです。よろしいですか。総務課でもどっちでもいいです。例えばこの場合に121万7,000円が不用額で残すという形になるんですが、課長の命令で残業しなさいと言われた場合に、残業の手当の費用がなくなっちゃった、よくあるケースです。こういった場合の予算措置、どうしたらいいのか教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 今後、増減が想定されるのは時間外手当だと思いますけれども、時間外手当については念のため100万円ほど余裕をもって補正しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） わかりましたと言えないんですけれども、会計年度は5月末なんです、3月31日で予算執行を終わります。100万円余裕で持っていますからという言葉なんですけれども、災害があつたり何があつたりするかわからない。突発的な課長の命令で、課長専決によって残業しなさいと言われたときには100万円を超えた場合どうしますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 最終補正の段階では、給与、共済費はもう1,000円の単位まで調整してありますので、そういった場合が起きた場合には、予備費ないしは予算の流用というようなことで対応するようになっております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 予備費から充当できません。多分予備費と言うんじゃないかなと思っていましたよ。予備費から充当できないので予算執行ができないんですよ、ここで、補正減額すると。だから、それをいかにするかということ、答えを言うの簡単です。来年度持ち越すしかないんですよ、30年度。だから、そういうわずかなところの、この予算措置の不用額は十分に理解して、私もわからないんですよ。わからないから聞いたんですけども、予備費ではないことは100%言えます。ですので、その辺は十分理解した中で執行していただきたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかにございませんか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 一般会計の51ページのサンプスギの関係でちょっとご質問させていただきますけれども、このサンプスギの再生ですけれども、歳入で457万円の減額、歳出では500万円の減額ということで補正が出されているんですけども、これは補助金ですから、事業者が払われなかったということがまずあると思うんですね。だから減額になっていると思うんですけども、この対象者があらわれなかったというのは、何が理由だと思いますか。その辺ちょっとお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えします。

まさにおっしゃるとおりで、山林の所有者に同意を得ることができず事業化に踏み切ることができませんでした。その原因というのは、もともとサンプスギの奨励というものに対して協力してきたという過程の中で、そのサンプスギ自体が今、溝腐病によって非常に、逆に地権者さんからすると迷惑をこうむっていると。過去のその経緯を踏まえると、今回それを改善するという目的で整備をする予定ではおりましたけれども、そこら辺の理解を得ることはできなかったということでございます。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 一般会計の歳出関係全般なんですけれども、今、サンプスギのご質問が出ましたけれども、このサンプスギの部分だけじゃなくて全般の中で、なぜ3月補正で対応するのか。12月補正、あるいは9月ということはないと思いますが、3月補正で減額措置できるものが、かなりこの中にあったと思われるんですけれども、そういう形をとれば、有効な、また予算の執行もできる可能性も出てくるのではなかろうかなと、そんな気がするんです。

ほかにも幾つか挙げれば出てくるものがあります。例えば、同じ課に集中しちゃ悪いんですけれども、49ページの農業振興費の中の19節ですか、「輝け！ちばの園芸」産地整備事業補助金とか、こういうものはもっと早く精査しておけば、どんどん補正という形の中で最低限12月補正、そういう中で整備ができていくのではなかろうかなという気はします。

今ざっと見た中だけの話ですけれども、これ精査していけばたくさんあると思うんですが、その辺はちょっと来年度以降注意をしていただきたいなということ。

もう一つ、3月補正で減額を措置していけば、決算時につじつが合うみたいな話もあるような、どうもそんな形のものが見え隠れします。例えば1,000円、2,000円の減額措置をしています。これを見ますとまさに、何でここで1,000円、2,000円の減額をしていかなきゃいけないのかなという気がするんですね。この辺についてはもうちょっと皆さん方で考えていただきたいなという気がいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご指摘をしっかりと庁内で、もう一度改めて認識をし合しまして、次年度以降、おっしゃったとおり、9月だったら9月中、12月だったら12月、返せるべきものを返してより有効に予算を動かしていくという方向でやっていきたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第7号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成29年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成29年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のお

り可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（月岡清孝君） 日程第21、議案第24号 平成30年度長柄町一般会計予算、議案第25号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第27号 平成30年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第28号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第29号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも平成30年度予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第24号 平成30年度長柄町一般会計予算及び議案第25号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第27号 平成30年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第28号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第29号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。

平成30年度の予算編成といたしまして、総合計画の基本理念である、水が輝き緑が輝き、そして笑顔が輝くヒューマンリゾートを実現するため、一昨年度策定いたしました第4次総合計画の後期基本計画及び長柄町まち・ひと・しごと創生総合戦略での目標達成とともに、人口減少の克服、地域経済の発展、活力ある地域社会の形成に向け、さらに加速させ、実行する年として取り組んでまいります。

歳入では、総務省公表の平成30年度地方交付税は前年度比2%の減となっており、地方交付税等の一般財源の総量も減少する傾向にあります。

なお、財政調整基金につきましては、経済財政諮問会議で地方公共団体の貯金に当たる基金残高が増嵩していることから、基金の用途や設置理由を調査し、国と地方の財源配分の見直しに言及しており、地方財政への影響が懸念されております。

歳出については、社会保障費や老朽化した公共施設の維持管理費、更新費用の歳出圧力が今後強まることが見込まれることから、国・県の補助金の採択を積極的に行い、経常経費についても、事務事業のあり方について必要性の再検討を行い、持続可能な安定的な財政運営の確立を目指すことといたします。

平成30年度の予算規模につきましては、一般会計38億6,600万円、特別会計19億1,320万円、合計で57億7,920万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、一般会計8.9%の増、特別会計6.3%の減、合計で3.3%の増となります。

一般会計の歳入歳出の概要を申し上げますと、歳入では、町税が企業収益の増に伴い法人町民税の増、企業の設備投資の増加による固定資産税が増加となることから、2.4%の増、11億9,740万1,000円となります。

地方交付税は、地方財政計画により4.9%増の9億4,900万円となります。

分担金及び負担金は、農林業施設整備に伴います分担金が増加となることから、125%増の3,995万5,000円となります。

寄附金は、ふるさと納税による寄附金の増加が見込まれることから、116.7%増の6,500万1,000円となります。

繰入金は、一般財源の不足を補填するための財政調整基金からの繰り入れと、公共施設の整備及び修繕に要する資金に充てるための公共施設整備等基金から繰り入れするものとして、94.6%増の2億706万3,000円となります。

町債は、緊急防災減災事業債、公共事業等債、公共施設等適正管理推進事業債、地域活性化事業債の増により、22.1%増の3億7,010万円となります。

次に歳出では、人件費について、こども園任期付職員の増及び人事院勧告による職員の給与改定に伴い2.7%増の8億9,979万7,000円となります。

物件費では、新年度から本格導入となる健康ポイント事業費の増、学習環境の整備として、ICT環境の充実を図るための教育環境整備費の増、新公民館建設に伴う基本設計業務の増などで、6.3%増の8億5,608万6,000円となります。

維持補修費では、公民館調理室の改修等により増額となる一方で、交通安全プログラム対策費用、中学校プール補修等が減額となることから、1.5%減の8,279万5,000円となります。

扶助費では、新年度から本格導入される高齢者の外出支援のためのタクシー助成費用のほか、障害児通所支援事業、老人保護措置が対象者の増に伴い増額となることから、4.4%増の2億8,889万7,000円となります。

補助事業等では、臨時福祉給付金事業の終了、広域市町村圏組合への新し尿処理場建設費負担金が減額となることから、4.9%減の4億8,160万5,000円となります。

普通建設事業費では、災害時においても多目的に利用可能とする中学校体育館の更衣室、トイレ等の中学校施設整備、町営住宅の環境整備のための鴫谷住宅の屋根・外壁塗装工事、老朽化に伴う「ながら号」の買い替え、工業用水排水停止に伴います農業用井戸建設費用が増額となることから、83.8%増の5億3,732万円となります。

公債費では、金利低下による利子の支払いが減額となる一方で、平成28年度借入債等の償還開始に伴い増額となることから、3.3%増の3億1,411万4,000円となります。

次に、国民健康保険特別会計ですが、本会計は医療費の支払いに要する経費であります。新年度から制度の広域化により、県が財政運営の責任主体となります。予算総額は9億7,600万円で、前年度比14.8%の減となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、本会計では汚水処理施設の維持管理費用であります。予算総額は5,400万円で、前年度比増減はございません。

次に、介護保険特別会計であります。本会計は高齢者の介護サービス事業を行うものであります。予算総額は7億2,800万円で、前年度比4%の増となっております。

次に、浄化槽事業特別会計であります。本会計は循環型社会形成推進交付金制度を活用し、農業集落排水事業区域以外を合併浄化槽で整備する事業であります。新設工事費と既設分の維持管理費として、予算総額は6,560万円で、前年度比0.8%の減となるものであります。

最後に、後期高齢者医療特別会計であります。本会計は75歳以上の医療に係る保険料の収納と保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付するための会計であります。予算総額は8,960万円で、前年度比16.1%の増となっております。

以上、一般会計、特別会計の提案理由とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案の取り扱いにつき、審議する前に総括質疑を行います。

総括質疑は款、項について行い、詳細については、この後お諮りしますが、常任委員会で質疑するようお願いいたします。

それでは、質疑ある方。ありますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

担当部署が、私、教育関係なので総務事業のほうを聞きたいと思いますが、住宅管理費で、住宅費の中で町営住宅の改修工事をやると言ったんですけれども、今、町営住宅は100世帯ございますよね。空きがどのくらいあるのか。本来であれば、満室になれば100世帯なんですけれども、話を聞くと立鳥のほうは入居させないような、そういうような話も聞いておりますけれども、ちょっと細かい話にはなるんですけれども、委員長報告の中で聞くと失礼なので、この辺をどのように考えているのか伺いたと思います。

○議長（月岡清孝君） 答えますか。

大岩さん、款、項ということなんですけれども、じゃ今回だけで。

それでは答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 空き家の状況ということでよろしいんですかね。そういう意味ではない。

〔発言する者あり〕

○建設環境課長（内藤文雄君） 町営住宅はご存じのとおり3つございまして、全部で160戸ございます。今、空き家の率は2割程度が空き家になっておりますので、30件ぐらいが空き家という状況でございます。

今言われました、一部分入れないんじゃないかということでございますが、少し前から立鳥の一番川寄りの棟が11棟だったと思うんですが、そこがかなり傷みが激しいということで、積極的にはそこに入れておりませんが、今入居待ちの方もおりませんので空けているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 平成7年に内閣府のほうで地方創生の提案型の事業ということで、内閣府のほうから提案があったんですけれども、長柄町はこの提案事業型のことを使う予定はないのでしょうか。例えばこれを使って法律を変えたり、地域の実情に合った条例を制定して町全体の活性化を図るということで、市原市とかいろいろやっておりますけれども、どうでしょうか。

〔「例えば……」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

例えば町営住宅でいいますと、縛りがあって低所得者じゃなければ一定の制限があって入れない、そういう場合、提案型、長柄町の実情に合った、もっと高額でも入れるんだということを内閣府に提案すると裁量権に任せて入居ができるとか、そういうことができるんです。

今まで全国で1,500件が提案型の、内閣に申し出て7割方許可になっています。町営住宅の人に聞いたんですけども、今まで収入がオーバーで入れなくて断った人が約2世帯ぐらいあるらしいんですよ。ですから、そういうのも提案型を利用すれば長柄町の条例を変えて入れるようになるんだという、そういうようなのが平成7年にできているんですよ。そういうところにアンテナを高くして、低所得者よりも高額所得者を本当は入れたほうがいいんですよ。私が言いたいのはそういうことなんです。

町営住宅改修とかじゃなくて、内閣府の提案型を使えば、長柄町の裁量に合った価格の設定もできる。これは町営住宅だけじゃないですよ。教育も含めて全て長柄町の実情に合った、それによって法律が変わったということもあるんですよ。

ですから、その辺のところをもう少し勉強して、長柄町の実情に合った、開発もそうですよ、農地の取得だってそうです。失礼ですけども、大多喜あたりでは1反歩で農業従事者になれるとか、そういうふうに提案をどんどんしていけば、もっともっと長柄町の活性化が図れるんじゃないか。うまくそういう制度を私は利用すべきだというふうに。たまたま町営住宅で高額で入れなかったという人が2人いたということをちょっと聞いたので、ですから、そういう人たちをできれば低所得者よりも高額所得者のほうを長柄町に住んでいただきたいんですからね。そういう枠は入れるような配慮をぜひ考えてやったりして、どうですか。そこを私は言いたかったんですけども。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご提案というか、少し勉強してというようなご意見だというふうに思います。

公営住宅法の関係の縛りを超えて、経済特区とかそういうのが多分7年ぐらいから入っていたということですので、多分議員がおっしゃっている内容はそれに近いものか、もしくはそれなのかと思います。

過去に私も地域整備班にいるころにその話を聞いて、別に取り組む立場じゃなかったんですけども、ただ、できなかったというのが私の記憶の中どこかにあるんですが、その辺もこの場できちんと答弁をできる状況じゃございません。議員からのご提案をいただいた状況

ですので、役場全体としてこれから地方創生、おっしゃるとおり再生計画も初めとして再生をすべくということで新たな取り組みが始まりますので、特区も含めまして、オールリセットで、また取り組みを開始したいと思いますので、今日のご意見もまた参考とさせていただきながら、新年度の中での検討というところでご理解いただきたいと思います。

○町長（清田勝利君） そのほかございますでしょうか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 一般会計の歳入、10款の地方交付税なんですが、対前年比で約5%ほどの伸びが示されているんですが、この交付税の締めつけがあるという中で、この5%の伸びというのがちょっと不安なんです、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほど町長の答弁の中の冒頭で、国の大きな流れといたしましては地方財政計画の中で交付税は減る傾向にあると。後段のほうで、交付税は、今議員がおっしゃったようにプラスの計上をしている。そこについての不安が多少あるというところのご質問かと思えます。

地方交付税、新年度の交付税につきましては、平成28年の決算の額に対しまして来年度の法人の税収入の見込み額が著しく落ちます。平成28年の法人税の決算額でいうと1億4,000万円余の決算となっております。それが、29年の今回の見込みなんですけれども、8,800万円と見込んでおります。この税収の減に対しまして、交付税はその分地方の不足前を交付するという考え方の中でというところでプラスの今回予算計上ということで見ております。

県の市町村課財政班等のヒアリング等も受けてまいりましたけれども、この辺の見方についての説明と了承をとってきたところでございます。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 款、項を聞くと言ったって、款、項には何もありませんよ。どうやって聞くんですか、款、項を。何か随分、議長はおかしなこと言うけれどもさ、款、項には何もないです。聞けないじゃないですか、これじゃ。どういうことなんですか。

もう一つだけね。広域市町村圏組合の、今いろんな処理の減とかいろいろありますけれども、負担金割合なんですけれども、長柄町と隣の町で失礼ですけれども、人口が、非常に激

しいんですよ、人口減が。人口が減れば当然広域の負担割合も減少しなければならないと思うんですけども、どういう形で負担金というのが、負担割合がなっているのか、その辺のところをちょっとお伺いしたい。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 結構細かく……

[「いいです。細かくはいい」と呼ぶ者あり]

○企画財政課長（白井 浩君） 均等割、人口割、それから基準財政需要額割など、それぞれものによって違いますけれども、あとは環境関係ですとその処理量割とかそういうようなものもありましてなっております。何か人口だけでとか、そういうものはないと思います。いろんなものを複合的に案分を掛けて負担金が出ていると。単純に長柄町はみんな何でも3割とか2割とかそういうことじゃございませんということで、お願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 毎年精査して累計して、それで負担金を出しているんでしょうか、毎年でしょうか、データは。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） そのとおりでございます。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 11番、星野です。

先ほども山根議員のほうからも地方交付税について出ましたけれども、実は昨年、ちょっと日にちは忘れちゃいましたけれども、日経新聞にそれこそ基金の残高を各団体が多く持てば地方交付税を減らしますよといったような記事が載っていたんですけども、具体的に国のほうからどのような形でお示しされているものか、情報があれば教えていただきたいなと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 経済財政諮問会議ですとか財政制度等審議会とかよくテレビ、新聞等でも出てまいりますけれども、そちらの財政関係の審議会では基金の問題が非常に大

きく取り沙汰されていて、地方に対して一般財源の不足分を交付しているはずの地方交付税、それが地方の中では蓄財されているというこの状況については、交付税を出している側としてはいかなものかということが国の中でも言われております。それが、簡単に言ってしまおうと財務省側の方の意見かと思えます。

一方で総務省の方は、地方の味方というのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、地方にはいつ何どきどういことが起きかわからないということで、蓄財すべきものは地方の責任においてやるべきだという一方での考え方もある中で、その辺が今、国において財務省と総務省の中でいろいろと議論が取り交わされている。これらを全国的な財政関係の全国の市町村に対して流す中で、きちんとした理由、財政調整基金への積み立てをする、もう明らかな理由が公明正大になれば、通常言っているもしものために財調を積み増しするんだという程度の理由であれば、それは控えるべきだというような方向性は示されております。

ということで、千葉県としてはできる限り特目基金、うちでいいますと公共施設整備等基金など、これから公共施設の整備に関しまして、長寿命化に関しまして非常にお金がかかってくるという時代を迎えるという中で、その特目基金のほうに積み増しをしていくということを求めるというのが千葉県のスタンスですというところで聞いております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 星野一成君。

○11番（星野一成君） 11番、星野です。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） ほかがございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） ないようでしたらここで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案第24号から議案第29号までの6議案は、議会運営委員会で決定のとおり、各所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第29号までの6議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎休会の件

○議長（月岡清孝君） 日程第22、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

議案調査及び予算審査常任委員会開催のため、明日から13日まで休会としたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

よって、明日3日から13日まで休会することと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

再開は3月14日午後3時といたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時53分

平成30年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第3号)

平成30年3月14日(水曜日)午後3時開議

日程第1 諸般の報告(議長の報告)

日程第2 議案第24号 平成30年度長柄町一般会計予算

議案第25号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計予算

議案第26号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算

議案第27号 平成30年度長柄町介護保険特別会計予算

議案第28号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計予算

議案第29号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算

(委員長報告)

追加日程第1 議案第30号 平成29年度長柄町一般会計補正予算(第8号)

出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	総務課長	蒔田功君
企画財政課長	白井浩君	税務住民課長	石井正信君
健康福祉課長	小林敬二君	建設環境課長	内藤文雄君
産業振興課長	若菜聖史君	会計管理者	大塚真由美君

教 育 長	佐 川 和 弘 君	学 校 教 育 課 長 兼 セ ン タ ー 食 長	石 井 一 好 君
生 涯 学 習 課 長 兼 公 民 館 長	松 本 昌 久 君	選 挙 管 理 会 長 委 員 記 書	蒔 田 功 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	若 菜 聖 史 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森 田 孝 一	議 会 書 記	安 部 吉 輝
-------------	---------	---------	---------

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さんこんにちは。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

休会前に引き続き、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日、議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第24号～議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第2、議案第24号 平成30年度長柄町一般会計予算、議案第25号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第27号 平成30年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第28号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第29号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案件につきましては、さきに予算審査常任委員会に付託してございますので、審査の経過及び結果につきましては、委員長に報告を求めます。

総務事業常任委員会委員長、神崎好功君。

○総務事業常任委員長（神崎好功君） それでは、委員長報告を申し上げます。

平成30年度予算審査総務事業常任委員会委員長報告を申し上げます。

3月2日の第1回議会定例会において、本常任委員会に付託されました案件は議案3件でございます。

この審査のために、去る3月5日委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第24号 平成30年度長柄町一般会計予算、議案第26号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第28号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計予算についてであります。

本議案については、全会一致で原案のとおり可決することと決定をいたしました。

なお、審査の過程において、町当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたので、その主なものを要約して申し上げます。

まず、産業振興課の審査では、金谷農村公園休憩施設整備工事は、どこにどの程度の規模で休憩施設を建設するののかとの質問に対し、現在のあずまやの隣に面積90平方メートル、木造平家建てを予定しているとの答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、S I C周辺整備、町道1457号線道路改良事業について、不動産鑑定に200万円を計上しているが高額ではないかとの質問に対し、価格については定められた基準により算出している。また、交付金を活用した用地取得を予定していることから、2者により鑑定し公平性を高めるためである。なお、予算執行の際には再度精査し、適切に執行したいとの答弁がありました。

続いて、そのほかの審査では、宿日直の委託業務で、職員と民間事業者で業務の違いはあるのかとの質問に対し、警備員は本人確認の権限がないので、住民票などの時間外交付は職員が対応する。また、火災及び災害対応については、宿日直にかわり警備員から担当へ連絡を行うことになり、特段の変更はない。なお、事案によっては、警備員が防災行政無線を操作することもあるとの答弁がありました。

続いて、企画財政課の審査では、移住定住促進業務において、実態のわからないNPO法人に委託することによって、結局は町職員の負担になってしまうのではないかとの質問に対し、移住定住対策事業は、本来は職員の仕事であるが、NPO法人等に業務委託をし、アウトソーシングする形で対応していきたい。懸念部分が発生しないよう、タウンアドバイザー等と協議しながら地域に反映させていきたいとの答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、歳入における個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税の徴収率は何%で計上しているのかとの質問に対し、個人住民税は98%、法人住民税は99%、固定資産税は98%、軽自動車税は96%で計上しているとの答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行いました。質疑はありませんでした。

以上のとおり、本委員会は、審査・質疑等の結果を付し、付託されました議案第24号 平成30年度長柄町一般会計予算及び議案第26号 平成30年度農業集落排水事業特別会計予算並びに議案第28号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計予算は、全会一致でこの原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後になりますが、この予算の執行に当たっては、町民のニーズに沿って適宜見直しを加えながら、常に経費節減を心がけ、町財政負担の軽減が図れるよう努力をお願いして、総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、鶴岡喜豊君。

○住民教育常任委員長（鶴岡喜豊君） 平成30年度予算審査の住民教育常任委員会の報告をさせていただきます。

3月2日の第1回議会定例会において、本常任委員会に付託されました案件は議案4件です。

この審査のために、去る3月6日委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第24号 平成30年度長柄町一般会計予算、議案第25号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 平成30年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第29号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

議案第24号については賛成多数、議案第25号、議案第27号、議案第29号については、全会一致で原案のとおり可決することと決定いたしました。

なお、審査の過程において、当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げます。

生涯学習課の審査では、今年度の駅伝大会の実績では、町外参加者の一般が56チームで、参加費が6,000円であったが、平成30年度から8,000円に上がる。この値上げがあっても150

チーム確保できるか伺いたいとの質問に対し、確保できると考えている。現状、参加希望者は多過ぎて断っていることもあり、ほかの大会と比較するとマラソン大会など、1人1万円かかる。むしろ今までが安過ぎたと考えているとの答弁がありました。また、以前は、参加チームが少な過ぎて駅伝をやめようかという時期もあったので、断らないほうが良いと考えるとの意見がありました。

続いて、学校教育課の審査では、夏休みの学習相談の実施方法と遠距離児童の対応についての質問に対し、講師の方と調整し、実施日数等を拡充したい。また、遠距離児童においては、路線バスの回数券を補助し、参加者の増進と利便性を図るとの答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、特定健康診査の受診率が増えない理由が何かしらあると思う。特定健康診査の受診率を上げるアイデアがあれば教えてほしいとの質問に対し、受診率を上げるよう努力はしているが、どうしても近隣市町村の事例に頼っているとの答弁がありました。

また、これに関連し、受診率を上げるアイデアとして、小学生のころから健康教育をしていくべきだと思う。小さいころから受診というものを考えて教育していく、また企業と連携することにより、受診率は上がるはずである。あるいは、特定健康診査の申し込みをウェブ等で行えるように検討してはどうかとの意見がありました。

続いて、健康福祉課の審査では、高齢者等外出支援タクシー利用者について、平成29年度は80名、平成30年度は100名とのことであったが、実施計画時に150名で予定されていた。100名になった理由を伺いたい。また、写真での本人確認を簡素化できないかとの質問に対し、人数に関しては全く初めてのことであるため、見えない中で150名としていた。今までの実績として、80名から大きく増えない見込みで100名とさせていただいた。本人確認については、高齢者は古い写真しかないため、写真をなしとした。しかし、保険証などの証明書類は出していただく必要があるとの答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席を求め、総括質疑を行いました。

その中で、こども園について、乳幼児の人数が130名よりも増えているのではないかと。待機児童はあり得ないと考えていると思うが、施設の対応はどのように考えているのかとの質問に対し、平成30年3月末の時点で園児数153名、0歳児から2歳児の利用率を考えると、以前に比べてかなり高くなっており、来年度も同様の状況である。本来の定員は、0歳児と1歳児、合計15名の定員だが、平成30年度開始時点では、0歳児と1歳児の合計が18名とな

っており、これだけで考えると既に定員を超えている。幸い3歳児と5歳児の人数が少なく、1クラスにまとめることができ、0歳児と1歳のクラスを分けることができ、来年度、待機児童は出ない。部屋が8クラスしかない状況で乳児の利用者が増えており、現場としてはもう1クラス欲しいと感じているとの答弁がありました。

また、これに関して、子供が増えることはいいことだと思うが、増築か子育て支援センターの利用を考えなくてはならない。子育て支援センターがなくなれば、隣接して建設される公民館での対応もあり得るため、公民館建設基本設計の中で、公民館とこども園接続のあり方について考えていくべきだとの意見がありました。

以上のとおり、本委員会は、審査・質疑の結果を付し、付託されました議案第24号 平成30年度長柄町一般会計予算、議案第25号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 平成30年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第29号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、住民教育常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査経過と結果に対する質疑にとどめ、付託された議案に対し、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承願います。

本案に対する質疑を行います。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

総務事業常任委員会の審議内容について、1つだけお伺いいたします。

今回の地域手当の審査なんですけれども、非常に私も混同しておりまして、この予算書の中には地域手当が計上されておりますが、地域手当を支給しないというのは、それ、一般質問の中での答弁でありまして、現実には予算書に計上してあります。これを賛成するのか賛成しないのか、内容によってどちらがどういう形になるのかわかりませんので、どのような審議だったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

総務事業常任委員会委員長、神崎好功君。

○総務事業常任委員長（神崎好功君） 隣で答弁というのもおもしろい話だけれども、じゃ、

ここで答弁をさせていただきます。

委員会の中でも質疑があったわけでありましてけれども、町長の答弁のとおり予算執行しないということの話を聞いたわけでありまして、委員会としては賛成に至ったということでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

これ、委員長にしか聞けないという、審査内容ということなんですけれども、私はこの予算書に計上されたにもかかわらず、言葉だけで執行しないからということが果たして有効かどうかということなんですよね。

というのは、ここに書面で附帯決議をつけるとか、あるいは現在、提案している予算を訂正する文書等が必要じゃないか。そういうことが、総務事業常任委員会の中で審議されたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思うんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 10番、神崎好功君。

○総務事業常任委員長（神崎好功君） 先ほど答弁したとおりでありまして、委員会の中で質疑をされたというふうにさっき言いました。そして、町長からの答弁どおり予算執行しないという話でありましたので、委員会としては賛成したということで、同じことを言いましたけれども。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（月岡清孝君） それでは、ないようですので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

議案第24号 平成30年度長柄町一般会計予算に対する討論に入ります。討論ございますか。すみません、ここで暫時休憩入れます。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時30分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、議案に対する討論を行います。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

それでは、平成30年度の長柄町の一般会計予算案について、反対の立場からするものであります。

今回の、先ほども言いましたように、平成30年度の予算案書については、地域手当が掲載されています。先ほども言ったように、本来からすれば予算を訂正する文書を皆さんに配付して理解を得るとというのが本筋だというふうには言っておりましたけれども、それはともかくとして、今定例会に提案されました特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、賛成多数で可決をされました。また、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例も、賛成多数で可決されました。

また、町長は、職員の地域手当、給料の3%を支給しないと、予算書の中では計上されておりますけれども、いろいろな場所で口頭では支給しないという明言しております。私も、この地域手当については、長柄町のようなところでは必要ではないんじゃないかなというふうには考えております。しかしながら、職員の地域手当を削減するならば、やはり町長や教育長などの期末手当0.1カ月分を提案すべきではなかったんじゃないかなというふうに私は考えております。

町長や議員の手当を上げるのであれば、職員の地域手当を段階的に平成30年度は1%削減し、31年度は1%減額すれば、30年、31年、32年から0%の執行、少しずつ減額して、3年目から地域手当を支給しないような方法をとってあげるべきではないかなというふうに考えております。

清田町長も、地域手当を支給するに当たり、1%ずつ3年かけて段階的に上げてきたのに、減額するときは一気に3%減額するのは、私は忍びないと考えております。全職員の地域手当の合計は1,137万8,000円であります。非常に大きな金額となっておりますけれども、町長は毎年1%ずつ3年かけて3%に上げ続けてきました。町長は、上げ続けてきたのには町長なりの考えがあって上げてきたのだとは思いますが。

また、今議会の冒頭の町長の所信表明の中にも、地域手当を支給しないという文言は載ってはおられません。どうして今回、一気に3%全額支給になるのか、真意が理解できません。

職員の地域手当でありますけれども、職員の平均年齢は約40歳だそうです。3%の地域手

当の平均金額は1人当たり、平均ではありますけれども11万5,656円と高額になります。職員にしてみれば、私は非常に大きな金額が減額となるんじゃないかなと思います。

なお、町長の0.1カ月分の期末手当は9万620円で、教育長は6万6,355円であります。しかし、わずかですけれども、もちろん職員とすれば自分たちだけが削減されて、町長やほかの人たちの手当を上げる行為はいかがでしょうか。もちろん職員も期末手当0.1カ月分上がりますが、今までより11万5,000円も削減されるとなるといかなものかなというふうに考えます。町長などの……

〔「反対討論なら反対とはっきりしたほうがいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○9番（大岩芳治君） 内容……

〔「……が提案することねえんだよ。提案する場所じゃねえんだから、……と違う。あんたの考え言っている場合じゃないんだよ。反対なら反対でいいんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 神崎議員、静粛にお願いします。

〔「冗談じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○9番（大岩芳治君） 前と同じだね、これじゃ。

町長や教育長や職員は、お互いの信頼関係で成り立っていると思います。議会と職員も信頼関係で成り立っていると思います。3月2日以来、いろいろな職員にこの件について議論しました。職員のみならず、本音は11万円も減額されるのは結構痛いけれども、今の時代だからしょうがないけれども、ほかの人たちは、今回の期末手当を上げなければ私たちも納得しますよというような声が上がっておりました。職員の手当を削減するのは納得できないと言っておりましたけれども、本音だと思えます。特別職等は上げる金額は少しだけれども、そういう気持ちと職員の配慮が欲しかったと口々に言っておりました。

私は、職員との信頼関係が崩壊したとは思いませんけれども、少し希薄になったような気がしております。職員は本音はなかなか口に出して言えませんが、こちらから察してあげべきかなというふうに思います。

平成30年度、清田町長の予算の中にも、私の理想とするALT、今年から2名、いい計画もあります。そして、小中学生の英語検定や国語検定に補助金を出すというようなすばらしい予算も計上されておりますけれども、しかしながら、この予算の性質上、反対せざるを得ませんけれども、ぜひこの職員の思いを感じていただいて執行に当たっていただきたいと思

いますけれども、今回の30年度の予算には賛同できません。よろしくお願ひします。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論ございますでしょうか。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 11番、星野です。

一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

生涯活躍のまち構想による健康寿命の延伸や地方への人の流れの推進、大学との連携により連動される諸施策がある中で、その実現に向け取り組んでおられ、平成29年度から始まった健康ポイント事業、高齢者外出支援のための助成、また継続して進めている学習環境の整備などを中心とした福祉、教育などの分野には、将来を見据えた取り組み姿勢を感じさせるところでございます。生涯活躍のまち構想に向けて、前に進めていくための予算であると感じられます。よって、本予算案に賛成するものでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ないようでしたら、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第24号 平成30年度長柄町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なし。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第25号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論に入ります。
討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第26号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成30年度長柄町介護保険特別会計予算に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第27号 平成30年度長柄町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第28号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第29号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

町長から平成29年度長柄町一般会計補正予算（第8号）議案1件が提出されました。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案を日程追加することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時44分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、追加日程した議案等については、お手元に配付したとおりでございます。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第1、議案第30号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第

8号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長(清田勝利君) 議案第30号 平成29年度長柄町一般会計補正予算(第8号)について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ91万9,000円を追加し、補正後の予算総額を40億1,457万6,000円とするものであります。

歳入の県補助金は、鳥獣被害防止総合交付金の追加交付であります。

歳出では、イノシシ捕獲数増加による捕獲経費として、農林水産業費で鳥獣被害防止対策にかかわる協議会への補助金に計上しております。

以上で一般会計補正予算の説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(月岡清孝君) 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(月岡清孝君) 質疑なし。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(月岡清孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第30号 平成29年度長柄町一般会計補正予算(第8号)を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(月岡清孝君) 挙手全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(月岡清孝君) 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年長柄町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時47分